



* 0 0 2 2 5 9 5 0 0 0 *

0022595-000

759-85イ

ナチス独逸の経済的发展

大原社会問題研究所・訳編

栗田書店

再版

昭15

ADC

132

米國產業協議會



ナチス
獨逸の經濟的發展

大原社會問題研究所



759
854

再版序文

本書の初刊は一昨年六月、私の四回目の渡歐の際であつたが、其後の内外の情勢は、本書の重要性を益々加へた。當時私はブラーグに開かれる第二十四回國際統計協會々議に政府委員として出席し、旁々新興獨逸の國情を視察して歸る豫定であつた。しかるに一方、チェッコ問題のために統計會議は流會となり、他方獨逸國內の情勢も逼迫を加へて客觀的研究を困難とするに至つたので、社會經濟労働の新事態に關する文獻を蒐集携歸し、その利用による新獨逸の研究を本研究所の研究課題に加へ、その結果の「或者は『新獨逸叢書』」として世に問ふこととした。

其後、周知のやうに獨逸はチェ、波を討ち、丁諾を征し、白蘭を蹂躪し、佛蘭西を降して歐大陸に覇を制し、大英帝國と雌雄を決せんとしてゐる。この赫々たる勝利は不屈なる獨逸精神と精銳なる獨逸軍隊の力とに負ふのであるが、同時にナチス支配下における適切なる銃後體制の樹立に待つところも亦甚大である。新興獨逸の勝利の秘密の一つは獨逸産業及労働の新體制にあるといつても過言ではない。本書の重要性の加重を指摘したのはこの見地からであつた。

獨逸の成果に對比して、我國の偉業は聊の遜色もない。日支事變以來三年、大陸における光輝ある勝利は我軍隊の忠勇と一般國民の報國の至誠に基くのであるが、これと表裏すべき銃後體制においては軍官民の幾多の論議と努力にも拘らず、少からぬ遺憾の點を存する現状にある。最近世界の情勢は益々逼迫し、わけても東亞圈の南方への擴大はさらに深刻なる危機を孕み、國內體制の一新は愈々緊急を要するに至つた。第二次近衛内閣はかかる新體制の確立をその重要使命として登場したのである。さうしてこの際、歐洲勝利國の新體制は他山の石として大に學ばるべきであらう。本書の重要性の加重は特にこの點に存するのである。しかし、我々も亦蘇聯や英米に關して適切に呼ばれてゐるやうに、外國崇拜外國模倣は嚴に戒むべきで、我々は我國の歴史と現状とに鑑み、科學者的冷靜を以て取長捨短の操作を行はねばならぬ。終りに、本書の書名は原名に復して「ナチス獨逸の經濟的發展」と改めたが、内容には變りない。再び大方の叱正を乞ふ次第である。

昭和十五年八月

高野岩三郎

譯者序

周知の如く、現在わが國の國民經濟は、政治社會文化の諸領域とならんで、謂ゆる戰時體制下にあるのである。しかし、この戰時體制なるものは、完成品であるといふよりは、むしろその指導原理においても、その構成計畫においても、具體的諸方策においても、いまだ確立への過程にあるものと考へられる。吾々が一方で、經濟生活に關する我國獨特の原理方策の探求を努めるとともに、他方、諸外國における斯方面の經驗を批判的に考察して之に學ぶことを怠つてならぬ所以はここに存してゐる。かやうな視角から見ると、諸外國中幾多の事情において我國將來の發展を最もよく豫示してゐるかに考へられるものに、最近の獨逸がある。だから獨逸最近の發展の客觀的研究は、單なる學問的興味のほか、極めて重要な時局的意義を持つものといふことができよう。しかるに、最近の獨逸の事情に關しては、恰も嘗ての蘇邦においてのやうに、之を取扱つた文獻はなかなか澤山あるのであるけれども、その多くは彼國における支配的權力又はその反對者側から發表された宣傳的意味を帯びたものであつたり、さうでなくとも支配政權の思想政策に

對する主觀的好惡から、不識裡に研究調査の客觀性を損じたものであつたりして、必ずしも事態の客觀的考察に適當した資料のみであるとは云ひがたい。その間にあつて以下に譯出した北米合衆國における『全國産業協議會¹⁾』の發刊にかゝる『國民社會黨下における獨逸の經濟的發展』(同研究叢書二三六號は比較的公平な立場に立つて獨逸の近狀を究明した良書の一つである。原序にもいつてあるやうに、それは「國民社會主義の政治的、社會的哲學に對して何らかの批判を下したり、獨逸政府の掲げてゐる諸々の目標やそれらを達成するために選ばれた方法を評價したり、經濟的領域又は其他何らかの領域において政府の採擇した何らかの政策が實踐上又は經濟上正當であつたかどうかについて意見を表白したりすることを一切差控へ、ひたすら彼處における經濟事情に關する直接の調査と信頼すべき筋の情報とを參考することによつて確認せられた諸事實の明確なる記載たらんことを期した」のである。したがつて讀者にしても、後に述べる二、三の注意を念頭におきつつ本書を讀まれるならば、獨逸最近の事態の推移についてだいたいにおいて正鵠をえた認識がえられるのではないかと思はれる。

原著の公刊者である『全國産業協議會』に敬意を表しつつ、ここにその簡単な説明を加へておけば、同會は一九一六年の創設にかかり、北米合衆國における雇主團體側の最も重要な研究調査機關である。その主なる目的としては、産業經濟の領域における不偏不黨の調査を行ひ、この目

1) National Industrial Conference Board.

2) Economic Development of Germany under National Socialism. New York, 1937.

的のため個人研究調査機關諸團體政府當局と協力し、産業諸事情の基底となり且つ之に影響を及ぼしつつある既存經濟事情の基礎の上に、合衆國における工業家及工業家團體の共同審議の成立を助成し、相互福祉のため被傭者と雇主との間に、また社會公益のため産業従事者と公衆との間に、理解と交友關係を促進することなどが掲げられてゐる。協議會は二十七の雇主團體の聯合であつて、各團體はその費用を分擔し、二名の委員を送つてボードを構成してゐる。協議會の本體をなすものは、多數の有能な經濟學者及經濟事情通を含む約八十名の部員を持つ研究調査部であつて、すでに我國にも知られてゐる幾多の産業及經濟に關する權威ある研究報告を發表してゐる。ここに譯出した報告書はその最近發行のものの一つである。これらの研究はいづれも協議會の目的に應じて、事實に關する情報を提供するにあつて、自分で特定の思想政策施設を樹立、唱導したり、他の思想政策施設を批判することを目的としてゐない。いふまでもなく、本書原著の起草にさいしても、序文にも明かなやうにかゝる立場を嚴守する旨が繰返し述べられてゐるのである。尤も、一部では協議會の諸研究の或部分には往々雇主の立場に都合のよいやうに歪曲されたものがあるといふ批難があり、之に對して協議會側は報告書の科學性に關するかやうな論撃の謂はれなきことを反駁してゐる事實もあるので、讀者はそのことを念頭においておかるべきであらう。なほ、翻譯にあつて原著が英譯の仕方計數の處理統計の扱ひ其

他において往々正確を缺き、中には誤謬とさへ思はれる點もあることに気がついた。相當の根據を以てなしうる限りそれらは譯者の責任において訂正されてゐるが、煩はしいので一々指摘しない。讀者はこのことも含んでゐていただきたい。

終りに尙ほ私の個人的感想を附記しておきたい。私はこれまで歐洲に遊ぶこと合せて三回、第一回は明治三十二年より同三十六年一八九九—一九〇三年、第二回は明治四十二年より同四十四年一九〇九—一九一〇年、第三回は大正十五年九月より翌昭和二年十一月一九二六—一九二七年に互るのであるが、其間常に主として滞在せるは獨逸國であつた。此の書の本文に於て數字的に説明してあるやうに、第一回の時期に於ける獨逸國は既に所謂農業國の姿態を脱して漸く所謂工業國の域に踏み込める時代であつた。是に於て乎、農業立國か工業立國か、保護關稅か自由貿易か、の是非得失論は朝野の間に喧しかつた。ワグナーとブレンターノの火花を散せる論争は今尙ほ私の記憶に新たなる所である。然るに第二回の時期に於て私の前に現はれたる獨逸は、もはやその可否の論議を超越して、明かにそれは商工業國の名實を備へ、正に覇を先進英吉利國と争はんとし、「Deutschland ueber alles」の聲は國の上下に漲り、「カイゼル」の意氣は全世界を呑むの慨ありとも言ひ得たのであつた。更に第三回の客となれる私が、如何に有爲轉變は世の習との諺ありと言ひ乍ら、十數年間に於ける絶大の變動を目撃して、無限の感慨に打たれた

るは、讀者も想察に苦しまない所であらう。尤も、此の時期に同國に遊べる我國朝野の人士の口にする所、乃至我國の新聞雜誌上に於ては却て同國復興の旺盛を稱へる聲の壓倒的なるを見たのであるが、私は寧ろ之と反對に、伯林やミュンヘンの如き大都會の街路に於て頻りに乞丐類の輩の徘徊せることや或は又兒童少年の跣足の儘繁華なる大通りを濶歩するもの少からざること、此の如きは従前には絶無の現象であつたと言へるなどを視ては、事小なるに似たるも、一方今昔變遷の甚だしきに驚くと同時に、他方獨逸復興の前途尙ほ頗る遼遠なるを覺えざるを得なかつたのである。然るに事態は更に急轉復興の大事業は今や新興國民社會黨政權の肩上に懸り、日夜之に向つて邁進しつつあるは、讀者の熟知せらるる所である。私は三週日の後には四たび海を越えて歐洲に渡り、暫く又足を獨逸に留め、親しくその最近の實情を視察せんと欲してゐるのであるが、恰も其の時、本書に接し同國の近狀を知悉し、頗る有益なる準備的知識を得たるを喜んでゐる次第である。嘗に私の如き特殊の境遇に在るものに對してのみならず、苟も思を深く我國現下の時局に致し、之に向つて何等かの貢獻を寄與せんと欲するの人士にとつては、既に上述したやうに、獨逸最近の起伏隆替の狀勢は頗る貴重なる參考資料たること毫も疑を容れない。これ私が敢て本書を我讀書界に紹介する所以である。若し夫れ其の翻譯に至つては、所員數氏が頗る嚴正に其任に當つたので十分の責任をとるに躊躇しないのであるが、其の間素より

多少の瑕瑾なきを保し難い。切に大方の好意的注意を希ふ所である。

昭和十三年六月二十七日

大原社會問題研究所に於て

高野岩三郎

原序

本篇は産業協議會が、その國際部の事業の一部として、過ぐる六年間に獨逸の情勢に關して刊行した四回目の報告書である。すなはち「獨逸産業の合理化」と題して一九二一年に刊行した第一の研究は、産業カルテルの種々の型態の職能と法律上の地位とに特別の力點をおいてなされた獨逸の産業における企業結合運動の分析と、その外債の元利拂に應じうる獨逸の能力についての考察とに當てられた。この第一の問題は、物價の低落と破滅的競争と反トラスト法とに煩はされてゐた米國の實業家にとつて興味あるものであつた。第二の問題は獨逸に數十億弗を貸付けてゐた米國の投資家にとつて、また世界市場において獨逸の競争に對處せんとする米國の輸出業者にとつて、興味あるものであつた。

一九三二年には米國において失業情況が極端に重大化したのと失業保險立法の要望が益々昂つて來たのとに鑑み、協議會は獨逸の失業保險並に失業救濟制度を研究するため、一調査部員を同國に派遣した。この調査の結果は「獨逸における失業保險及失業救濟」と題する書物で公表されてゐる。

一九三三年一月に國民社會黨の執權に導いたところの獨逸における政治的革命以後において、協議會は獨逸の情勢の主要面相の概觀を得、且つ實質上獨逸の政治的債務を免除したところのローザンヌ會議の決議の見地から獨逸外債の現状を再検討することの有益なるを認めた。この研究は「一九三三年初頭における獨逸の情勢」といふ表題で公刊された。

大戰以來、經濟計畫化又は集團主義が獨逸と伊太利と蘇聯とにおいて大規模に適用された。獨逸と伊太利では、民間企業は國家がその奉仕を必要とするといふ理由から、名目上存続を許されて來た。けれども國家は之に規制を加へ、國民全體の利益——この利益が何であるかは執權中の政黨によつて決定せられるのであるが——を促進するためになさねばならぬ事柄を之に申付けるのである。さらに、完全な政治的權力の行使によつて、國家は民間企業がその割當てられた任務を遂行しやすいやうな事情を創成するやうに試みる。之に反して蘇聯では民間企業は存在しない。國家が一切の生産、分配の手段を所有し且つ運用するのである。

これら諸國における集團主義の採擇は甚しく異常且つ緊迫な事情の下に行はれた。しかしかかる事情の存在は國家による非常權力の掌握を正當化したのであつた。これら諸國の人民は經濟的窮乏と精神的憂鬱の状態に立ち至つてゐたので、自然、革命のために準備された形であつた。獨逸、伊太利における民衆に關する限りにおいては、舊制度が一掃されさへすれば、

それが共產主義によつてであらうと、國民社會主義とファシズムによつてであらうと、その方はたいして重大な問題ではなかつたのである。たいていの舊施設は時代に遅れて役に立たなくなつてゐた。若しもさうでなかつたら、それらは残存したことであらう。なるほど、民間企業は存続してはゐる、しかしその存続してゐるのは當座の間、國家が民間企業を以て國家の計畫の實行のため進んで事に當り且つ有效なる要具であると認めただからにほかならぬ。蘇聯においては舊制度の崩壊は完全であつた。といふのは全經濟的社會的構造は破壊され、かくて新國家は獨逸の新支配者の當面した問題とは根本的に異なる問題に面接したからであつた。

國民社會主義とファシズムとボルシェヴィズムの成立の過程を理解することは重大である。だが、獨逸の民主的共和制と伊太利の議會的王制と露西亞のツァーリズムの崩壊についての幾多の尤もらしい説明の相對的重要性に關して、何らかの見解の一致に到達することは至難の業である。他方において、新なる統治の性格について、その標榜してゐる任務について、この任務の完成のために用ゐられつつある方法について、民衆の生活程度の見地よりみて彼らの努力のもたらした成功について、私企業制度下に行はれてゐるものと異り且つそれらよりも優秀な政治的經濟的組織の新規則新原理に彼らの貢獻した範圍について、説述を與へることは同様に重要であり、しかも遙かに實行容易である。これら諸事項の理解こそ、私企業制度の長所に對比し

て集團主義の長所に聰明なる評價を加へるための土臺たらねばならぬのである。

國民社會主義統治の四ヶ年の間に、獨逸政府の對内對外政策は汎く世界の關心を喚起した。國民社會主義者によつて創設された政治制度の非常時的性格と彼らの民族主義哲學と彼らの鬭争的國民主義と彼らのベルサイユ條約の破棄と彼らの熱病的再軍備とは國際的對立を激化し、國々の間に甚しく疑心暗鬼の状態を醸成するに至つた。同時に獨逸における言論出版の自由の撤廢は外部者にとつてこの國の真相を知ることがを極度に困難ならしめた。之に加へて、獨逸に關して手にはいる情報の多くは、この國の事情が極度に危機に瀕し危険であることか、さうでなければ、この國の一切の問題はすでに解決済みで、その人民は繁榮且つ幸福になつてゐることか、を示す目的を以て故意に歪曲されてゐるのである。

一方の側では、廣く主張されてゐる、國民社會主義統治の下に獨逸の人民の生活程度は非常なみじめな状態に低下し、その結果、國內革命を回避するために政府は對外戦争を選ばざるをえないであらう、と。さらに、あらゆる種類の食料品と原料品の容易ならざる不足が存在してゐるといふと、外見上の經濟的復興は巨大な政府の支出によつてもたらされてゐるのだといふと、諸々の計畫を金融するための資金は短期債によつて調達され、それが破産を以て政府を脅かし、猛烈なインフレーションに導きつつあるといふこと、ポルシェヴィズムと國民社會主義との相違は

單に理論上のものであつて實踐上のものではないのだ、といふことが、主張される。之に對して他方の側では、生活程度は非常に改善されたといふこと、食料品と原料品の供給は充分であるといふこと、政府の財政の地位は健全であるといふこと、財政上若くは政治上の危機は存在しないといふこと、國民社會主義は私企業制度の牢乎たる防衛者であり、ヨーロッパにおけるポルシェヴィズムに對する主要な防塞であると言ひ張るのである。

獨逸の經濟狀況を理解することは、國際平和の維持に關心する人々にとつて、經濟計畫化と産業及勞働に對する政府の統制との研究者にとつて、獨逸の合成生産物の故に綿花油羊毛ゴムの如き幾多の原料産業にとつて、獨逸の證券其他の財産形態の所有者にとつて、世界市場における競争者にとつて、重要なのである。

一九三六年の終に、協議會は獨逸の經濟的社會的状況の基礎的姿相の若干につき嚴密なる事實に即する調査をなすの目的を以て、一研究部員を獨逸に派遣した。特別にこの調査員は次の項目に關して情報を蒐集するやうに委嘱された。すなはち、(一)勞働及産業の組織と政府統制の範圍及性格、(二)勞働及産業の經濟的地位、(三)國際取引とその生活程度との關係、(四)政府の財政上の地位、そのさい特に公共土木事業と再軍備計畫の費用に留意すること。本研究は以上の調査の諸結果を含むのである。

この研究の目的は國民社會主義の政治的社會的哲學に對する何らかの審判を表明しようとすることにあつたのではない。また、その目標は獨逸政府の掲げてゐる諸々の目標やそれらを成就するために選ばれた方法を評價することでもなかつた。さらに、本研究にあつては、經濟的領域又は其他の何らかの領域において政府の採擇した何らかの政策が實踐上又は經濟上正當であつたかどうかについて意見を表白する意圖も毛頭ない。本報告はただ單に、獨逸における經濟的事情に關する直接の調査と、信頼すべき筋の情報を參考することによつて確認せられた諸事實の明確なる記載たらんことを期したのである。

けれどもこれらの事實は若干の回避しがたい肝要な結論に導く。國民社會主義の統治は峻嚴なる計畫經濟制度を確立した。政府の目標は經濟制度の運営を政府自らが一般福利と思料したところのもののためになるやう指導するにある。一切の私的利益は國民的利益の犠牲とされうる。そのさい、何が國民的利益を構成するかについては、意見の相違は許されない。この問題は國民社會黨の指導者、首相アドルフ・ヒットラーによつて黨員及商工業の代表者と協議して決定せられるのである。經濟の計畫化は勞働及産業を嚴重に統制しないでは不可能であることが見出された。かくて政府は國民的福利を増進するため民間産業の果さなければならぬ任務を決定し、且つ獨裁的政治權力の行使によつてこれらの任務を成就しうるやうな事情を創

成するやう試みつつあるのである。

國民社會主義の自ら標榜してゐる第一の任務は再軍備である。何となれば、政府は強力な軍隊こそ繁榮且幸福なる獨逸のための第一要件だと信じてゐるから。

第二の任務は經濟的自足である。合成原料品の生産を發達させるために、農業の生産額を増大するために、特定の鑛石及金屬の低品位の國內埋藏量を開發するために、高價な努力が拂はれつつあるのも亦、大部分は國防上の考察から出てゐるのである。そしてこの計畫の執行は貨銀物價資本の供給及配分輸出入に對する完全なる政府の統制を必要とする。

國民社會主義の一切の他の經濟政策は再軍備と經濟的自足とに従屬する。そしてこのことは民衆の生産程度においては少しもこれといふほどの上昇を伴ふことのない商工業の好景氣といふ異例的な現象を説明するであらう。經濟計畫化は、獨逸が國內で生産することのできない原料品、特に特定の金屬飼料、食料品、動物性纖維を外國から輸入するの必要を克服することができなかつた。貨銀率の昂騰しえなかつたのは、何よりもまづ生産費の増大を防止する必要から來たものであつた。何となれば貨銀率の昂騰による生産費の増大は輸出産業の競争能力をヨリ一層阻害するであらうから。

貨銀率、勞働時間、物價、利潤率の公定によつて、輸入を統制し輸出を助成することによつて、工

場及設備の膨脹原料品の供給及配分證券の新發行を規制することによつて、十億マルクを公共土木事業と再軍備に費消することによつて、國民社會主義の統治はこの國の利用しうべき全勞働力に對して規則的な雇傭を供與することに成功した。そのさい、就業者に支拂はれる賃銀率は生活の基本的必要を充たすには足りるが、生活程度における認めうるほどの向上は之を許さぬ底のものであつた。もしも民間企業が自由に機能するとを許されてゐたならば、獨逸の經濟的發展はヨリ有利なものであつたかどうかは、解答しがたい質問である。ひとたび政府が再軍備計畫と經濟的自足の遂行に發程した以上、企業の自由の犠牲は避けがたいものであつた。決定的な問題はむしろ、再軍備計畫が完成され、經濟的自足の諸々の可能性が徹底的に利用し盡された後に、如何なる方向に獨逸が轉向するであらうかといふ點に存してゐる。産業統制のために造り出された巨大な官僚的機構は「武裝解除」されうるであらうか。或はまた、官僚は權力をその掌中に保持するために新なる「非常時」を發明するであらうか。これらの疑問に對する答へは、將來の事件の進行のみが之を與へることが出来る。

本研究を爲し、本報告書を作つたのは、協議會研究部員、ヴァソオトリヴァノヴィッチ氏である。

一九三七年六月

紐育市 會長 ヴァアチル・ジョルダン

目 次

| | | |
|--|-------|-----|
| 譯者序 | | 一頁 |
| 原序 | | 一頁 |
| 梗概 | | 一頁 |
| 第一章 勞働及産業の組織 | | 一頁 |
| 國民勞働統制法 | | 五頁 |
| 經營指導者と信任者會議——經營指導者の權限——勞働監理官の職能——社會的名譽裁判所の職能 | | |
| 勞働戰線 | | 一九頁 |
| 勞働の組織——産業の組織——産業の地域的組織 | | |
| 産業及勞働の聯合組織 | | 二九頁 |

カルテルの發達……………三頁
 要約及結言……………三頁

第二章 獨逸勞働者の經濟的地位……………三七頁

時間Ⅱ及週賃銀(名目的・實質的)……………四頁
 全勞働所得……………四頁
 所得階級別による勞働所得の分配……………五頁
 勞働人口の職業的分布と成長……………五頁
 人口の増加——將來における勞働の供給——熟練勞働に關する立法
 要約及結言……………六頁

第三章 産業の狀態……………七頁

産業復興の性質……………七頁
 資本の供給……………七頁
 國內貯蓄の蓄積……………七頁

第四章 國際收支……………九頁

債權國狀態より債務國狀態への變轉……………九頁
 國民社會主義計畫……………九頁
 貿易の總價額及總數量……………一〇頁
 貿易の地理的分布……………一〇頁
 輸出超過と外國爲替の供給……………一二頁
 對外債務……………一五頁

長期債の國內歸還及び其他の原因による減額の範圍

爲替の必要及受取……………一三頁
 輸出補助金……………一五頁
 封鎖マルク……………一七頁

要約及結言……………三頁

第五章 外國貿易と生活水準……………三七頁

食料品の供給……………一三頁

農産原料品の供給……………一四頁

金屬及鑛物の供給……………一五頁

輸出の推移……………一七頁

第六章 財政……………一六頁

租稅徵收及關稅……………一三頁

歳出の増大……………一五頁

軍備費と公債……………一六頁

要約及結言……………一七頁

統計表一覽

- 第一表 失業勞働者總數並に保險手當及緊急救濟金受領者（一九二八年—一九三六年）……………三頁
- 第二表 工業及手工業における就業勞働者（一九三三年の半ば、一九三六年の半ば）……………四頁
- 第三表 貨幣Ⅱ及實質賃銀の推移（一九一三年以降）……………四—五頁
- 第四表 産業及職業別による男女勞働者の時間賃銀率（一九二八年四月一日—一九三六年四月一日）……………四—七頁
- 第五表 賃銀及俸給による總所得並に純所得（一九二五年—一九三五年）……………五頁
- 第六表 小賣と消費（一九二五年—一九三六年）……………五頁
- 第七表 所得階級別による賃銀及俸給の月所得（一九二九年—一九三五年）……………五—五頁
- 第八表 有業人口（一九二二年—一九三三年）……………五—七頁
- 第九表 人口の職業的分布（一九二二年、一九二五年、一九二七年、一九二五年、一九三三年）……………六頁
- 第十表 人口の成長（一九一五年以降）……………六頁
- 第十一表 追加勞働供給の淵源（一九三七年—一九三八年）……………六—五頁

第十二表 獨逸工業生産の發展(一九二八年—一九三六年)……………三頁

第十三表 直接的失業救済土木事業諸法案に基く政府支出(一九三二年—一九三五年)……………五頁

第十四表 ペルリン五大銀行資産要目―但し貸借對照表總額の百分比にて表示
(一九二九年、一九三二年、一九三五年、一九三六年)……………七頁

第十五表 ライヒス・バンクの状態(一九二八年、一九二九年、一五三二年—一九三六年)……………七頁

第十六表 獨逸における資本建設(一九三二年—一九三六年)……………八頁

第十七表 有價證券發行(一九二八年—一九三六年)……………八頁

第十八表 産業別株價指數(一九二八年—一九三六年)……………八頁

第十九表 獨逸の國民所得(一九一三年、一九二九年—一九三六年)……………九頁

第二十表 獨逸國民所得分配百分比(一九一三年、一九二九年—一九三六年)……………九頁

第二十一表 商品類別外國貿易價額(一九一三年、一九二五年—一九三六年)……………一〇頁

第二十二表 商品類別外國貿易分配百分比(一九一三年、一九二五年—一九三六年)……………一〇頁

第二十三表 商品類別外國貿易價額及數量指數(一九三二年—一九三六年)……………一〇頁

第二十四表 獨逸外國貿易の地理的分布(一九一三年、一九二九年—一九三六年)……………一〇―一七頁

第二十五表 中歐及南東歐の外國貿易における獨逸の分前(一九二九年、一九三五年)……………一二頁

第二十六表 獨逸外債の推移(一九三〇年半ば—一九三六年二月)……………一六頁

第二十七表 外債に關する獨逸の官廳數字(一九三四年二月二十八日現在)……………一七頁

第二十八表 外國人保有の獨逸長期債及短期債(一九三四年末—一九三六年末)……………一九頁

第二十九表 外國爲替の必要及受取(一九三五年、一九三六年)……………二三頁

第三十表 食料品の輸入數量及價額(一九二九年—一九三六年)……………二四頁

第三十一表 獨逸における食料品の消費(一九二八年、一九二九年、一九三二年、一九三六年)……………二四頁

第三十二表 畜産品の生産と家畜飼料の輸入(一九二七年、一九三二年—一九三六年)……………二四頁

第三十三表 農産原料品の輸入超過價額(一九二九年—一九三五年)……………二四頁

第三十四表 重要原料品の輸入超過數量(一九二九年—一九三五年)……………二四頁

第三十五表 農産原料品の供給及『正常』消費……………二四頁

第三十六表 獨逸の原料品供給(一九二九年、一九三五年、一九三六年)……………二五頁

第三十七表 鑛石及金屬の輸入價額及數量(一九二九年—一九三六年)……………二五頁

第三十八表 原料品及半製品の輸出(一九二九年、一九三六年)……………二五頁

第三十九表 紡織製品の輸出價額(一九二九年、一九三四年、一九三六年)……………二六頁

第四十表 獨逸國政府の租稅及關稅收入(一九三二・三年—一九三六・七年)……………二六頁

第四十一表 歳入總額及國民所得（一九一三・四年、一九二五・六年—一九三六・七年）……………一六頁

第四十二表 獨逸國政府の歳出（一九二九・三〇年、一九三二・三年、一九三六・七年）……………一七頁

第四十三表 獨逸國政府の債務（一九三二年三月末—一九三六年三月末）……………一七頁

圖表一覽

第一圖表 保險手當及緊急救濟金受領者數（一九二八年—一九三六年）……………三九頁

第二圖表 有業人口（一八八二年—一九三三年）……………五頁

第三圖表 獨逸工業生産の發展（一九二八年—一九三六年）……………四頁

第四圖表 獨逸の國民所得（一九一三年—一九三六年）……………九頁

第五圖表 食料品輸入數量（一九二九年—一九三六年）……………一四頁

第六圖表 歳入總額及び國民所得（一九一三・一四年、一九二五・六年—一九三六・七年）……………一六頁

梗概

國民社會主義政府は産業における團體協約を信頼せず、また之を認許しない。それは同盟罷業と工場閉鎖とを禁止する。それは指導者としての資本家の掌中に、彼れの經營において満足なる労働條件を維持すべき全責任を委ね、且つ之に必要な権能を彼に賦與する。指導者によつて雇傭されてゐる者すなはち彼れの從屬者は、資本家の決定を遵奉することを拒否しえない。しかし之に不服な場合には、彼らは政府の役人である労働監理官に對して訴願をなすことができる。この労働監理官は初審にして終審の法廷である。監理官は資本家の如何なる決定をも變更することができ、且つ彼を指導者の地位から、換言すれば、彼れ自身の企業の管理から、罷免するところができる。國民社會主義の理論によれば、獨逸における唯一の雇主は獨逸國家であり、如何なる私的利益も國民全體の利益と衝突する限り、神聖たりえない。そのさい、國民の利益とは何ぞやといふ根本的な問題は政府によつて、すなはち國民社會黨によつて決定されるのである。資本家も労働者も國家の命令が如何に自分たちの個人的利益に反することがあつても、之が遂

行を拒むことはできない。

事業活動は不景氣以前の水準を抜くに至つた。失業は實際上排除せられた。けれども経済的回復は普通にみられるやうな好景氣の徴候を伴はなかつた。貸銀率の上昇もなければ、商品及證券市場における人氣も沸騰せず、さしたる配當の増加もなかつた。だがしかし、全國民所得は甚しく増大し、その結果として消費における非常な増大を見るに至つた。全體としての労働者の地位は再雇傭部分的雇傭の排除、殘業の再開のために改善された。貸銀率と物價とを不動の状態に保たうとする政府の政策は完全に成功したといふわけには行かなかつた。といふのは、一つには輸入原料品と食料品との價格は統制不能であつたからであり、二つには、農業者の境遇を改善するために、國內農産物の價格の上騰を許したからである。それ故に、一九三二年に完全雇傭の状態にあつた労働者はその賃銀の購買力の減退を被つたけれども、以前に失業状態又は部分的雇傭の状態にあつた幾百萬の労働者の生活程度は上昇するに至つた。

事業界の復興は公共土木事業及再軍備に對する政府の支出によつて招來されたのである。遊休状態にあつた機械と失業状態にあつた労働者とは、その活動の機會が與へられた。生産及販賣の數量が増大した結果、間接費は低下し、利潤は上騰した。他方において利率は引下げられたが、その代りに租税の負擔が著しく増大した。將來に關する限り、利潤の前途は餘り香ばし

くはない。多くの産業は全能力で働いて居る。従つて生産設備の更新と擴張とのために巨額が投じられなければならぬであらう。租税の負擔は今後もその重壓を續けるであらう。その上生産費は原料品價格の上騰によつて不利な影響を被るであらう、この原料品價格の昂騰は特に合成生産物の増産及低品位の國內鑛石の利用のための第二次四ヶ年計畫と關聯して現はれて來よう。資本の創成と配分とは政府の統制するところである。二次的重要性をしか持たないと考へられる産業における工場及び諸設備の擴張を禁止することによつて、政府は長期資金の充分の額を、それを是非とも必要とする産業と企業とに振向けることができる。したがつて資本の缺乏のために政府が止むなく、外國からの金融上の援助を求める目的でその再軍備計畫とその外交政策を修訂するやうなことは萬々なからうと思ふ。

對外貿易及對外金融取引は完全なる政府統制下におかれた。雙務清算協定が實質上すべての重要國との間に結ばれた。この協定の結果として、獨逸は國際的分業の利益を喪失し、商品の輸出によつて外國爲替の供給と金の保有額を補充する可能性を妨げられるに至つた。輸入に對して嚴重な統制と割當とを行ふことによつて、政府は産業の活動を維持し、榮養標準の低下を防止するに足るだけの外國原料及食料品の供給を確保した。けれども食料品の輸入數量がぎりぎりの點まで切り詰められてゐるので、それ以下にくだれば榮養不良を結果することになる

であらうし、他面では原料品の輸入も、国内生産における増大なき限り、産業的活動を緩漫化することなしには之を削減しえないであらう。

外國爲替の取引を嚴重な統制下におくことによつて、且つ色々な特殊な型態のマルクを採用することによつて、政府はマルク貨の法律上の減價を回避することができ、しかも減價通貨の利益を享有することができた。マルク貨の減價は經濟問題たるよりはむしろ政治問題である。といふのは、外國爲替に對する制限は、内外資本のいづれもが危険な分量において獨逸から流出しないことを政治情勢が保證しない限り、撤廢されえない。

獨逸の對外債務は債權國の通貨の減價によつて、獨逸債券の國內歸還によつて、短期債の償却によつて、急激に減少された。貿易並に爲替の正常状態の下においては、獨逸の對外債務は國民經濟にとつて重大問題化するものではないのである。

經濟活動と國民所得の増大した結果、一方では租稅徵收額が非常に増加し、他方で失業及社會事業費が甚しく減少するに至つた。その結果として、政府はその公債を危険な程度に増大することなくして、その公共土木事業及再軍備計畫に對する巨費を金融することができ、やうになつた。再軍備計畫の費用は約二百二十億ライヒスマルクと推算されてゐる。それは略ぼ同一の割合で經常歳入と借入金とによつて支辨された。獨逸の公債は戦前の水準を超越ること僅

かに四十億ライヒスマルク内外である。一九三二年以降の増加の多くは短期債の形で行はれてゐるけれども、この債務の整理のために政府が難關に立つやうなことは萬々なからうと思ふ。けだし政府は資本蓄積の一切の淵源に對して完全な統制を行使してゐるからである。

第一章 労働及産業の組織

國民社會主義の哲學によれば、一九一九年より一九三三年に至る獨逸社會民主黨の支配下における勞資關係の根本的な誤謬は、人類の進歩を以て勞資間の闘争と見るマルクス主義の考へ方に則つて勞資の間に醸成したところの對立闘争であつた。之に對して國民社會主義は勞資の利害は一致すると教へるのである。すなはち資本家労働者はいづれも労働協同體の同様に重要な成員である。彼らは獨逸人民に奉仕するものであつて、自分たちの利害を人民の全體の利害に服せしめなければならない。

國民社會主義は労働組合運動自身には反對しないが、唯だその政治的委相に對しては反對する。國民革命の後に、労働組合を如何に處置すべきかの問題は、極めて重大であつた。手つ取り早く、労働組合に解散を命じ、その財産を沒收することもできたのである。國民社會主義領袖の一人が述べてゐるやうに、

「吾々は獨逸の人民に向つて、次のやうに宣言するあらゆる權利を持つてゐた、彼らはその組

組織のためにみづから深淵の崖縁に立つに至つたのであるから、吾々は組織に對してモラトリウムを宣せんとしてゐるのだと¹⁾。

けれども、新國家にあつては國策の諸々の目標を遂行するために、労働の組織が必要であつた。それゆゑに、一九三三年五月二日には労働組合は國民社會主義の細胞組織によつて引繼がれた。この細胞組織は元來社會民主黨に對する闘争を行ふために個々の経営内に結成されてゐたものである。ところで、かやうに國民社會主義細胞組織が労働組合を引繼いだことは、階級運動としての労働組合運動の終焉を劃するものであつた。労働者の労働組合と資本家の對抗團體とは労働戦線として知れてゐる單一團體に統一結成され、これが統率者としては、國民社會黨の領袖の一人でその組織部長であるロベルト・ライ博士が任命されたのであつた。

労働戦線は經濟的利益を維持又は増進することを目的とする經濟的利益團體として組織されたのではなくて、組織労働者と資本家とを國民社會主義の信奉者に改宗せしめることを任務とする一個の政治團體として組織されたのである。新組織の目的を説明して、ライ博士は一九三三年八月十三日に次のやうに述べてゐる²⁾。

「労働者團體及資本家團體の組織者、すなはち利潤心理に基づく組織者は、退場しなければならぬ。かかる者は國民の不俱戴天の敵である。労働戦線はも早如何なる社會階級をも認む

べきではなからう。

一九三三年十一月二十七日にライ博士は國労働大臣、國經濟大臣及び經濟問題に關する首相の代表者と共同で、次の聲明を發表した。

「獨逸労働戦線はその經濟的社會的地位に關係なく組織せられた一切の勤勞者の團體である。この團體においては賃銀労働者は經營所有者とならんで、その地歩を占めるのであつてもはや特殊の經濟的又は社會的な階級利益を擁護することに役立つ集團又は結社によつて分裂されることはないであらう。獨逸労働戦線にあつては、賃銀労働者であれ、雇主であれ、個人の價値が決定的因素たるであらう。信頼は人と人との間においてのみ獲られうるのであつて、團體間においては獲られはしない。吾々の指導者アドルフ・ヒットラーの意志によれば、労働戦線は吾々の日常労働生活の物質的問題が決定さるべき場所でもなく、また、個々の労働者の利害の自然的差異の調和さるべき場所でもない。近き將來において、労働條件規制の方法が創定されるであらう、そしてそれは國民社會主義人生觀の命ずるところにしたがつて、指導者とその從屬者との経営内における地位を規定するであらう。労働戦線の最高の目標は全獨逸労働者をして國民社會主義國家と國民社會主義原理に對して忠順ならしめることである。それは特に經營並に我が社會的構成の諸機關において、労働裁判所において、社會保險制

1) ロベルト・ライ「獨逸労働戦線の道程と目標」Robert Ley, "Weg und Ziel der Deutschen Arbeitsfront." これは一九三五年三月七日、労働戦線の指導者が外國新聞記者代表に對してなした演説である。
2) W・マンズフェルト其他著「國民労働の統制。國民労働統制法並に公的行政及經濟労働統制の註釋——初の施行規定參照——」W. Mansfeld and others, "Die Ordnung der Nationalen Arbeit—Kommentar zu dem Gesetz zur Ordnung der Nationalen Arbeit und zu dem Gesetz zur Ordnung der Arbeit in öffentlichen Verwaltungen und Betrieben unter Berücksichtigung aller Durchführungs-Bestimmungen." 柏林。一九三四年五月。

度において指導的役割を果すやう要望せられた人々を教育する仕事を引受ける。それは個々の経営における指導者とその従属者との社会的名譽心をして社会的經濟的新秩序の主要推進力たらしめるやう配慮するであらう。

労働組合と資本家團體の排除は、これら兩團體間の協定にその基礎をおいてゐた賃銀制度の崩壊を伴ふ危険を孕んでゐた。かやうな成行を防止するために、一九三三年五月に一つの法律が通過した(一九三三年五月十九日の^{ゲゼツ・ツウバ・テイトロイ・ンデル・アルバイト}労働監督官法)。そしてこの法律は政府の任命にかかる労働監督官に一切の賃銀問題に關する全權を與へたのである。³⁾ 彼らの任務は賃銀及物價の安定を期せんとする國民社會主義制度の根本政策に準じて、賃銀率における増加をも減少をも防止することに存してゐた。すなはち一九三三年五月十九日より一九三四年一月二十日まで、賃銀協約は舊團體(それらはいまや擬制上にのみ存在するのであるが)において定められた集團間において機能すべきものとされた。けれどもこの擬制を恒久化することは國民社會主義思想にとつて危険であつた。舊労働組合と資本家團體の線に沿ふ賃銀率の調整は、時を経るにつれて、これらの團體を復興し、階級闘争を繼續させる危険を藏してゐた。この理由のため、そしてまた、舊制度の革命的廢棄によつて生じた多くの法制上、實際上の困難の故に、國民社會主義の指導者は一九三四年一月二十日の^{ゲゼツ・ツウバ・オルド・ンク・デル・ナチ・ナレナ・アルバイト}「國民労働統制法」の制定によつて事

3) 上掲書五—六頁。

態を明瞭ならしめようと決意した。この法律は勞資關係に關する國民社會主義の原理を、何よりもまづ「^{フユラ・プリンチプ}指導者原理」を法制化したものである。

國民労働統制法

この法律の制定者は舊制度より新制度への變化が餘りに急速であり且つ餘りに過激である事實に充分氣がついてゐた。「この法律は革命のあはただし急速度からやむなく生れたものであるから、幾多の點に廣汎な自然發展を豫想して、まづ以て國民社會主義原理を確立せんとするものである。しかもこの原理は本法の適用を受くる人民の長期の教育を待つてのみ始めて充分に實現されうるのである。」⁴⁾ 國民社會黨の指導者はまたこの法律の實施と適用が諸々の困難を惹起するであらうといふことにも氣がついてゐた。アドルフ・ヒットラーの語をかりていへば、「單に權力を獲得したといふことだけによつて、吾々がその以前に一定人民大衆の支持をえることなしに、突如として、無から特定の組織改造を實行しうると信ずるのは、最大の誤謬である。民衆はそれにさきだつて何よりも先づ正しき精神を注入されなければならぬ。此處においてもまた、重要なものは、いつでも機械的にたやすく創造することのできる外形よりもむしろ精神なのだ、といふ原則があてはまるのである。」⁵⁾

4) 上掲書七頁。

5) 『我闘争』Adolf Hitler, "Mein Kampf." 六七三頁。マンスフェルド其他書の上掲書八頁に引用。

國民社會主義者の信じたところによれば、マルクス主義者の權力闘争の期間においては、個々の資本家とその労働者との間の諒解と協力は不可能であつた。何となれば、労働者は資本家を創造的な市民の一人であり、経営の指導者であるとは見ずに、階級利益の命ずるままに行動する搾取者にすぎないと見た。他方において資本家は、その労働者をその価格が需要供給の法則によつて規制される商品と考へたからである。

集團主義制度の下では個々の資本家とその労働者とはいづれも、いかなる重要な社會政策の問題に關しても何らの決定をもなすことができなかった。すべてこれらの決定は集團的基礎の上に労働組合と資本家團體とによつてなされたのであつた。これらの組織は、彼ら自身を恒久化し、彼らの存在を正當化するために、個々の経営の側において集團的部面を逸脱して自己の事項を規制しようとするあらゆる企圖に反對した。他方では、その存在を何よりもまづ労働組合に負うてゐる政府と議會とは、立法の通過によつてかかる集團化と集中化の過程を完成した。「かやうにして労働者と資本家とのあらゆる關聯は政府又は團體の政策によつて規制せられ、社會政策の領域において個々の資本家によつて試みられたあらゆる行動は、法文又は團體協約によつて命ぜられ、官吏によつて監督されてゐたのであつた。」⁶⁾

國民勞働統制法の目標は、指導者原理の基礎の上に個々の資本家とその労働者との間の親密

6) W・マンスフェルト其他著上掲書一〇頁引用。

なる關係を回復するための地ならしを爲し、かくして國民社會主義執權以前において勞資關係の行動を統制してゐたところの澤山な法律命令規則を漸次に一掃することに存したのである。經營指導者と信任者會議 本法の第一條及第二條は指導者原理を確立するものであつて、次のやうに書かれてゐる。

第一條 經營ニアリテハ所有者ハ經營ノ指導者トシテ、使用人ト労働者トハ從屬者トシテ、經營ノ諸目的ノ促進並ニ國民及國家ノ共同利益ノタメニ協力ス。

第二條 (一)經營ノ指導者ハ本法ノ規定アル限りニオイテハ、彼レノ從屬者ニ對シテ經營ニ關スル一切ノ事項ニツキ決定ヲナス。

(二)指導者ハ彼レノ從屬者ノ福利ヲ圖リ、後者ハ前者ニ對シテ經營協同體ニ基ヅク忠誠ヲ致スベシ。

會社又は類似の組織にあつては、經營指導者の機能はその法律上の代表者、即ち理事又は重役會議に歸屬する。尤もこの會議はその一員又は責任ある人物を經營指導者として任命してもよい。特定の場合には、經營所有者は彼を代表するため、經營の管理の責任を分擔せる人を任命することもできる(第三條)。支經營又は支店が本經營よりかなりの距離に存在する場合には、別箇の經營と見做される(第四條)。

常時二十人以上を使用する経営において、本法は^{「フェルトラウエンズ・メソッド」}信任者會議を設置すべきことを規定してゐる。経営指導者はこの會議の議長となる(第五條)。本會議の任務は経営内における相互信頼の強化を目的する一切の方策に關して、特に、能率増進策、一般的労働條件及産業安全に關して、指導者に忠言を與へるにある。そのほか、本會議の任務は経営内における一切の爭議の調停を試みることにある。指導者は豫め本會議の見解を聴取することなしに、経営規則にもとづく罰金を課することはできない(第六條)。本會議の大きさは被備者の數に應じて異なること次の如し。

| 被備者數 | 信任者數 |
|----------|------|
| 二〇——四九 | 二 |
| 五〇——九九 | 三 |
| 一〇〇——一九九 | 四 |
| 二〇〇——三九九 | 五 |

會議員即ち^{「フェルトラウエンズ・メソッド」}信任者の數は被備者三百人を増す毎に一人を加ふるも、十人を以て最大限とする(第七條)。各信任者には代理人がある。信任者の資格は本法第八條において次の如く述べられてゐる。

「何人モ滿二十五歳以上ニシテ、一ケ年以上當該經營若クハ企業ニ所屬シ、且ツ二ケ年以上同

一又ハ類似ノ職業又ハ營業部門ニ從事シタルニアラザレバ、信任者タルヲ得ズ。彼ハ市民權ヲ有シ、獨逸労働戦線ニ所屬シ模範的ナル人的資質ニ於テ傑出シ、イツニテモ國民的國家ノタメニ一切ヲ擧ゲテ犠牲ニスルコト確實ナル者タラザルベカラズ。一年以上當該經營ニ所屬スルモノタラザルベカラズトノ要件ハ、本施行後ニ於ケル第一回ノ信任者ノ任命ノ場合ニハ之ヲ適用セズ。」

毎年三月、経営指導者は當該經營における國民社會主義細胞組織の責任者^{「オプペン」}の同意をえて信任者及びその代理人の名簿を作成し、從屬者はこの名簿に對して記名投票によつて賛否の意思表示をなす。そのさい、経営指導者と國民社會黨の細胞組織の責任者とが名簿に關して見解の一致を欠ぐか、或は從屬者が名簿に賛意を表しないか、或は、其他何らかの理由で信任者會議が構成されぬ場合には、労働監理官は信任者又は代理人の必要員數を任命することができる。信任者の任期は五月一日より四月三十日に至る一ケ年である(第九條、第十一條)。

五月一日の労働祭において信任者會議の成員は從屬者の面前で宣誓をして、一切の自己の個人的利益を犠牲にしてひたすら當該經營と國民全體の利益のため、彼らの職務を遂行することを、そして自らの生活振り^{「生活振り」}と自らの職務の遂行振りによつて經營の從業者に模範を垂れることを約束する(第十條)。信任者會議員の職務は名譽職である。彼は普通の賃銀又は俸給を支給さ

れ、さらに彼れの職務の遂行にあつて支出した一切の臨時の費用について、経営者から辨済を受ける(第十三條)。信任者は、彼れの解雇が全経営若しくはその一部の閉鎖によつて必要とされるのでなければ、或はまた雇主が法定の解雇告知期間によることなしに被傭者を解雇しうる事由によつてなされたのでなければ、その雇主によつて解雇されえない。しかし信任者は人的又は事情上の不適格を理由として、労働監理官によつて解任されうる(第十四條)。

信任者會議は経営指導者の如何なる決定をも無効と宣言することはできない。しかし彼らの意見で経営者の決定が経営の經濟的社會的事情に相應しないと思料する事項については、信任者の過半数を以て直ちに書面によつて労働監理官に訴願しうる。訴願中と雖も、指導者の決定は有効である(第十六條)。

類似した生産部門に屬する二個以上の経営が一人の企業の管理に屬する場合には、企業者は社會的事項に關し彼に進言をなさしめるため、個々の経営の信任者會議の成員の或者を以て構成される聯合顧問會議を任命すべきである(第十七條)。

信任者會議は必要に應じて経営指導者によつて召集せられる。なほ、信任者の半数からの申請のあつた場合には、召集せられなければならないのである(第十二條)。

経営指導者の權限 二十人以上の従業者を有するあらゆる経営においては、経営指導者は文

書の形において經營規則を作成公示しなければならぬ(第十六條)。そして經營規則は次の労働條件を包含しなければならぬ(第二十六條—第三十一條)。

一、正常労働時間及休憩の始期及終期

二、労働報酬支給の時及種類

三、請負制又は出來高制の採用されたる経営にあつては、請負又は出來高労働算定の基準

四、罰金の規定せられある場合には、罰金の性質、金額及徴收方法に關する規定

五、法定事由に基づくかすして豫告期間なしになしうべき労働關係解除告知の事由

六、經營規則又は労働契約により法律規定の範圍内において、労働關係の違法解除による賠償金の沒收の定めをなしたるときは、その賠償金額の利用方法

法律の命じてゐる以上の條項に加へて、經營規則は労働報酬の額及其他の労働條件、紀律に關する條項、経営における被傭者の行爲、災害の防止について規定を設けることができる(第二十八條)。労働報酬の額が經營規則中に定められる場合には、最低賃率のみを掲ぐべきであつて、そのさい個々の被傭者の報酬がその能率に従つて定められやう留意しなければならぬ(第二十九條)。経営指導者によつて制定せられた經營規則は從屬者に對して最低條件としての法的拘束力を持つ(第三十條)。

経営指導者の権限はすばらしく廣汎であり、その濫用の可能性は明瞭に大きい。労働者から罷業権が奪はれてゐるから、國民社會主義國家は資本家に對する若干の統制手段を用意することの必要を認め、そして唯一の用ゐられる統制の方法は經濟^{II}及社會政策の問題に對する國家關與の増大であり、さうしてこの關與は労働監理官の任命によつて用意されたのである。

労働管理官の職能 トローイヘンデル、デラ、ブル、ス、バ、イト 労働監理官は廣汎な經濟的地域に對して國政府によつて任命される。この區別は國労働大臣が國經濟大臣と國內務大臣と協議して定めるのである。労働監理官は労働大臣の監督下にある政府の官吏である。彼らの決定は國政府の方針とその訓令とに準據して行はれる(第十八條)。

労働監理官の職務は産業平和を維持するにある。この職務を遂行するために、彼らは次の權限を賦與されてゐる(第十九條—第二十五條)。

- 一、信任者會議の設立及活動を監督し、指導者と信任者會議の間における紛議を裁定すること。
- 二、信任者を任命し、解任すること。
- 三、信任者會議よりの訴願を裁定し、指導者の決定の無効を宣し、監理官自らの規則を發すること。
- 四、経営指導者により申告されたる被傭者の解雇に關して決定を與へること。

- 五、管區内における最低労働條件を定め、經營部門に適用さるべき賃率^{ワリフ、ナル、フ、メン、ゲ}協約規則を發すること。
- 六、經營規則の遵奉を監督すること。
- 七、社會的名譽裁判所の裁判權⁷⁾の遂行に協力すること。
- 八、國労働大臣並に國經濟大臣より受くる詳細なる訓令に従ひ、社會政策的發展に關し、常に國政府に報告を提出すること。

被傭者の解雇に關しては、本法の規定するところ(第二十條)に従へば、常時百人未満を使用する資本家が十人以上を解雇せんとする場合、及び百人以上を使用する資本家が常時使用する従業員の一割又は五十一人以上を四週間に解雇せんとする場合には、前以て文書による申告を監理官に對してなさねばならぬ。申告に明細された員數の被傭者の解雇は、申告が監理官に提示された後四週間を経過するにあらざれば、監理官の同意なしには、行はれえない。労働監理官はその許可を溯及させることができる。監理官はまた申告が提示されて後二ヶ月を経過するにあらざれば、解雇しえざる旨を命令することもできる。もし資本家が申告提出後四週間以内に申告中に發表したる解雇を履行せざるときは、該申告はなされざりしものと見做される。監理官は資本家に對し、申告期間たる四週間の間、又は労働監理官の定めた二ヶ月の間、一週二十四時間を下らざる範圍内において労働時間の短縮を許可することができる。之に反して賃銀の引

7) 本書、一四—八頁參照。

下げは、法律の一般規定又は契約の條項に従ひ雇傭の終了する期日までは、之をなすことを得ない。

何人たりとも労働監理官の發したる文書による訓令に服従することを反復且つ故意に拒否したるときは、罰金に、重大なる場合は禁錮又は罰金及禁錮に處せられる。刑事訴追は労働監理官の告訴を待つて行はれうる(第二十二條)。

労働監理官はその職務範圍の一般的又は原則的性質の問題に關して彼れの諮問に應ずるため、その管區におこる種々の産業部門からの専門家諮問會議を召集する。この會議員の四分の三は労働戦線の提出した候補者名簿から選ばなければならぬ。該名簿は労働監理官の管區における略ぼ同数の経営指導者と信任者會議員を含み、職業及産業を代表するものでなければならぬ。専門家の四分の一については、労働監理官は該地位に適當と思料する人々のうちより之を任命することができる(第二十三條)。

社會的名譽裁判所の職務 國民労働統制法は労働協同體の各員の社會的責任感を最も重大視する。それは經濟生活の部面に新なる倫理的觀念を移入し、協同體における彼らの地位に鑑みて彼らに歸屬するところの義務を良心的に遂行する責任をあらゆる労働者と資本家とに負擔せしめる。特に、各個人は常ニ自己ノ責任ヲ意識シテ、經營ヘノ奉仕ニ彼ノ全力ヲ捧ゲ、共同福

利ニ服事セザルベカラズ(第三十五條)。

社會的名譽裁判所は各労働監理官區に設立される。裁判所は三名から構成され、一人は國の判事、一人は経営指導者、一人は信任者である。そのうち國の判事は裁判長として働くのであつて、國労働大臣の同意をえて國司法大臣によつて任命される。裁判長は労働戦線によつて彼に提出された候補者名簿から、陪席員として働らくところの他の二名を任命する。裁判長は該名簿に例記された名前の順序に従つて選擇しなければならぬ。但し出來うる限り、兩陪席員が被告人と同じ産業部門に屬するやう留意すべきである(第四十一條)。

社會的名譽に反する犯罪は本法に次の如く列舉せられてゐる(第三十六條)。

- 一、何人と雖も監督者の地位にあつてその權限を濫用し、彼れの從屬者の労働を惡意を以て虐使し又は彼らの名譽感を毀損したる場合
- 二、從屬者が惡意を以て他の從屬者を煽動して經營内の産業平和を危殆ならしめた場合、特に信任者が經營内の事業活動に意識して不當に干渉し、經營協同體における協同體精神を繼續的に惡意を以て紛亂せしめたる場合
- 三、經營協同體の所屬者が監理官に對し反復して輕率に根據なき訴願又は提議をなし、又は監理官の文書による訓令に違反したる場合

四、信任者がその職務の遂行中に知悉するに至り且つ秘密事項として指示せられたる内密の
情報若しくは経営上又は事業上の秘密を権限なく公表したる場合

経営の成員による社会的名譽に對する犯罪の告發は、證據書類を添へ文書を以て労働監理官
に對してなされねばならぬ。監理官は事犯を審査し、被疑者を訊問し、該犯罪が社会的名譽裁判
所に廻付すべきほど重大なるものなり否やを決定する。監理官が名譽裁判所に對して訴訟を
提起せんとするこの請求を同裁判所に廻付する場合には、彼れの行ひたる審査の結果を示す陳
述書を添付しなければならぬ(第四十三條)。

名譽裁判長は労働監理官のこの請求を根據なきものとして却下することができる。その場
合監理官は一週間以内に名譽裁判所に本案の審理を請求することができる(第四十五條)。

裁判長が犯罪の犯されたることを認めた場合には、戒告、譴責又百ライヒスマルク以下の罰金
の刑を課することができる。被疑者も労働監理官もこの判決に不服なるときは、一週間以内に
名譽裁判所に異議を申立てることができる。名譽裁判所は次の刑を命ずることができる(第三
十八條)。

一、戒告

二、譴責

三、一萬ライヒスマルク以下の懲戒的罰金

四、経営指導者又は信任者の地位に對する資格剝奪

五、経営において保有せし地位よりの罷免

名譽裁判長は審理の公開を禁止することができる(第四十七條)。労働監理官は審理に立會ひ
動議を提出する権限を持つ。被告人は辯護士を代理人たらしめることができる(第四十八條)。

労働監理官は名譽裁判所の如何なる判決に對しても控訴することができる。被告人は百ラ
イヒスマルクを超ゆる罰金又は上掲第四號及第五號の刑を宣告されたるにあらざれば、控訴を
提起することはできない。

控訴は伯林における國名譽裁判所に提起される。この裁判所は高級裁判所の判事二名、経営
指導者一名、信任者一名、國政府代表一名より構成される。二人の判事——その一人は裁判長で
ある——は労働大臣の同意をえて司法大臣によつて任命される。経営指導者と信任者とは裁
判長によつて任命される(第五十條)。

本法は社会的名譽に關する犯罪をば、信任者會議員による内密なる情報又は事業上の秘密の
公表に關する唯一の場合を除いては、極めて包括的な言葉を以て定義してゐる。しかし本法に
おけるこの包括的な言葉遣ひの意圖は明瞭である。すなはちその目標とするところは、一方で

は事業管理者の側における権力の濫用と、他方では労働者による事業活動に對する不當の干渉と産業平和の攪亂とを防止せんとするにある。社會的名譽裁判所の全思想は新奇である。それは國民社會主義國家によつて慎重に提唱されてゐる。その意圖がこれらの裁判所によつて一聯の新なる法律上の先例を作ること存せずして、むしろ事業活動より生ずる諸問題に對する態度における根本的變化を招來することに存したことは明瞭である。

國民労働統制法は産業關係の領域において國民社會主義の最も重要な原理を呈示するものである。すなはち、この原理は何よりもまづ所有者の權利義務と國家のそれとに關係してゐる。所有者は彼れの經營の指導者たることを許されりて、本法は彼が從屬者即ち労働者の指導者たるべきことを要請してゐる。労働者は指導者のいかなる決定をも變更すべき何らの自助的手段をも持たず、彼らはただ國家から、即ち彼らの地方に於ける労働監理官から、救済を求めうるのみである。労働監理官は國家を代表するものであるから、彼らの決定に對しては控訴は存在しない。彼らは政府の官吏であつて國政府の訓令に従つて行動する。それ故に本法の實施が成功するかどうかは、何よりもまづ、本法の運用にたゞさはる行政官の人物能力と、本法の精神を理解する資本家及労働者の能力、用意によつて定まるであらう。本法通過以來、獨逸の經濟的情勢は主として再軍備計畫の要求によつて影響せられて來た。經濟的緊張は必

然的に凄じいものであり、經濟的活動にする國家の統制は峻嚴であつた。かやうな事情のものにおいては、この新法律の原理に對して公平なテストを加へることは不能であつた。このテストが行はれるのは、經濟的政治的一般事情が生活程度の上と現在國家によつて課せられてゐる無數の經濟的制限の緩和を許すやうになつた時であらう。

國民労働統制法によつて國民社會主義國家はその黨組織の建設における經驗をば經濟的領域において實踐に移さうと試みつつあるのである。國民社會黨においては最下部の地域的單位は廣汎なる獨立性を保持してゐる。統制は上からの規則や規約によつて行はれるのではなく、共通の^{サエルト・アンシヤウング}世界⁸⁾ 觀又は人生哲學によつて行はれるのである。政黨建設の原理が經濟制度に對して成功的に適用することができるものかどうかは、將來において解決さるべき問題である。この實驗の運命は究極の分析においては、この國の經濟的政治的運命と結びつけられてゐる。革命はいまだ完成されてゐない。國家政策の進行は異なる思想を持つ多くの團體によつて影響されつつあるのであつて、究極において社會化がどの程度まで行はれるかは、現在において之を豫言することは困難である。

労働戦線

8) この語はアングロ・サクソン人にとっては無意味であつて翻譯できぬが、獨逸人にとっては深遠な意義を持つてゐるのである。

舊來の労働組合と資本家團體との殘骸の上に労働戦線を建設するには、國民社會黨内における非常な困難と思想の衝突とが伴はれた。この思想闘争の詳しい性質は不明であるが、しかしそれが獨逸労働の新組織が如何なる範圍まで國家の社會^{II}及經濟政策と個々の事業經營のそれとに影響を及ぼし決定を與へることを許されるか、といふ點に關聯してゐたことについては、疑ひが存しない。なかんづく、經濟大臣ヒャルマア・シャハト博士の指導下にある産業の組織を労働戦線に適合せしめる方法を發見することが特に困難であつた。シャハト博士は労働團體又は政黨の領袖が經濟的事項に對して不當な干渉を加へることを回避するのに熱心であつた。一九三四年十月二十四日首相アドルフ・ヒットラーによつて發せられた獨逸労働戦線^{ドイツ・ネアルバイツ・フロント⁹⁾}令によつて、労働戦線は國民社會黨の指導下におかれ、黨の組織部長ロベルト・ライ博士がその組合長に任ぜられた。彼は他の指導者及主任者を任免する權能を持つてゐる。しかし本令はこれらの指導者及主任者がまづ第一に國民社會黨員から選ばれるべきことを規定してゐる。労働戦線の財政は國民社會黨の財政部長の監督及統制下にある。労働戦線の任務は、經營指導者間には彼らの從屬者の正當なる要求の理解を、從屬者間には彼らの働いてゐる經營の經濟的地位の理解を生ぜしめることによつて産業平和を確保するにある。紛議の場合には、労働戦線は自ら紛議を調停し、以て國家機關、すなはち労働監理官と労働裁

9) クラウス・ゼルツネル「獨逸労働戦線——思想と構造」Claus Selzner, Die Deutsche Arbeits front-Idee und Gestalt. 伯林。一九三五年。二四——七頁。

判所との決定を仰ぐべき件數を減少するものと考へられてゐる。

労働の組織 労働戦線は伯林の本部から統理せられてゐる。本部は十四の部に分れ、それは實際上、獨逸労働のあらゆる經濟的社會的姿相を取扱つてゐる。その部の名稱次の如し。

- 一、出版部
プレツセニアムト
- 二、政治教育部
シユウレングスニアムト
- 三、社會福利部
ゾチヤール・ニアムト
- 四、宣傳部
プロパガンダ・ニアムト
- 五、國民保險部
ニアムト・フニア・フォルクスゲズンド・ハイト
- 六、職業教育及労働指導部
ニアムト・フニア・アルバイツ・フニールシグ・ウインド・ベル・フスエルツ・イ・ウング
- 七、法律相談部
ニアムト・フニ・アレヒツ・ベライトウング・ス・シユテツレン
- 八、青年部
ユイゲンド・ニアムト
- 九、教育部
ニアムト・フニ・アウスビルドウング・ス・ウエーゼン
- 十、婦人部
フラウエン・ニアムト
- 十一、住宅部
ハイム・シユテツテン・ニアムト
- 十二、事業部
ヴァイルト・シャフト・ニアムト

第一章 労働及産業の組織

二二

- 十三、労働科 学 研 究 所
アルバイツセンシヤトリツヘスインスデトウト
- 十四、産 業 自 治 部
アマトニヤ、セルブストフェルアントウケルトウング
- 十五、「歡びによる力」部
クラフト、ヘルヒ、フロイデ
- 十六、夜 閑 利 用 部
アマトニヤ、ニア、ファイエルアイベン、ダグ、スタルトウング

たいていの部の内容はその名前を見ればわかる。けれども若干の者についてはその社會的・經濟的含蓄の故に、特別の説明を加へておく價值がある。事業部は保險施設、建築組合、銀行などの幾多の事業を営む。これらの事業はもと獨逸の労働組合によつて創設されたもので、國民社會黨が集團主義原理に反對であるに拘らず、労働戦線によつて引繼がれたところのものである。職業教育及労働指導部は獨逸労働者を助けて、自己に最も適當した職業を見出させることに、おいて集團的な仕事を爲しつつある。職業教育は、あらゆる他の労働戦線の活動のやうに、國民社會主義の原理の教育と結びついてゐる。教育と指導の仕事は國民の一般的經濟利益を考慮して行はれる。労働者を人員過剰の職業及地域から、就職機會の好望且つ恒久的な職業及地域に移動させようとする企圖が試みられてゐる。

實際的社會主義における興味ある實驗は、「歡による力」部によつて實行されてゐる。その部は數百萬の獨逸労働者のために格別の低旅費で旅行のできる計畫を立て、之に金錢上の補助を與

へてゐる。この部は一九三三年十一月に組織され、その存立第一年の間に、約二百萬人の労働者がその休暇旅行課によつて旅行に出かけたのである。一九三六年にはこの人數は六百萬人に上つたといふ。此の部はその成員の専用に宛てられてゐる汽船と海岸避暑地を所有且つ經營してゐる。さらにそれにはスポーツ課があつて、この課はその成員がスポーツ設備と運動場を確保することに援助を與へ、且つ健康な戶外生活を享樂する方法を彼らに教へる。「労働の美」と呼ばれてゐる課は、その經營内に衛生的審美的改善を採用するやう資本家を勸説することをその任務としてゐる。それは一步を進めて、資本家に對しては、「労働の美」専門家によつて労働者の快適のために考察された椅子と卓子を購入するやうに、製造業者にはかやうな椅子と卓子を製造するやうに、勸説することまでもやつてゐる。旅行課の活動が労働大衆の間に非常な好評を博するに至つてゐることは殆んど疑ひない。といふのは計畫された旅行はいづれも魅惑的であり、その費用は大量購買によつて平均的な賃銀労働者の負擔しうる水準にまで低減されたからである。

夜閑利用部は講演、音樂會、演劇、美術展覽會其他彼れの協同體における教育的娛樂的催物について労働者の相談に應じる。その目的とするところは、労働者が國民社會主義國家の幸福にして尊敬すべき一員たるに最も適切な仕方であつて、彼れの夜閑を利用するために彼らをかかせる會合に

出席させることに存するのである。

労働戦線の組合員は約二千萬人である。その年々の収入は約三億ライヒスマルクで、賃銀控除の方法で組合員から徴収される。癩疾養老年金失業扶助及葬儀費のための支出は約八千萬ライスマルクに上り、約一千二百萬ライヒスマルクは労働裁判所に出訴した組合員の裁判費用として支拂はれた。職業教育の費用は約四千萬ライヒスマルクであり、六百萬ライヒスマルクが労働戦線保健署のために費されてゐる。行政費は約七千萬ライヒスマルク、即ち、全収入の約二割三分に上つてゐる。¹⁰⁾

労働戦線の地域的組織は國民的社會黨の組織に照應してゐる。すなはち、一個の外人團を含む三十三の労働戦線管区^{ガウツアルトング}と八百四十一の地方團^{クワイス}と一萬四千七百四十四の地區團^{オルツアルトング}とがある。¹¹⁾

労働戦線は上記の政治的組織に加へて産業別にも組織されてゐる。以前の獨逸労働組合に照應して次の如き十八の産業別全國組織がある。飲食物工業、織維工業、被服製造業、建築業、木材工業、金屬工業、化學工業、出版業、紙工業、交通及公企業、鑛業、銀行、保險業、自由職業、農業、皮革工業、一石採取業、商業、手工業のそれである。

地域的組織の最下級の單位は經營協同體^{ベトリプスゲマインシャフト}であつて、それは二十人以上の労働者を使用す

るあらゆる經營内に存在してゐる。經營協同體の理事長は國民社會黨の黨員でなければならず、且つ通常はNSBOとして知られた國民社會黨經營細胞組織^{ナチオナル・ソチアル・リス・ツシエ・ベトリプス・ツエレン・オルガニザチオン}の細胞責任者である。このNSBOは全組織の構造における最重要なる單位である。それは信頼できる經驗のある黨員を以て構成され、その任務は經營が國民社會主義の原理に沿うて運営されて行くやうに監視すること、及び政府と黨指導部とに經營の事情に關する情報を供給することに存してゐる。かやうな方法によつて國民社會黨の本部は二十人以上の労働者を使用する事業經營と不斷の接觸を保つのである。

産業の組織 労働戦線の組織は、一九三五年三月、資本家團體を労働戦線の構成中に編入するための暫定的協定が取結ばれるまでは、いまだ完成されなかつた。これらの資本家團體の先端には國民社會黨政府の經濟大臣シャハト博士が立つてゐた。一九三四年二月二十七日の法律によつて彼は國民社會主義國家がその經濟政策を實行するのに利用することのできるやうな包括的な工業及商業の組織を創設するために、廣汎な権限を與へられた。すなはちシャハト博士の賦與せられた権限は次の如くである。

一、特定の團體を當該工業又は商業の唯一の代表團體として認許すること。

二、新團體を設立し、二個以上の團體にその活動を共にすべきことを強要し、又は既存團體を解

10) これらの数字はすべて労働戦線の組合長ロベルト・ライ博士が一九三五年三月七日柏林でした演説から採つたものである。

11) クラウス・ゼルツネル上掲書一九頁。

散すること。

三、團體に指導者原理を移入すること。

四、團體の定款及團體間の協定を變更すること。

五、團體の指導者を任免すること。

六、如何なる經營に對して又は一切の經營に對して團體への加入を強制すること。

シャハト博士によつて展開された計畫の下において、國內の全事業は「オラガニサチオン・デル・ゲゼルツツハ營業的經濟的組織」といふ職業的身分に編成された。この職業身分的組織は(一)工業(二)手工業(三)商業(四)銀行業(五)保險業(六)動力業の六大全國事業群を含み、そのうち最大の全國群は工業のそれである。

この全國工業群は七個の主要群(ハフト・グループ)に區分され、後者はさらに經濟群(ワイルト・シャフト・グループ)に細分される。全國手工業群は約五十の全國同業組合(ライヒス・インダストリアル・アソシエーション)を以て構成され、其他の全國群は直ちに經濟群に區分され、經濟群は一つ以上の部に細分される。

以上六個の全國群は、この職能の線に沿ふ組織に加へて、地方群(ベチルク・グループ)によつても組織される。これらの地方群は一産業地方にある單一全國群例へば工業群に屬するすべての資本家を代表する。數個の異つた事業部門を代表する地方群はそれらの共同利益を擁護すべき重大な經濟的必要の起つた場合には、職能的地帶群を形成することができる。地帶群もまた全國經濟會議

所に代表せられる。

産業の地域的組織 獨逸は地域的に十四の地方に區分され、各地方には一個の經濟委員會(ワイルト・シャフト・カムマッ)が存置されてゐる。但し、ヴェストファリアと西南獨逸には例外的に二個ある。經濟委員會は當該地方における一切の經濟的利益の代表者である。當該地方の商業會議所の會頭がこの委員會の委員長である。彼は二人の委員長代理を持つ、その一人は手工業を代表するものでなければならず、他の一人は經濟大臣によつて任命され、當該地方における最重の産業を代表するものたるべきである。各委員會は諮問會議を持ち、それは當該地方における一切の經濟群、即ち全國群、主要群、地方群、商業會議所、手工業會議所の各會長と一人の農業代表者、一人の地方自治體代表者から構成される。この經濟委員會は法律上の制度ではない。したがつてその職務は法律によつて規定せられず、その定款の異なるに従つて地方地方で違つてゐる。その勸告と決定とはその地方の商業會議所か又は種々の産業群かを通して實行されるのである。

一地方における工業及商業の法律上の、即ち成法上の代表者は商業會議所である。それは一般的な經濟Ⅱ及社會政策の一切事項について、並に課税、外國爲替、原料輸出、外國貿易等の問題に關して、當該地方の工業及商業の利益を代表する。商業會議所の會員たることは當該地方における一切の企業に對して強制的である。會議所は國民社會主義の指導者原理の線に沿うて運

12) これらの組合の數個に對し、經濟大臣は強制的に一組合に合併することを命ずることが出来る。

營される。會議所の會頭又は指導者は經濟大臣によつて任命され、且つ罷免されることもできる。經濟大臣はまた會頭に協力する諮問會議の委員を任命する。すべての商業會議所の中央組織は工業及商業會議所聯合會である。この會頭は經濟大臣によつて任命される。彼はその仕事を商業會議所と經濟委員會とを代表する三十名以下よりなる諮問會議によつて補佐せられる。

一切の職能的及地域的産業團體は全國經濟會議所に代表せられる。本會議所は次の諸成員によつて構成される。

- 一、工業及商業會議所聯合會の會頭
 - 二、六個の全國事業群の各會長
 - 三、七個の主要工業群の各會長
 - 四、交通業の代表者四人
 - 五、農業の代表者數名
 - 六、自治體の代表者數名
 - 七、經濟大臣の任命による工業家數名
- 國民社會主義國家の廣汎な經濟政策は經濟大臣によつて經濟會議所を通して實行されるのである。

13) 以前には工業及商業會議と呼ばれてゐた。

である。

産業及労働の聯合組織

ロベルト・ライ博士の指導下にある労働の組織とシャハト博士の統率下にある産業の組織との間の衝突は現在のところの労働自治の組織によつて解決されてゐる。この團體の形成は一九三五年三月二十六日におけるシャハト博士とライ博士と労働大臣ゼルデの間に結ばれた有名なライプツィヒ協定の結果である。

労資の聯合組織は次の諸團體によつて構成される¹⁴⁾

(一) 全國勞資會議 この會議は全國經濟會議所の諮問會議の委員と全國勞働會議の委員から構成される。この全國的な労働及産業の聯合會議のすべての委員は労働戦線の組合員でなければならない。會議は労働戦線の組合長と全國經濟會議所の會頭によつて召集される。經濟大臣と交通大臣と労働大臣とは會議に出席する権利を持つてゐる。會議の職能は本來審議的且つ諮問的である。會議の任務は産業及労働の見地より經濟Ⅱ及社會問題を討議し、國策の形成と適用とにあつて生ずることあるべき困難を克服するにある。國家が或る政策を採擇する場合には、會議は摩擦なしに之を實行するための、そして一般にこの國策を産業

14) 全國勞資會議が一九三五年柏林で發行した「協働の新形態」"Neue Formen der Gemeinschaftsarbeit."

と労働とに理解させるための手段たるのである。

全国労働會議は、特に全国經濟會議所と協力する目的を以て組織されたものであつて、労働戦線の組合長の任命する約八十名の委員から成る。産業部門別のライヒス・ベトリヤ・スウェーデン・フィンランドの各會長と労働戦線の各地方事務所長とは特別に詮衡された人々と共に、労働會議を構成するのである。

(二)地方労働資會議ベテルクス・テール・バイツ・ワンド・ヴァルト・シャフツ・レーア 本會議は經濟委員會の委員と労働會議の委員とから成るもので、労働戦線の組合長によつて地域的勞資協力の目的を以て設立されたのである。¹⁵⁾

(三)労働委員會アル・バイツ・テール・シュツツ 本委員會は約二十五哩を半径とする圏内にある同一部門の産業に屬する一切の經營を代表する六名以下の資本家と六名以下の労働者から構成される。かやうな委員會が幾千となく組織せられた。この委員會は如何なる決定をなす権限をも持つてゐない。その職能は貸銀率災害防止職業疾患一般労働條件のやうな問題に關聯して労働監理官及労働戦線に對して助言を與うるにある。

(四)信任者會議 これは個々の經營における勞資の自治を代表するものである。

産業團體にあつては加入は強制的であるが、労働團體においては任意的である。國家及自治體の企業を含むあらゆる企業と事業を經營するあらゆる人々は、それぞれの産業の職能群及地域群に登録しなければならぬ。登録の過怠者には重い罰金が課せられる。

15) 労働委員會の委員の少くとも半分は労働監理官を補佐するために創設された専門家委員でなければならぬ。

カルテルの發達

労働戦線に編成された産業團體は價格生産販賣地域取引條件の統制を目的とする如何なる活動にも従事することを禁止されてゐる。これらの職能は企業聯合會の司るところである。¹⁶⁾けれども一九三六年十一月十二日の命令によつてカルテルは産業團體の監督下に置かれた。その結果、これら二つの典型の團體間の精確な關係が如何なるものとなるであらうかといふことについては、今日之を言ふのは時期尚早である。將來におけるカルテルの發達がカルテル又はその個々の成員の如何なるもの利益によつてよりも、貸銀物價・外國貿易・財政の領野における廣汎な國民的諸政策によつて益々多く嚮導されるに至るであらうといふことは多分にありうべきことである。過去においてはカルテルはその成員の利潤の増大をその唯一の目的とする生産者又は商人の任意的結社であつたのである。¹⁷⁾

一九三三年及一九三四年兩年には、事業沈滞期に續くあらゆる他の回復期におけるがやうに、カルテルの數における、特にその當時までは僅かしかカルテル化されてゐなかつた完成品工業及卸賣商業において、大變な増加があつた。一九三三年には七十六、一九三四年には約三十一、一九三五年には約十三、一九三六年には約十一のカルテルが組織された。一九三五・六兩年の停頓も

16) 全国産業協會委員會發行「獨逸産業の合理化」報告一九三一年、特に第一章附錄一參照。

17) 石灰カルテル・苛性加里カルテルのやうな少數の強制カルテルがあつた。

亦以前の経験と一致するものである。¹⁸⁾

七つの産業は一九三三年にカルテルを作るやう政府から強制された。一九三四年に石炭、セメント、巻煙草、魚製品の重要産業を含む九つの強制カルテルが組織された。一九三五年には、低交流電力工場被鍛性鑄鐵製圖業、タイルを含む六つの強制カルテルが組織された。一九三六年には剃刀、刃生産者及平版印刷業が強制的にカルテル化された。他方において人絹、眞鍮管、鑄鎖カルテルは一九三三年に、煉瓦カルテルは一九三四年に、電氣卸賣紡績原料腕時計中央煖房及換氣産業のカルテルは一九三六年に解散させられた。

商工業の労働戦線への編成によつて、さうして今日では内地産原料品及半製品の一切と少くとも完製品生産の半分¹⁹⁾に及んでゐるカルテルによつて、國民社會主義政府は事業のあらゆる方面に完全な統制を行ひつつある。政府の目的は、如何なる個人又は集團の利害をも顧ることなく、一般福利——この一般福利が何であるかは、一に國民社會黨が決定するのであるが——のために、國內の經濟生活を指導して行くことに存するのである。

要約及結言

國家統制の擴張は根本的には、食料品も原料品との充分な供給をえることと、再軍備計畫を金

融することとの困難によつて惹起された非常事態に基づくものである。問題は次の點に存してゐる。すなはち、非常事態に處するために採用せられた峻厳且包括的な統制の制度を運用するために政府によつて造られて來、現に造られつつある巨大な官僚的機關は、果して經濟的非常時局の情態が消失すれば、それにつれて謂はば「武装解除」されるかどうか、といふ點にある。國民社會主義の經濟政策は、國家は民間企業者と競争すべからず、となすにある。「國家は單に國民經濟の指導のみを、換言すれば、人民及國家の要求に最も適當する方法によつて經濟を管理及組織することのみを、その任務とする。この制限の埒内においては、民間企業家の創意は、それが全體經濟の福利を考慮する限り、あらゆる方法を以て國家によつて促進されるのである。」²⁰⁾

民間企業が私的利益のためにする活動を國家が許すのは、民間企業が利潤獲得のために追求すべき政策と、國民全體の利益のために國家の建てた計畫の遂行に干渉しないために民間企業が追求しなければならぬと國家の決定した政策との間に衝突の存せざる限りに於てである。國民社會黨は經濟計畫を持つてゐない。同黨の權力への上昇は現存事態に對する猛烈なる反抗の結果である。ロベルト・ライ博士の報ずるところによると、一九二七年に國民社會黨の専門家がヒットラー氏に一つの計畫²¹⁾を提出した。之に對してヒットラーは次のやうに答へたとす。

20) 景氣研究所附録一九三六年三月二十一日。
21) フリッツ・モルシュタイン・マルクス「第三國家における政府」Fritz Morst-in Marx, "Government in the Third Reich." (紐齊、一九三六年)一三四頁におけるロベルト・ライ「獨逸法」Ro.ert Ley, "Deutsches Recht." 第五卷四三頁よりの引用。

18) 景氣研究所週報一九三六年三月十一日。
19) 上掲書。

「何か或る一つの経済計畫を確認することは、予のなしうる最も愚なことであらう。吾々はすでに非常に澤山な経済計畫を持つてゐるのだから、さらにまた一つの計畫を公表する理由は確かに少しも存在しないのである。」

国民社会主義の経済政策は再軍備といふ大業のために國內における一切の建設的勢力を利用する必要によつて支配されて來た。経済制度の機能における何らかの急激な攪亂は獨逸の経済力を阻害したであらう。それ故に、國家はそれが相續した制度を破壊してその廢墟の上に新構築を建てるためではなく、この國の國民經濟を再軍備の計畫と「國民的自由」との要求に適應させるために、その巨大な政治的權力を用ゐたのである。

労働の集團的力は破砕された。團體協約も罷業権も存在しない。現存の法律制度の下では罷業は國家に對するものたらざるを得ない。商工業の組織は國家によつて統制されてゐる。その統率者は仲間から選ばれた實業家ではなく、国民社会黨の経済大臣である。事業家は彼に對して意見を開陳する特權を持つてはゐるが、彼れの命令に服従することを拒みえない。個々の事業家は彼れの經營の指導者となされた。彼れの被傭者は彼れの從屬者である。彼らは彼れの命令を實行することを拒みえないが、彼れの決定に對して労働監理官に訴願することができる。この政府の官吏は労働紛議の調停に對して最終の審判廷である。資本家も労働者も彼

れの決定に對して抗議しえない。

勞資間の闘争は禁止された。勞資双方に對して、獨逸における唯一の傭主は獨逸人民であり、國民の利益と調和しない限りは、如何なる私的利益も神聖でない。旨が、國家によつて告げられる。國家は經營所有者の行動が社會的名譽に違反する場合には、指導者の地位から之を罷免することができ、同じ理由によつて、國家は被傭者の就いてゐる地位を剝奪することができる。國家は特定産業の成長が望ましくない場合には、さうして國民經濟の他の部門に資本がヨリ痛切に必要とされる場合には、當該産業への投資を禁止することができる。國家は拂ひ出されうる利潤の金額を決定し、剩餘金として保有される金額の利用方法を統制することもできる。また、國家は種々の産業及個々の企業の處分に委ねられる原料品の額を決定する。最後の手段としては、國家は物價、賃銀、利率、信用の額及分配を公定するのである。

國民社会主義統治の四年間に創設された經濟的社會的制度は試驗的である。それは日々に變更されつつある。Fogelmaを満足するためではなく、焦眉の急に應ぜんためである。國民社会主義は獨逸の經濟的社會的組織に對する何らかの獨斷的計畫によつて指導されてゐない。國民社会主義の労働立法は調子の高い、しかし漠然とした言辭に充ちてゐる。行政官は政府以外からは何らの制限を被らない廣汎な權限を與へられてゐるのであるが、彼らの指針となるべき



具體的な規則及規約の存在してゐないといふことは顯著な事實である。それゆゑに理論的にいふと、民間事業の活動における廣汎な自由への復歸といふことは、完全な國家社會主義の建設いふことと全く同やうに、起りうべきことである。獨逸がいづれの道を辿るか、歴史が示すであらう。近き將來に關する限りにおいては、如何なる急激な變化をも期待する理由はないのである。

第二章 獨逸における労働者の經濟的地位

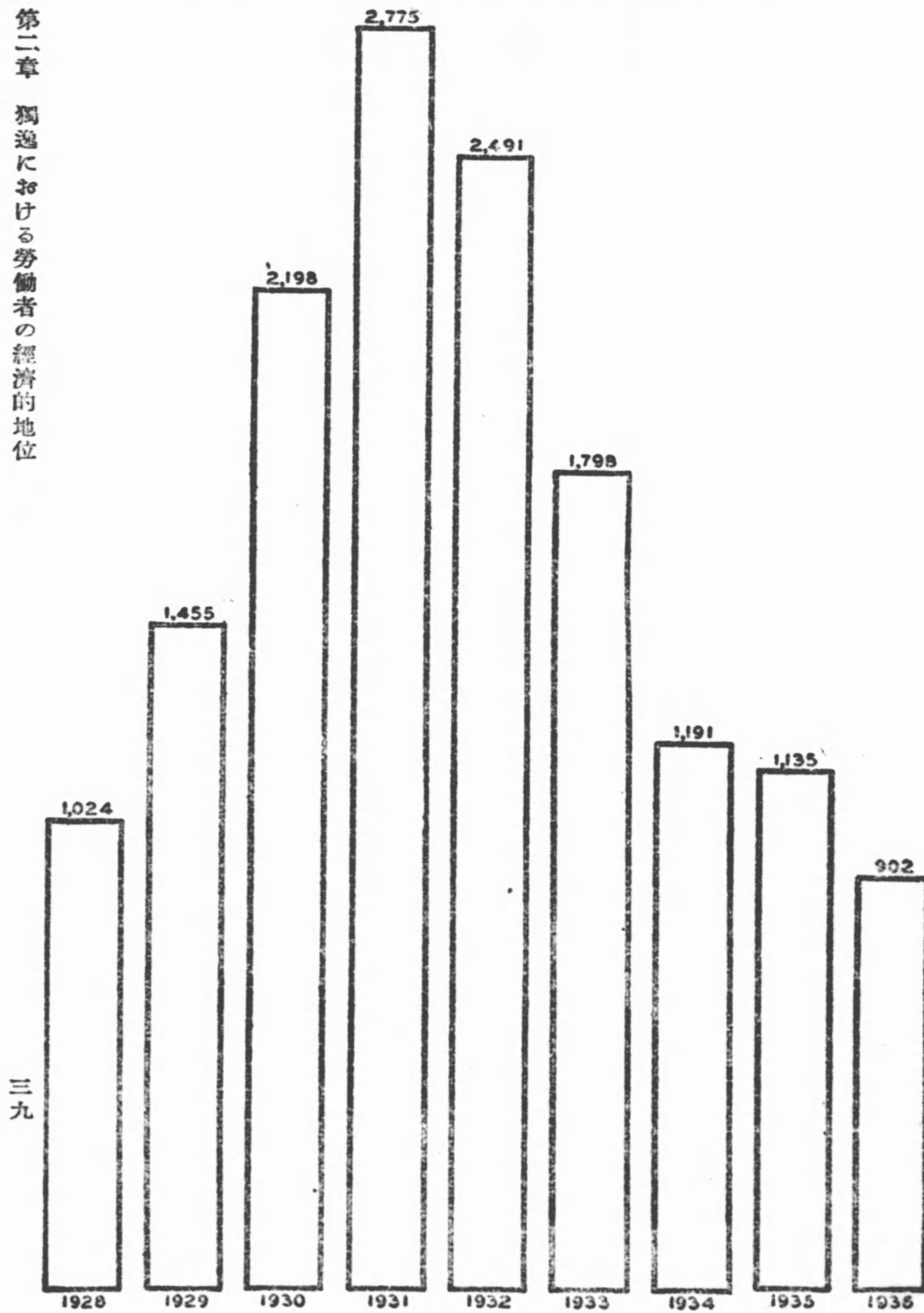
國民社會主義統治の第一次四ヶ年計畫(一九三三—三六年)の最要の任務は失業を除き労働者の地位を改善するにあつた。一九三三年一月の權力掌握に先だつ諸選舉闘争における國民社會黨の主要スローガンは「アルバイト・ウント・プロット仕事と、パン」であつた。

一九三三年の初頭には失業保險を管掌せる労働事務所に登録せる失業者は第一表に示されてゐるやうに、六百萬人以上を數へた。之に加へて恐らく一百万人の「不可見」失業者が存在してゐた。彼らは就職の希望を全然失つてゐたので、求職のため労働事務所に出現することをやめた連中である。登録失業者數は不斷に減退し、遂に一九三六年九月には一百万を僅か超過するにすぎぬ程度の數字となり、他方「不可見」失業は殆んど全く消失した¹⁾。この「不可見」失業者百万中、約五十萬人は雇傭不能者と推算されてゐる。殘餘の失業は大部分は事業活動の季節的變動と産業活動の斷續的特質とに起因する。一九三七年一月に失業者が百八十五萬三千人に増加したのは、寒天によつて影響された特定産業活動において普通に見られる程度の季節的沈衰の結果

1) フリードリッヒ・シルツ博士「失業克服闘争における獨逸の行き方」 Friedrich Syrup, "Deutschlands Weg im Kampf gegen die Arbeitslosigkeit." 『ドイツシャフツ・リツグ』 Der Wirtschafts-Ring. (伯林、一九三七年一月五日) 九頁。

第一圖表 保險手當及緊急救済受領者數 (1928—1936)

出所——『獨逸國勞働時報』及獨逸國統計局 (單位, 千人)



第二章 獨逸における勞働者の經濟的地位

第一表 失業勞働者總數並に保險手當及び緊急救済金受領者 (192—1936) (單位千) 出所——『獨逸國勞働時報』及獨逸國統計局

| 年 | 月 | 失業者總數 | 保險手當受領者 | 緊急救済金受領者 |
|-------|------|-------|---------|----------|
| 1928: | 年平均 | 1,433 | 889 | 135 |
| 1929: | 年平均 | 1,914 | 1,276 | 179 |
| 1930: | 年平均 | 3,140 | 1,789 | 409 |
| 1931: | 年平均 | 4,573 | 1,697 | 1,078 |
| 1932: | 年平均 | 5,580 | 1,054 | 1,437 |
| 1933: | 一 月 | 6,014 | 953 | 1,419 |
| | 二 月 | 6,001 | 942 | 1,513 |
| | 三 月 | 5,599 | 686 | 1,479 |
| | 四 月 | 5,331 | 530 | 1,409 |
| | 五 月 | 5,039 | 466 | 1,336 |
| | 六 月 | 4,857 | 416 | 1,310 |
| | 七 月 | 4,464 | 394 | 1,253 |
| | 八 月 | 4,124 | 360 | 1,170 |
| | 九 月 | 3,849 | 316 | 1,109 |
| | 十 月 | 3,745 | 317 | 1,072 |
| | 十一 月 | 3,715 | 345 | 1,058 |
| | 十二 月 | 4,059 | 554 | 1,175 |
| | 年平均 | 4,733 | 523 | 1,275 |
| 1934: | 一 月 | 3,773 | 549 | 1,162 |
| | 二 月 | 3,373 | 419 | 1,083 |
| | 三 月 | 2,798 | 249 | 911 |
| | 四 月 | 2,609 | 219 | 841 |
| | 五 月 | 2,529 | 232 | 822 |
| | 六 月 | 2,481 | 265 | 814 |
| | 七 月 | 2,426 | 290 | 799 |
| | 八 月 | 2,398 | 310 | 783 |
| | 九 月 | 2,282 | 298 | 757 |
| | 十 月 | 2,268 | 328 | 736 |
| | 十一 月 | 2,353 | 388 | 735 |
| | 十二 月 | 2,605 | 535 | 765 |
| | 年平均 | 2,658 | 340 | 851 |
| 1935: | 一 月 | 2,974 | 808 | 814 |
| | 二 月 | 2,764 | 719 | 821 |
| | 三 月 | 2,402 | 458 | 815 |
| | 四 月 | 2,233 | 336 | 788 |
| | 五 月 | 2,019 | 277 | 739 |
| | 六 月 | 1,877 | 251 | 716 |
| | 七 月 | 1,754 | 233 | 671 |
| | 八 月 | 1,706 | 232 | 648 |
| | 九 月 | 1,714 | 239 | 636 |
| | 十 月 | 1,829 | 306 | 645 |
| | 十一 月 | 1,984 | 387 | 666 |
| | 十二 月 | 2,508 | 660 | 749 |
| | 年平均 | 2,147 | 409 | 726 |
| 1936: | 一 月 | 2,520 | | 1,537* |
| | 二 月 | 2,515 | | 1,552 |
| | 三 月 | 1,937 | | 1,133 |
| | 四 月 | 1,763 | | 990 |
| | 五 月 | 1,491 | | 842 |
| | 六 月 | 1,315 | | 744 |
| | 七 月 | 1,170 | | 663 |
| | 八 月 | 1,098 | | 618 |
| | 九 月 | 1,035 | | 576 |
| | 十 月 | 1,076 | | 601 |
| | 十一 月 | 1,197 | | 669 |
| | 十二 月 | 1,478 | | 896 |
| | 年平均 | 1,550 | | 902 |

* 1936年の数字は獨逸國失業保險局の財源から扶助を受けた人々の總數を示す。

第二章 獨逸における勞働者の經濟的地位

たといふ事實に反映してゐる。この期間において建築業の就業者は六十六萬六千人から二百五萬七千人に、即ち二〇八・九％だけ増加した。鐵鋼業、機械製造業、動力車輛製造業における就業者數の大増加は一部分は政府の再軍備計畫に、一部分は公共土木事業の復活に、歸せられる。紡織工業と被服工業において就業者が相對的に増加しなかつたのは、一方には原料の欠乏に、他方では、これら産業における就業者の減退が生産財工業においてよりも少かつた事實に、起因する。就業者數をば一九三七年の初頭に達せられた高水準に維持しうるか否かの問題は、根本的には國家財政の問題であり、また、再軍備のための大支出が終つた場合に、高水準の活動を繼續しうる能力が民間にあるかどうかの問題である。國家がその支出を減殺し、個人住宅の建築に對する現在の制限を撤去すれば、直ちに建築業に顯著な復興が現はれるであらうといふ見解が廣く抱かれてゐる。

時間Ⅱ及週賃銀（名目的及實質的）

一九三三年以降、國民社會主義統治の基本政策の一つは、時間賃銀率の増加を防止し、同時に生活費の昂騰を回避するに存してゐた。この政策の第一の部分は、勞資關係に對して政府の行使した完全な政治的統制を通して成就された。しかし第二の部分は、國際諸勢力の獨逸經濟上に

3) 第六章參照。

及ぼす統制不能の影響のためと、農産物の價格を騰貴させようとする政府の願望のために、ヨリ困難であつた。

第三表は一九一三—一四四年におけると一九二七年より一九三六年半に至る時間當り及週當りの名目Ⅱ及實質賃銀を示し、第四表は一九二八年より一九三六年に至る主要工業における名目賃銀率を表はすものである。基準年度の一九一三—一四年を一〇〇とすれば、工業労働者の名目時間賃銀の平均は一九三〇年には二〇七・一で、一九三二年には一六六・四である。それはさらに一九三三年には一六一・四に、一九三四年には一六一・二に減少し、以後一九三六年半迄同一點に釘付されてゐる。一時間の労働の購買力は一九一三—一四年の一〇〇から一九三一年において戦後の最高點一四四・四に上昇した。その時以來、それは絶えず低落の一路を辿り、一九三六年半における一二九・五に至つてゐる。

名目週賃銀は、低賃率と労働時間が每週四十六時間から一九二九年における四十一時間半に短縮されたことのため、一九三二年において一三〇・五といふ最低點に下降した。一九三二年以降は名目週賃銀の指數は労働時間の延長の結果、かなり確實な上昇傾向を示した。一九三六年の半においては指數は一三八・〇を示し、毎週の平均労働時間は四十五・九時間であつた。一九三六年の半における週賃銀の購買力は一九二八年の平均よりも高く、一九三〇年に到達した

第三表 貨幣=及實質貨の

出所—

| 年次 | 貨幣貨銀 | | | | | | | | | |
|------------------------|----------------------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|
| | 全産業の貨銀指數 1913=100 | 總稼得 | | | | | | | | |
| | | 鐵鋼業 | 金屬加工業 | 化學工業 | 大工指物業 | 建築業 | 印刷業 | 紡織工業 | 製靴業 | 醸造業 |
| ペニツヒ又はライヒスペニツヒにおける時間賃銀 | | | | | | | | | | |
| 1913-14 | 100.0 | 53 | 54 | 50 | 54 | 55 | 62 | 36 | -1 | 57 |
| 1927 | 177.8 | .. | .. | .. | .. | .. | .. | 69 | .. | .. |
| 1928 | 193.2 | 100 | 96 | 97 | 110 | .. | .. | .. | .. | .. |
| 1829 | 203.7 | .. | .. | .. | .. | 114 | 136 | .. | 84 | .. |
| 1930 | 207.1 | .. | .. | .. | .. | .. | .. | 77 | .. | 117 |
| 1931 | 196.5 | 91 | 93 | 94 | 107 | .. | .. | .. | .. | .. |
| 1932 | 166.4 | .. | .. | .. | .. | .. | 112 | .. | 63 | .. |
| 1933 | 161.4 | .. | .. | .. | .. | .. | .. | 62 | .. | .. |
| 1934 | 161.2 | .. | .. | 81 | 72 | .. | .. | .. | .. | .. |
| 1935 半 | 161.2 | .. | 83.8 | 80.5 | 70.3 | 69.8 | 103.8 | 54.8 | 61.6 | 101.6 |
| 末 | 161.2 | 86.5 | 83.8 | 82.5 | 70.4 | 72.4 | 106.5 | 54.8 | 62.4 | 101.2 |
| 1936 半 | 161.2 | .. | 85.7 | 81.8 | 70.5 | 70.1 | 106.7 | 55.6 | 63.4 | 100.8 |
| マルク又はライヒスマルクにおける週賃銀 | | | | | | | | | | |
| 1913-14 | 100.0 | 34 | 31 | 29 | 30 | .. | 35 | 21 | 23 | 33 |
| 1927 | .. | .. | .. | .. | .. | .. | .. | 35 | .. | .. |
| 1928 | 167.9 | 52 | 44 | 50 | 49 | .. | .. | .. | .. | .. |
| 1929 | 177.4 | .. | .. | .. | .. | .. | 69 | .. | 36 | .. |
| 1930 | 173.3 | .. | .. | .. | .. | .. | .. | 33 | .. | 56 |
| 1931 | 158.0 | 33 | 37 | 41 | 42 | .. | .. | .. | .. | .. |
| 1932 | 130.5 | .. | .. | .. | .. | .. | 52 | .. | 28 | .. |
| 1933 | 131.4 | .. | .. | .. | .. | .. | .. | 27 | .. | .. |
| 1934 | 135.9 | .. | .. | 35 | 31 | .. | .. | .. | .. | .. |
| 1935 半 | 134.3 | .. | 40.51 | 35.82 | 33.29 | .. | 48.29 | 22.40 | 25.21 | 42.15 |
| 末 | 138.1 | 44.20 | 41.15 | 36.92 | 33.49 | .. | 50.55 | 22.09 | 25.07 | 42.32 |
| 1936 半 | 138.0 | .. | 42.25 | 37.77 | 34.32 | .. | 50.48 | 23.13 | 27.10 | 44.73 |

第二章 獨逸における労働者の經濟的地位

四五

發展 (1913 年以降)

獨逸國統計局

| 全産業の貨銀指數 1913=100 | 1913 年の購買力における實質賃銀 | | | | | | | | |
|------------------------|--------------------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|
| | 總稼得 | | | | | | | | |
| | 鐵鋼業 | 金屬加工業 | 化學工業 | 大工指物業 | 建築業 | 印刷業 | 紡織工業 | 製靴業 | 醸造業 |
| ペニツヒ又はライヒスペニツヒにおける時間賃銀 | | | | | | | | | |
| 100.0 | 53 | 54 | 50 | 54 | 55 | 62 | 36 | 41 | 57 |
| 120.2 | .. | .. | .. | .. | .. | .. | 47 | .. | .. |
| 127.4 | 65 | 63 | 64 | 73 | .. | .. | .. | .. | .. |
| 132.3 | .. | .. | .. | .. | 73.9 | 89 | .. | 54 | .. |
| 139.8 | .. | .. | .. | .. | .. | .. | 52 | .. | 78 |
| 144.4 | 68 | 70 | 68 | 77 | .. | .. | .. | .. | .. |
| 138.0 | .. | .. | .. | .. | .. | 93 | .. | 56 | .. |
| 136.8 | .. | .. | .. | .. | .. | .. | 52 | .. | .. |
| 133.1 | .. | .. | 67 | 60 | .. | .. | .. | .. | .. |
| 131.1 | .. | 67.3 | 64.7 | 57.0 | 56.6 | 84.9 | 44.1 | 50.4 | 83.1 |
| 130.6 | 70.4 | 67.9 | 66.9 | 57.1 | 58.7 | 86.3 | 44.3 | 50.6 | 82.0 |
| 129.5 | .. | 68.8 | 65.7 | 56.6 | 56.3 | 85.7 | 44.7 | 50.9 | 81.0 |
| マルク又はライヒスマルクにおける週賃銀 | | | | | | | | | |
| 100.0 | 34 | 31 | 29 | 30 | .. | 35 | 21 | 23 | 33 |
| .. | .. | .. | .. | .. | .. | .. | 24 | .. | .. |
| 110.7 | 34 | 29 | 33 | 33 | .. | .. | .. | .. | .. |
| 115.2 | .. | .. | .. | .. | .. | 45 | .. | 23 | .. |
| 117.0 | .. | .. | .. | .. | .. | .. | 22 | .. | 37 |
| 116.1 | 28 | 28 | 30 | 30 | .. | .. | .. | .. | .. |
| 108.2 | .. | .. | .. | .. | .. | 43 | .. | 23 | .. |
| 111.4 | .. | .. | .. | .. | .. | .. | 23 | .. | .. |
| 112.2 | .. | .. | 29 | 26 | .. | .. | .. | .. | .. |
| 109.2 | .. | 32.54 | 28.77 | 26.98 | .. | 39.48 | 18.02 | 20.63 | 34.46 |
| 111.9 | 35.96 | 33.35 | 29.92 | 27.14 | .. | 40.96 | 17.90 | 20.32 | 34.29 |
| 110.8 | .. | 33.94 | 30.34 | 27.57 | .. | 40.55 | 18.58 | 21.77 | 35.93 |

第二章 獨逸における労働者の經濟的地位

四四

第四表 同上

| 産業 | 1928 | 1929 | 1930 | 1931 | 1932 | 1933 | 1934 | 1935 | 1936 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 高級窯業 | | | | | | | | | |
| 熟練工 | | | | | | | | | |
| 男 | 82.3 | 82.3 | 87.4 | 82.1 | 70.9 | 70.9 | 70.9 | 70.9 | 70.9 |
| 女 | 50.0 | 50.0 | 54.0 | 50.4 | 43.4 | 43.4 | 43.4 | 43.4 | 43.4 |
| 不熟練工 | | | | | | | | | |
| 男 | 68.1 | 68.1 | 72.5 | 68.2 | 58.9 | 58.9 | 58.9 | 58.9 | 58.9 |
| 女 | 42.2 | 42.2 | 44.5 | 42.0 | 36.1 | 36.1 | 36.1 | 36.1 | 36.1 |
| 木材工業 | | | | | | | | | |
| 熟練工 | .. | .. | .. | 111.2 | 94.1 | .. | 79.4 | 79.3 | 79.3 |
| 不熟練工 | .. | .. | .. | 91.3 | 75.8 | .. | 62.0 | 62.1 | 62.0 |
| 紡織工業 | | | | | | | | | |
| 紡工及織工 | | | | | | | | | |
| 男 | 71.5 | 74.6 | 76.0 | 71.8 | 65.4 | 63.9 | 63.6 | 63.6 | 63.6 |
| 女 | 54.7 | 57.5 | 58.7 | 55.6 | 51.4 | 50.2 | 50.0 | 50.0 | 50.0 |
| 不熟練工 | | | | | | | | | |
| 男 | 59.7 | 62.1 | 63.5 | 60.2 | 54.7 | 53.4 | 53.1 | 53.1 | 53.1 |
| 女 | 44.3 | 46.5 | 47.4 | 45.0 | 40.6 | 39.8 | 39.5 | 39.5 | 39.5 |
| 被服製造業 | | | | | | | | | |
| 熟練工 | | | | | | | | | |
| 男 | 92.4 | 96.1 | 96.2 | 94.3 | 83.5 | 74.1 | 74.1 | 73.8 | 73.8 |
| 女 | 56.7 | 58.2 | 59.9 | 59.0 | 51.5 | 48.6 | 48.6 | 48.6 | 48.6 |
| 製靴工業 | | | | | | | | | |
| 男 | 60.1 | 90.1 | 98.3 | 93.2 | 79.2 | 79.2 | 79.2 | 79.2 | 79.2 |
| 女 | 68.2 | 68.2 | 74.4 | 70.5 | 59.9 | 59.9 | 59.9 | 59.9 | 59.9 |
| 醸造業 | | | | | | | | | |
| 醸造工 | 113.1 | 119.9 | 123.5 | 124.1 | 106.5 | 105.4 | 105.2 | 105.2 | 105.2 |
| 不熟練工 | 100.1 | 105.9 | 109.4 | 109.9 | 94.3 | 93.3 | 93.2 | 93.2 | 93.2 |
| 女子 | 62.8 | 67.0 | 69.4 | 70.2 | 60.2 | 59.6 | 59.5 | 59.5 | 59.5 |
| 製パン業 | | | | | | | | | |
| 熟練工 | 92.1 | 96.9 | 101.0 | 96.0 | 83.2 | 80.2 | 80.2 | 80.0 | 80.0 |
| 不熟練工 | 78.8 | 82.7 | 86.2 | 81.9 | 71.2 | 68.5 | 68.5 | 68.3 | 68.3 |
| 女子 | 52.7 | 55.5 | 57.8 | 54.9 | 47.7 | 46.0 | 46.0 | 45.9 | 45.9 |
| 鐵道 | | | | | | | | | |
| 熟練者 | 92.2 | 96.3 | 96.3 | 90.4 | 78.3 | 78.3 | 78.3 | 78.7 | 78.7 |
| 半熟練者 | 76.2 | 80.0 | 80.0 | 75.5 | 75.3 | 65.3 | 65.3 | 67.5 | 67.5 |
| 不熟練者 | 73.8 | 77.6 | 77.6 | 74.2 | 63.7 | 63.7 | 63.7 | 64.4 | 64.4 |
| 郵便局 | | | | | | | | | |
| 熟練者 | 86.2 | 89.9 | 89.9 | 89.9 | 73.0 | 73.0 | 73.0 | 73.4 | 73.4 |
| 半熟練者 | 74.0 | 77.5 | 77.5 | 77.5 | 64.1 | 64.1 | 64.1 | 66.9 | 66.9 |
| 不熟練者 | 72.0 | 75.6 | 75.6 | 75.6 | 62.8 | 62.8 | 62.8 | 62.8 | 62.8 |

第二章 獨逸における労働者の經濟的地位

第四表 産業及職業別に依る男女労働者の時間賃銀率

(1928年四月一日—1936年四月一日)

出所—獨逸國統計局(單位ライヒスベニツヒ)

| 産業* | 1928 | 1929 | 1930 | 1931 | 1932 | 1933 | 1934 | 1935 | 1936 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|------|
| 全産業 | | | | | | | | | |
| 男熟練工 | 95.9 | 101.1 | 102.8 | 97.4 | 81.6 | 78.5 | 78.3 | 78.3 | 78.3 |
| 半熟練工 | 77.5 | 81.8 | 83.3 | 79.3 | 68.8 | 68.2 | 68.2 | 68.3 | 68.3 |
| 助工 | 75.2 | 79.4 | 80.7 | 76.6 | 64.4 | 62.3 | 62.2 | 62.2 | 62.2 |
| 女熟練及半熟練工 | 60.3 | 63.4 | 64.6 | 61.5 | 53.1 | 51.7 | 51.6 | 51.6 | 51.6 |
| 助工 | 49.8 | 52.7 | 53.6 | 51.0 | 43.9 | 43.4 | 43.3 | 43.4 | 43.4 |
| 炭鑛業 | | | | | | | | | |
| 坑夫 | 110.2 | 121.5 | 123.9 | 113.9 | 95.5 | 95.5 | 95.5 | 95.5 | 95.5 |
| 不熟練工 | 68.8 | 76.4 | 78.0 | 71.5 | 60.0 | 59.9 | 59.9 | 59.9 | 59.9 |
| 金屬加工業 | | | | | | | | | |
| 熟練工 | 86.5 | 93.4 | 95.4 | 90.9 | 78.5 | 77.9 | 77.9 | 78.0 | 78.0 |
| 不熟練工 | 77.4 | 84.9 | 87.1 | 82.5 | 71.3 | 71.0 | 71.0 | 71.1 | 71.1 |
| 助工 | | | | | | | | | |
| 男 | 70.2 | 74.7 | 76.5 | 72.8 | 62.3 | 61.8 | 61.8 | 61.9 | 61.9 |
| 女 | 50.8 | 54.3 | 56.0 | 52.8 | 45.3 | 45.0 | 45.0 | 45.1 | 45.1 |
| 化學工業 | | | | | | | | | |
| 職工 | 97.9 | 102.3 | 107.5 | 106.5 | 87.4 | 87.1 | 87.1 | 87.1 | 87.1 |
| 事務所使用人 | 78.7 | 82.2 | 86.4 | 85.3 | 70.3 | 70.1 | 70.1 | 70.1 | 70.1 |
| 女工 | 52.5 | 55.2 | 57.9 | 56.9 | 47.1 | 46.9 | 46.9 | 46.9 | 46.9 |
| 建築業 | | | | | | | | | |
| 石工 | 111.9 | 119.5 | 125.2 | 118.8 | 102.9 | 81.5 | 81.1 | 81.1 | 81.2 |
| 手傳及地下労働者 | 87.3 | 94.0 | 98.5 | 92.7 | 80.4 | 65.2 | 64.8 | 64.9 | 65.0 |
| 製紙業 | | | | | | | | | |
| 紙製機械工 | .. | 93.9 | 98.4 | 91.5 | 78.4 | 75.9 | 75.9 | 75.9 | 75.9 |
| 不熟練工 | 67.5 | 69.9 | 73.2 | 68.8 | 58.8 | 57.4 | 57.4 | 57.4 | 57.4 |
| 女子 | 45.9 | 47.2 | 49.6 | 46.4 | 39.7 | 38.6 | 38.6 | 38.6 | 38.6 |
| 紙製品製造業 | | | | | | | | | |
| 熟練工 | | | | | | | | | |
| 男 | 102.9 | 110.5 | 115.5 | 108.2 | 92.9 | 92.9 | 92.9 | 92.9 | 92.9 |
| 女 | 61.0 | 64.9 | 68.0 | 63.7 | 54.5 | 52.7 | 52.7 | 52.7 | 52.7 |
| 不熟練工 | | | | | | | | | |
| 男 | 78.0 | 82.2 | 86.7 | 80.8 | 69.0 | 69.0 | 69.0 | 69.0 | 69.0 |
| 女 | 49.8 | 51.5 | 54.7 | 50.8 | 43.0 | 43.0 | 43.0 | 43.0 | 43.0 |
| 印刷業 | | | | | | | | | |
| 植字工 | 112.5 | 117.3 | 117.3 | 110.3 | 96.1 | 96.1 | 96.1 | 96.1 | 96.1 |
| 不熟練工 | 98.5 | 103.3 | 103.3 | 96.7 | 84.8 | 79.7 | 79.7 | 79.7 | 79.7 |
| 女子手傳工 | 61.4 | 64.2 | 64.2 | 60.4 | 52.8 | 48.8 | 48.8 | 48.8 | 48.8 |

* 十七産業における最高賃銀階級に屬する労働者の時間賃銀率。

第二章 獨逸における労働者の經濟的地位

戦後の高水準に比して少しく低いばかりである。

この結論はしかしながら若干の制限を必要とする。何となれば、まづ第一に、労働者は一九二八年及三〇年におけるよりもヨリ高い割合の總所得を租税及社會保険料として支拂はねばならぬから。この點は總所得と純所得の分析に關聯して討究されるであらう。⁴⁾ 第二に、労働者の購入する商品の品質が若干低下した。第三に、官廳の生計費指數は一九三二年以後に起つた物價の昂騰を充分に反映してゐない。それ故に平均的な獨逸労働者の生活程度は稍々低下したのである。賃銀率の釘付状態は不動の物價水準によつて伴はれなかつた。といふのは政府の經濟計畫は重大な外國爲替問題を惹起し、國內農産物價格を騰貴させ、特定の食料品及原料品の非常な輸入減をよぎなくしたからである。だが、生活程度の低下は誇張さるべきではない。労働人口の地位は全體としては改善せられた。このことは全労働所得と基本商品の消費との數字によつて表示せられてゐる。

全労働所得

獨逸における労働所得の統計においては總所得と純所得の數字が別々に表はされてゐる。

總所得は労働者全體に對して支拂はれた報酬の總額を示し、純所得は欲望満足のために労働者

4) 四八—五一頁参照。

全體が充當しうべき額を表はす。兩者の差額は社會保険料、労働戦線の掛金⁵⁾、冬期救濟寄附金、租税の支拂のために労働者の賃銀所得から控除された額にあたる。第五表は一九二五年より一九三六年に至る賃銀労働者及俸給生活者の數、總所得、租税、社會保険、其他の掛金、純所得を示すものである。

就職中の賃銀労働者、使用人及官公吏の數は一九二九年の二千二十萬から一九三二年の一千四百七十萬に、即ち二七・二%だけ減少した。同じ期間に總所得は四百三十億ライヒスマルクから二百五十七億ライヒスマルクに、租税と社會保険料とを控除した純所得は三百八十五億ライヒスマルクから二百二十五億ライヒスマルクに、即ち四一・六%だけ減少した。一人當りの總所得は二千百三十一ライヒスマルクから千七百四十九ライヒスマルクに、即ち一七・九%だけ、一人當り純所得は千九百六ライヒスマルクから千五百三十三ライヒスマルクに、即ち一九・六%だけ減少してゐる。

之に對して一九三二年より一九三五年に至る期間には、就業者數は千四百七十萬人から千八百五十萬人に、即ち二五・九%だけ、總所得は三百二十二億ライヒスマルクに、即ち二五・三%だけ、純所得は二百八十一億ライヒスマルクに、即ち二四・九%だけ、増加した。一人當りの總所得は實質上同じ位の千七百四十二ライヒスマルクに停まり、一人當りの純所得は僅かばかり減じて千五

5) 一九—三〇頁参照。

第五表 賃銀及俸給による總所得及純所得 (1925—1935)

| 年次 | 賃銀生活者及俸給者總數 (千人) | 労働所得 | | 租税及社會保険料 | | | | 租税及社會保険料を控除したる労働所得 | | 生計費指數 1928 = 100 | | 全被働者中の百分比 | | | | | | |
|-------|------------------|------------|--------------|----------|-----|-------|-----------|--------------------|----------|------------------|------------|--------------|-------|-------|-------|------|------|------|
| | | 當時の購買力における | 1928の購買力における | 所得税 | 人頭税 | 社會保険料 | 労働救済及冬期救済 | 合計 | 労働者所得百分比 | ライヒス一人當リ | 當時の購買力における | 1928の購買力における | 賃銀労働者 | 俸給生活者 | | | | |
| 1925 | 20.5 | 33.7 | 36.1 | 1480 | .. | 1476 | 164 | 3120 | 9.2 | 152 | 30.6 | 1494 | 32.8 | 1598 | 93.5 | .. | .. | .. |
| 1926 | 19.4 | 34.8 | 37.2 | 1142 | .. | 1836 | 167 | 3145 | 9.0 | 162 | 31.7 | 1632 | 33.8 | 1742 | 93.7 | .. | .. | .. |
| 1927 | 20.3 | 38.9 | 39.9 | 1344 | .. | 2244 | 207 | 3795 | 9.8 | 187 | 35.1 | 1728 | 36.0 | 1774 | 97.4 | .. | .. | .. |
| 1928 | 20.4 | 42.6 | 42.6 | 1497 | .. | 2636 | 207 | 4384 | 10.3 | 215 | 38.2 | 1874 | 38.2 | 1874 | 100.0 | .. | .. | .. |
| 1929 | 20.2 | 43.0 | 42.4 | 1476 | .. | 2778 | 233 | 4537 | 10.5 | 225 | 38.5 | 1906 | 37.9 | 1878 | 101.5 | 56.5 | 43.5 | 43.5 |
| 1930 | 18.6 | 39.9 | 40.8 | 1407 | 1 | 2676 | 263 | 4347 | 10.9 | 234 | 35.5 | 1909 | 36.3 | 1954 | 97.7 | 53.9 | 46.1 | 48.9 |
| 1931 | 16.4 | 33.4 | 37.2 | 1246 | 40 | 2362 | 208 | 3856 | 11.6 | 235 | 29.5 | 1800 | 32.9 | 2006 | 89.7 | 47.0 | 53.0 | 53.0 |
| 1932 | 14.7 | 25.7 | 32.3 | 1030 | 117 | 1823 | 150 | 3170 | 12.3 | 216 | 22.5 | 1533 | 28.4 | 1928 | 79.5 | 48.9 | 51.1 | 51.1 |
| 1933 | 15.5 | 26.0 | 33.4 | 1240 | 163 | 1765 | 200 | 3368 | 13.0 | 217 | 22.6 | 1458 | 29.0 | 1873 | 77.8 | 48.9 | 51.1 | 51.1 |
| 1934 | 17.5 | 29.3 | 36.7 | 1161 | 161 | 2030 | 320 | 3572 | 12.5 | 210 | 25.6 | 1462 | 32.1 | 1832 | 79.8 | 52.7 | 47.3 | 47.3 |
| 1935* | 18.5 | 32.2 | 39.7 | 1342 | 190 | 2163 | 400 | 4095 | 12.7 | 221 | 28.1 | 1521 | 34.7 | 1875 | 81.1 | 54.3 | 45.7 | 45.7 |

* 1935年地方を含む。
 ** 被働者一人當りの項目は大幅に於いて労働組合の所得を算入するものであつた。
 *** 1933年までの項目は大幅に於いて労働組合の所得を算入するものであつた。

第六表 小賣と消費 (1925—1936)

出所—獨逸國統計局

| 年次 | 高 | | | | | | 小 | | |
|---------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|
| | 量* | | | 額 | | | 額 | | |
| | 住宅 | 被服類 | 食料品 | 住宅 | 被服類 | 食料品 | 住宅 | 被服類 | 食料品 |
| | 1928=100 | | | | | | | | |
| 1925 | .. | .. | 83.4 | 74.2 | 96.6 | 81.1 | 81.4 | .. | .. |
| 1926 | .. | .. | 90.3 | 76.7 | 88.0 | 85.9 | 84.6 | .. | .. |
| 1927 | .. | .. | 94.1 | 88.7 | 96.0 | 94.1 | 93.5 | .. | .. |
| 1928 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | .. | .. |
| 1929 | 103.0 | 95.9 | 102.5 | 103.9 | 97.2 | 104.3 | 100.4 | .. | .. |
| 1930 | 91.3 | 91.3 | 101.4 | 90.2 | 87.8 | 96.5 | 91.8 | .. | .. |
| 1931 | 91.4 | 94.4 | 99.1 | 81.5 | 74.1 | 84.8 | 79.4 | .. | .. |
| 1932 | 74.8 | 80.3 | 93.8 | 57.0 | 57.7 | 70.8 | 62.6 | .. | .. |
| 1933 | 76.1 | 92.6 | 90.8 | 54.9 | 56.4 | 67.3 | 59.7 | .. | .. |
| 1934 | 96.6 | 101.7 | 91.8 | 71.6 | 65.8 | 71.0 | 66.2 | .. | .. |
| 1935 | 92.6 | 93.6 | 97.5 | 70.0 | 65.7 | 76.7 | 69.2 | .. | .. |
| 1935第一季 | 77.6 | 80.1 | 89.2 | 58.6 | 55.6 | 69.5 | 60.2 | .. | .. |
| 1935第二季 | 88.0 | 97.2 | 92.3 | 66.5 | 63.2 | 72.4 | 67.4 | .. | .. |
| 1935第三季 | 95.1 | 79.2 | 92.4 | 71.9 | 55.7 | 73.9 | 64.8 | .. | .. |
| 1935第四季 | 109.8 | 117.7 | 116.1 | 82.9 | 83.2 | 91.1 | 84.4 | .. | .. |
| 1936第一季 | 93.3 | 87.1 | 94.0 | 70.5 | 61.7 | 75.1 | 66.3 | .. | .. |
| 1936第二季 | 106.6 | 102.4 | 98.3 | 80.6 | 72.8 | 78.7 | 73.8 | .. | .. |

| 年次 | 人口一人當り消費高 | | | | | | | | | |
|-------|-------------|----------|-----------|-----------------|--------|---------------------|----------|-----------------|-----------|----------|
| | 肉類 キログラム | 海魚 同上 | バター 同上 | 人造 バター 同上 | 卵 個 | 燕麥及 小麥粉 キログラム | 砂糖 同上 | 南方産 果物 同上 | ビール 同上 | 煙草 同上 |
| 1925 | 44.9 | 7.8 | .. | 6.1 | 108 | 107 | 20.2 | 6.0 | 74.1 | 1.9 |
| 1926 | 45.4 | 8.1 | .. | 6.4 | 110 | 108 | 01.0 | 6.2 | 76.9 | 1.9 |
| 1927 | 50.0 | 8.2 | .. | 6.5 | 124 | 110 | 22.6 | 6.6 | 79.1 | 1.9 |
| 1928 | 52.8 | 8.5 | 7.1 | 6.8 | 135 | 110 | 23.3 | 7.8 | 87.4 | 2.0 |
| 1929 | 51.6 | 9.2 | 7.6 | 7.0 | 137 | 106 | 23.4 | 7.8 | 88.6 | 2.0 |
| 1930 | 50.4 | 9.3 | 7.7 | 6.7 | 141 | 101 | 24.3 | 9.9 | 80.1 | 1.8 |
| 1931 | 51.1 | 9.1 | 7.4 | 7.1 | 134 | 99 | 21.0 | 8.6 | 60.9 | 1.7 |
| 1932 | 48.9 | 8.5 | 7.1 | 7.8 | 134 | 98 | 20.2 | 8.0 | 51.7 | 1.6 |
| 1933 | 49.1 | 8.8 | 7.4 | 6.2 | 119 | 101 | 19.9 | 8.6 | 50.7 | 1.7 |
| 1934 | 54.5 | 8.7 | 7.4 | 5.8 | 118 | 102 | 21.4 | 8.9 | 56.0 | 1.8 |
| 1935* | 52.3 | 9.9 | 7.5 | 6.0 | 112 | 102 | 21.7 | 7.9 | 57.9 | 1.8 |
| 1936* | 50.8 | 12.2 | 7.6 | 6.6 | 112 | 112 | 22.6 | 10.1 | 61.2 | .. |

* 價格變動の影響を除外す。
 ** 一部分は推算による。

百四十一ライヒスマルクとなつた。

一人當りの所得が全所得に比例して増大しえなかつたのは、主として、一九三二年以來労働力への追加が官私の俸給生活者よりも主に賃銀労働者であつた事實に基づくのである。一九三二年に賃銀労働者は全所得の四七・〇%を、使用人は三〇・五%を、官公吏は二二・五%を受取つてゐた。之に對應する一九三五年の數字はそれぞれ五四・三%、二八・三%及び一七・四%である。しかるに賃銀労働者の平均所得は官公吏と使用人のそれよりも低いから、一九三二年より一九三五年に至る一人當りの所得の數字が下つたのである。

個々の労働者の見地でなく、全體として國民所得の見地よりすると、注目すべき事實は労働全體の購買力の著しい増加である。即ち、一九三二年より一九三五年に至る間の純労働所得の増加は五十六億ライヒスマルクであつた。尤も同じ期間に國家の社會的支出が十五億ライヒスマルクだけ減少してゐるから、労働所得の純増加は差引四十一億ライヒスマルクとなるわけである。この追加された購買力は第六表の示すやうな、小賣業における賣上の増加と基本商品の消費の増大とに反映してゐる。

所得階級別による労働所得の分配

一九三五年には全労働所得の約四二%が一ヶ月百五十七ライヒスマルク以上を稼得する賃銀労働者によつて受取られてゐた。これらの人々は賃銀受領者全體の二三%に當る。之に對して一九二九年にはこの所得階級に屬する労働者は全所得の六三%を受け、労働者全體の三七・八%を示してゐた。また第七表に明かなやうに、一九三五年には賃銀受領者全體の五五%が、一九二九年にはその四五・三%が一ヶ月百四十四ライヒスマルク以下を受けた。平均賃銀所得は一九二九年には百三十五ライヒスマルクで、一九三五年には百四十四ライヒスマルクであつた。

俸給生活者の平均所得は賃銀労働者のそれよりもかなり高い。それは一九二九年には二百七十七ライヒスマルクに、一九三五年には百八十九ライヒスマルクに上ぼつてゐる。一九二九年においては俸給生活者全體の五八%が——之に比して一九三五年においてはその六四・九%が一ヶ月二百ライヒスマルク以下を受けてゐた。この所得階級の所屬者は一九二九年においては全所得の二九・二%を、一九三五年においてはその三六・六%を受取つた。一九二九年には俸給生活者全體の五・一%が、一九三五年にはその四・二%が五百ライヒスマルクを超過する月所得をえてゐた。

労働人口の大多數によつてえられてゐる百四十四ライヒスマルクの月所得は労働者及其の家族の生存を維持するのには不足がちである。けれども低い所得階級に屬する労働者のかなりの

第七表 所得階級別による賃銀及俸給の月所得 (1929—1935)
出 所——獨逸國統計局

| 年次 | 所得階級別賃銀労働者に対する支拂月額(百萬 マルク) | | | | | | 百 分 比 | | | | | | | |
|------|----------------------------|-----------|------------|-------------|-------------|-----------|--------|-----------------|-----------|------------|-------------|-------------|-----------|-------|
| | 25未満 マ ルク | 25— 77 | 78— 103 | 104— 129 | 130— 155 | 156 以上 | 合計 | 25未満 マ ルク | 25— 77 | 78— 103 | 104— 129 | 130— 155 | 156 以上 | 合計 |
| 1929 | 984 | 1,897 | 2,093 | 1,833 | 2,046 | 15,081 | 23,937 | 4.1 | 7.9 | 8.7 | 7.7 | 8.5 | 63.0 | 100.0 |
| 1930 | 894 | 1,752 | 2,093 | 1,719 | 1,785 | 13,004 | 21,246 | 4.2 | 8.2 | 9.9 | 8.1 | 8.4 | 61.2 | 100.0 |
| 1931 | 853 | 1,670 | 2,024 | 1,602 | 1,597 | 8,914 | 16,661 | 5.1 | 10.0 | 12.2 | 9.6 | 9.6 | 53.5 | 100.0 |
| 1932 | 955 | 1,772 | 1,773 | 1,503 | 1,537 | 4,338 | 11,873 | 8.1 | 14.9 | 14.9 | 12.7 | 12.9 | 36.5 | 100.0 |
| 1933 | 1,280 | 1,773 | 1,757 | 1,652 | 1,750 | 4,176 | 13,388 | 10.3 | 14.3 | 14.2 | 13.4 | 14.1 | 33.7 | 100.0 |
| 1934 | 1,430 | 1,722 | 2,006 | 2,065 | 2,258 | 5,440 | 14,920 | 9.6 | 11.5 | 13.5 | 13.8 | 15.1 | 36.5 | 100.0 |
| 1935 | 1,471 | 1,652 | 1,975 | 2,147 | 2,484 | 6,990 | 16,719 | 8.8 | 9.9 | 11.8 | 12.8 | 14.9 | 41.8 | 100.0 |

| 年次 | 所得階級別賃銀労働者数(百萬 マルク) | | | | | | 百 分 比 | | | | | | | |
|------|---------------------|-----------|------------|-------------|-------------|-----------|-------|-----------------|-----------|------------|-------------|-------------|-----------|-------|
| | 25未満 マ ルク | 25— 77 | 78— 130 | 104— 129 | 130— 155 | 156 以上 | 合計 | 25未満 マ ルク | 25— 77 | 78— 103 | 104— 129 | 130— 155 | 156 以上 | 合計 |
| 1929 | 2.33 | 2.43 | 1.92 | 1.31 | 1.19 | 5.53 | 14.76 | 15.8 | 16.5 | 13.0 | 8.9 | 8.1 | 37.8 | 100.0 |
| 1930 | 2.11 | 2.25 | 1.92 | 1.22 | 1.04 | 4.83 | 13.36 | 15.8 | 16.8 | 14.3 | 9.2 | 7.8 | 36.1 | 100.0 |
| 1931 | 1.99 | 2.15 | 1.85 | 1.14 | 0.92 | 3.49 | 11.55 | 17.2 | 18.7 | 16.0 | 9.9 | 8.0 | 30.2 | 100.0 |
| 1932 | 2.21 | 2.27 | 1.62 | 1.07 | 0.90 | 3.91 | 9.99 | 22.2 | 22.7 | 16.3 | 10.7 | 9.0 | 19.1 | 100.0 |
| 1933 | 2.93 | 2.27 | 1.61 | 1.18 | 1.02 | 1.88 | 10.89 | 26.9 | 20.9 | 14.8 | 10.8 | 9.3 | 17.3 | 100.0 |
| 1934 | 3.27 | 2.21 | 1.84 | 1.47 | 1.32 | 2.47 | 12.57 | 26.0 | 17.6 | 14.6 | 11.7 | 10.5 | 19.6 | 100.0 |
| 1935 | 3.40 | 2.13 | 1.82 | 1.54 | 1.47 | 3.14 | 13.50 | 25.2 | 15.8 | 13.5 | 11.4 | 10.9 | 23.3 | 100.0 |

第七表 同 上

| 年次 | 所得階級別俸給生活者に対する支拂月額 | | | | | | 百 分 比 | | | | | | | |
|------|--------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------|-------|------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------|-------|
| | 100未満 マ ルク | 100— 199 | 200— 299 | 300— 399 | 400— 499 | 500 以上 | 合計 | 100未満 マ ルク | 100— 199 | 200— 299 | 300— 399 | 400— 499 | 500 以上 | 合計 |
| 1929 | 570 | 1,714 | 1,780 | 1,510 | 1,066 | 1,186 | 7,826 | 7.3 | 21.9 | 22.7 | 19.3 | 13.6 | 15.2 | 100.0 |
| 1930 | 533 | 1,619 | 1,773 | 1,513 | 1,058 | 1,307 | 7,937 | 7.5 | 21.3 | 22.4 | 19.1 | 13.3 | 16.4 | 100.0 |
| 1931 | 606 | 1,583 | 1,609 | 1,296 | 889 | 1,097 | 7,080 | 8.6 | 22.4 | 22.7 | 18.2 | 12.6 | 15.5 | 100.0 |
| 1932 | 658 | 1,546 | 1,375 | 963 | 612 | 711 | 5,869 | 11.2 | 26.3 | 23.4 | 16.5 | 10.4 | 12.2 | 100.0 |
| 1933 | 773 | 1,579 | 1,323 | 898 | 565 | 685 | 5,822 | 13.3 | 27.1 | 22.7 | 15.4 | 9.7 | 11.8 | 100.0 |
| 1934 | 772 | 1,757 | 1,481 | 937 | 618 | 772 | 6,387 | 12.1 | 27.5 | 23.2 | 15.5 | 9.7 | 12.0 | 100.0 |
| 1935 | 723 | 1,901 | 1,703 | 1,152 | 731 | 970 | 7,180 | 10.1 | 26.5 | 23.7 | 16.0 | 10.2 | 13.5 | 100.0 |

| 年次 | 所得階級別俸給生活者数 (千) | | | | | | 百 分 比 | | | | | | | |
|------|------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------|-------|------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------|-------|
| | 100未満 マ ルク | 100— 199 | 200— 299 | 300— 399 | 400— 499 | 500 以上 | 合計 | 100未満 マ ルク | 100— 199 | 200— 299 | 300— 399 | 400— 499 | 500 以上 | 合計 |
| 1929 | 892 | 953 | 593 | 359 | 193 | 162 | 3,157 | 28.3 | 30.2 | 18.8 | 11.4 | 6.3 | 5.1 | 100.0 |
| 1930 | 913 | 939 | 592 | 360 | 193 | 178 | 3,178 | 28.7 | 29.6 | 18.6 | 11.3 | 6.2 | 5.6 | 100.0 |
| 1931 | 892 | 879 | 537 | 308 | 164 | 149 | 2,929 | 30.4 | 30.0 | 18.3 | 10.6 | 5.6 | 5.1 | 100.0 |
| 1932 | 933 | 858 | 438 | 231 | 113 | 98 | 2,690 | 34.7 | 31.9 | 17.0 | 8.6 | 4.2 | 3.6 | 100.0 |
| 1933 | 1,056 | 877 | 441 | 214 | 105 | 93 | 2,786 | 37.9 | 31.5 | 15.8 | 7.7 | 3.8 | 3.3 | 100.0 |
| 1934 | 1,045 | 976 | 493 | 235 | 114 | 106 | 2,970 | 35.2 | 32.9 | 16.6 | 7.9 | 3.9 | 3.5 | 100.0 |
| 1935 | 1,011 | 1,063 | 572 | 277 | 136 | 134 | 3,193 | 31.7 | 33.3 | 17.9 | 8.7 | 4.3 | 4.2 | 100.0 |

割合の者は彼らの賃銀のみによつてその生活を立ててはゐない。彼らは追加的な所得を特に農業及商業からのそれを持つてゐる。その上、多くの場合、一家族當りに二人以上の労働者があつた。だが、これら兩因素にも拘らず、被備者のかなりの部分が相應な生存を維持するに足らぬ額を稼得しつゝあることは疑ひない。この事實は就業状態が殆んど飽和點に達したにも拘らず、政府の多額な救済費が依然繼續されつゝあることを説明するものである。この救済費は一九三二—三三年の十一億五千ライヒスマルクに比して一九三五—三六年の十六億三千萬ライヒスマルクとなつてゐる。最低所得階級に屬する労働者は多く石炭牛乳衣服其他の重要消費品の形において國家から追加所得を受けるのである。

労働人口の職業的分布並に成長

一九三三年の國勢調査によれば、第八表に示されるやうに六千五百二十一萬八千の人口の中で三千二百二十九萬六千の有業者があつた。一八八二年より一九三三年に至る五十年の期間に、人口が六三七％増加したに對して有業者数は九一・三％増加した。女子有業者の全人口に對する割合が四〇％増加したの⁶⁾に比べて、男子有業者のそれは七％であつた。俸給生活者数は三六六％増加したが、労働者のそれは七九・二％にすぎなかつた。業主数が二二・四％増加したに對

6) 有業者数における全増加千五百四十一萬一千人中女子有業者は六百五十二萬五千人を數へてゐる。

第八表 有業人口 (1882—1933)

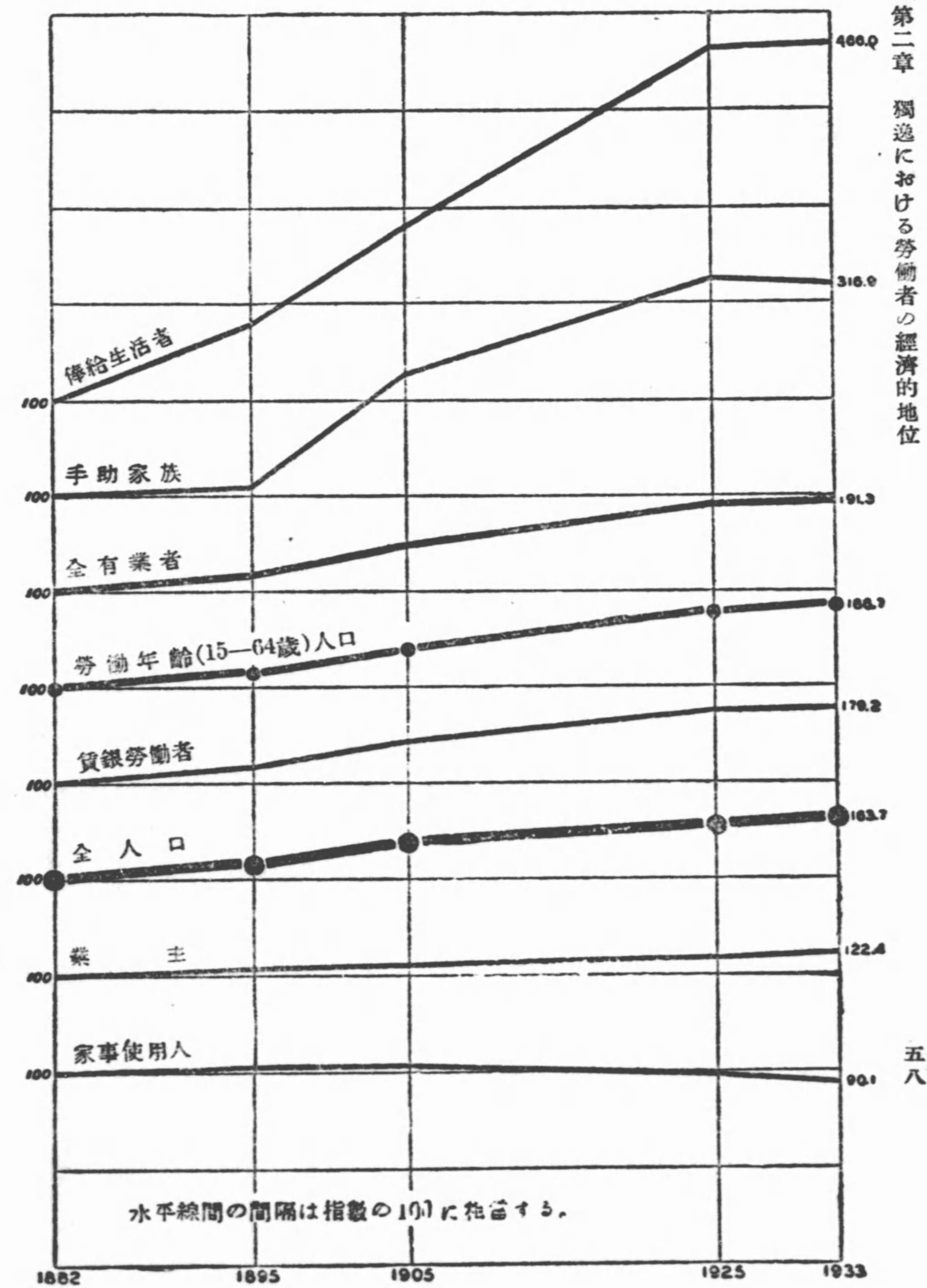
出所—獨逸國統計局

| 職 業 | 1882 | 1895 | 1905 | 1925 | 1933 | 1882—1933 における増加 | |
|---------------------|---------|--------|--------|--------|--------|---------------------|-------|
| | 單 位 千 人 | | | | | 實數 (千人) | 百分比 |
| 賃銀労働者 | 8,344 | 9,804 | 11,874 | 14,709 | 14,950 | 6,606 | 79.2 |
| 俸給生活者 | 1,183 | 2,115 | 3,311 | 5,442 | 5,513 | 4,330 | 366.0 |
| 家事使用人 | 1,351 | 1,428 | 1,449 | 1,326 | 1,218 | —383 | —9.9 |
| 合 計 | 10,878 | 13,347 | 16,634 | 21,477 | 21,681 | 10,803 | 99.3 |
| 業 主 | 4,331 | 4,619 | 4,749 | 5,095 | 5,303 | 972 | 22.4 |
| 手 助 家 族 | 1,676 | 1,790 | 3,773 | 5,437 | 5,312 | 3,636 | 216.9 |
| 全有業者 | 16,885 | 19,756 | 25,156 | 32,009 | 32,296 | 15,411 | 91.3 |
| 無職業者 | 1,225 | 19,37 | 3,078 | 3,844 | 5,821 | 4,596 | 375.2 |
| 本業なき従屬者 | 21,724 | 24,232 | 26,757 | 26,557 | 27,101 | 5,377 | 24.8 |
| 全 人 口 | 39,834 | 45,925 | 54,991 | 62,410 | 65,218 | 25,384 | 63.7 |
| 労働年齢人口 (15—64歳)* | 24,016 | 27,564 | 33,490 | 42,745 | 44,831 | 20,815 | 86.7 |

* 一部分は推算。

第二圖表 有業人口 (1882—1933)

出所——獨逸國統計局 (指數 1882=100)



第二章 獨逸における労働者の經濟的地位

五八

して、家事使用人数は七九%だけ減少した。

一八八二年には賃銀労働者は全有業人口の四九四%を示してゐたが、一九三三年にはその四六三%を現はすに至つた。同じ期間に俸給生活者の割合は七〇%より一七一%に上つたが、家事使用人のそれは八〇%から三八%に下つてゐる。全有業者中における業主の割合は二五・六%から一六・四%に減じたのに、手助家族のそれは九九%から一六・四%に増した。

無職業者数における三七五・二%といふ増加——それは一九二五年より一九三三年に至る間に特に顯著である——は高年者数の相對的增加を示す人口の年齢別分布における變化に一部分は起因してゐる。この因素が増加の一半の原因であり、經濟的因素が他の一半を惹起したものである。

一八八二年より一九三三年に至る有業人口の職業的分布は第九表に示されてゐる。この期間において商業及交通業に従事する者の全有業人口に對する割合は一一九%増加したが、之に對して自由職業者の割合は四五%、工業及手工業従事者の割合は一四%だけ増加した。全有業人口中における農業企業家及農業労働者の割合は三二%減少し、家事使用人の割合は五一%減少した。

一八八二年には農業は有業人口のほぼ一半を占めてゐたけれども、一九三三年には二八・九%

7) 財產所得の享有者並に年金及び失業扶助を除く其他の形態の扶助の受領者を含む。

第九表 人口の職業的分布 (1882, 1895, 1905, 1925, 及 1933)

出所—獨逸國統計局 (單位千人)

| 職業 | 1933 | | 1925 | | 1907 | | 1895 | | 1882 | |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------|
| | 有業者 | 職業人口 | 有業者 | 職業人口 | 有業者 | 職業人口 | 有業者 | 職業人口 | 有業者 | 職業人口 |
| 農業 | 9,343 | 13,661 | 14,374 | 26,192 | 14,922 | 7,184 | 15,446 | 7,135 | 15,944 | |
| 林業 | 13,053 | 25,328 | 13,479 | 26,192 | 22,729 | 7,657 | 18,345 | 5,988 | 14,087 | |
| 工業 | 5,932 | 11,042 | 5,185 | 10,448 | 8,084 | 2,108 | 5,128 | 1,420 | 3,819 | |
| 手交自便 | 2,699 | 5,063 | 2,188 | 4,252 | 3,230 | 1,373 | 2,612 | 984 | 2,031 | |
| 計立人口 | 1,269 | 1,317 | 1,394 | 1,482 | 1,586 | 1,434 | 1,573 | 1,358 | 1,502 | |
| 無業者 | 32,296 | 56,411 | 32,009 | 56,748 | 50,551 | 19,756 | 43,104 | 16,885 | 37,983 | |
| 合計 | 5,821 | 8,807 | 3,544 | 5,662 | 4,440 | 1,937 | 2,821 | 1,925 | 1,851 | |
| 無業者 | .. | 65,218 | .. | 62,410 | .. | .. | 45,925 | .. | 39,834 | |
| 農業 | 28.9 | 21.0 | 30.5 | 23.0 | 34.0 | 27.1 | 36.4 | 33.6 | 42.3 | |
| 林業 | 40.4 | 38.8 | 42.1 | 42.0 | 39.7 | 41.3 | 38.8 | 40.0 | 35.5 | |
| 工業 | 18.4 | 16.9 | 16.2 | 16.7 | 13.7 | 14.7 | 10.7 | 11.2 | 8.4 | |
| 手交自便 | 8.4 | 7.8 | 6.8 | 6.8 | 6.8 | 5.9 | 6.9 | 5.7 | 5.8 | |
| 計立人口 | 3.9 | 2.0 | 4.4 | 2.4 | 5.8 | 2.9 | 7.2 | 3.4 | 8.0 | |
| 無業者 | 100.0 | 86.5 | 100.0 | 90.9 | 100.0 | 91.9 | 100.0 | 93.9 | 100.0 | |
| 合計 | .. | 13.5 | .. | 9.1 | .. | 8.1 | .. | 6.1 | .. | |
| | .. | 100.0 | .. | 100.0 | .. | 100.0 | .. | 100.0 | .. | |

を示すにすぎない。農業は他の職業集團のための勞力供給の主要源泉であつた。農業上の自給自足を促進する國民社會主義政策の結果として、勞働がこれ以上田舎より都會職業に向つて移住することは期待できない⁸⁾。それ故に、長い目から見ると、非農業的勞働の供給は人口の自然増加によつて規定されるであらう。

人口の増加

國民社會主義政府の基本的任務の一つは、獨逸人口の増加率における減退を抑止し、且つ之を逆轉することである。この人口増加率の減退は本世紀の初頭以降現はれて來たもので、第十表に明かである。一九三三年においては、出生の死亡超過は一九〇二年における一五六%、一八八二年—一八八五年の五年間における一一三%に比べて、僅かに三五%でしかなかつた。獨逸統計局の推算によると、死亡率が一九二四年より一九二六年に至る水準に留まるものと假定し、一九二七年におけると同じ生産数を以てすると、人口は一九六五年頃には七千萬となり、その頃から減少し始めるであらう。若しも一九二七年と一九五五年との間に女子の妊孕力が二五%だけ減少し、その以後は變りなきものと假定すると、人口は一九五〇年における六千七百五十萬に於いて最高點に達し、その年以後減退して、二〇〇〇年には僅かに四千六百九十萬を算するに至

8) 景氣研究所「勞働力の復補—勞働力の窮乏」"Ersatz von Arbeitskräfte—Einsatz von Arbeitskräfte" 景氣研究所四季報。柏林、一九三七年。第三卷。A部。二九四頁。

人口減退の脅威は結婚及出産を奨励することを目的とする一聯の方策によつて抗争されつつある。一九三三年七月には婚資貸付金が子供の出生によつて其儘贈與されることを規定する法律が通過した。其他の方策は子供数による租税の低減國有鐵道の特別割引労働市場における特權的取扱ひ第五兒以上の出生兒ごとに月收百八十五ライヒスマルク未滿を稼得する家庭に對して支拂はる毎月十ライヒスマルクの給與大家族のための特別な田舎移住地の創設を規定してゐる。

一九三二年から一九三四年に至る間に、結婚数は五一六、七九三から七四〇、一六五に増加し、子供の数は九九三、一二六から一、一九八、三五〇に上昇し、出生の死亡超過は一九三三年の最低點三五％から一九三四年の七一％に持ち直した。けれども一九三五年には結婚数は六五〇、八五一に減退した。同年の出生数は一九三四年におけるよりも高かつたが、死亡数における相對的増加が出生超過率を七％に引き下げた。一九三六年の最初の三季において結婚数は一九三五年の同じ期間における四七一、六二五に對比して四三三、七三五であつた。子供数が少しく高く死亡数が低かつたために、人口の自然増加は一九三五年の最初の三季における三六八、九一四から一九三六年の同じ期間に於ける三九六、八五〇に上騰した。¹⁰⁾

第十表 人口の成長（一八五一年以降） 出所——獨逸國統計局

| 年次 | 出生* | 死亡に對する出生超過 | 千人中 | | | 結婚數 |
|---------|-----------|------------|------|------|-------|---------|
| | | | 出生* | 死亡* | 出生超過 | |
| 1851—60 | 959,652 | 326,130 | 35.3 | 26.3 | 9.0 | 284,562 |
| 1861—70 | 1,161,501 | 408,333 | 37.2 | 26.8 | 10.3 | 336,527 |
| 1871—75 | 1,175,337 | 443,914 | 38.8 | 28.2 | 10.6 | 392,744 |
| 1876—80 | 1,152,283 | 578,154 | 39.3 | 26.1 | 13.1 | 345,439 |
| 1881—85 | 1,185,297 | 519,444 | 37.0 | 25.7 | 11.3 | 354,716 |
| 1886 | 1,233,737 | 512,396 | 37.0 | 26.2 | 10.9 | 372,326 |
| 1887 | 1,151,924 | 605,155 | 36.9 | 24.2 | 12.7 | 370,659 |
| 1888 | 1,142,826 | 618,581 | 36.6 | 23.7 | 12.8 | 376,654 |
| 1889 | 1,153,087 | 619,483 | 36.4 | 23.7 | 12.7 | 389,339 |
| 1890 | 1,199,006 | 560,247 | 35.7 | 24.4 | 11.4 | 395,356 |
| 1891 | 1,164,421 | 675,751 | 37.0 | 23.4 | 13.6 | 399,398 |
| 1892 | 1,211,402 | 584,569 | 35.7 | 24.1 | 11.6 | 398,775 |
| 1893 | 1,248,201 | 617,514 | 36.8 | 24.6 | 12.2 | 401,234 |
| 1894 | 1,144,331 | 696,874 | 35.9 | 22.3 | 13.6 | 408,066 |
| 1895 | 1,151,488 | 725,790 | 36.1 | 22.1 | 13.9 | 414,218 |
| 1896 | 1,098,966 | 815,783 | 36.3 | 20.8 | 15.5 | 432,107 |
| 1897 | 1,142,056 | 784,634 | 36.0 | 21.3 | 14.6 | 447,770 |
| 1898 | 1,117,860 | 846,871 | 36.1 | 20.5 | 15.6 | 458,877 |
| 1899 | 1,185,197 | 795,107 | 35.8 | 21.5 | 14.4 | 471,519 |
| 1900 | 1,236,382 | 759,757 | 35.6 | 22.1 | 13.6 | 476,491 |
| 1901 | 1,174,489 | 857,824 | 35.7 | 20.7 | 15.1 | 468,329 |
| 1902 | 1,122,492 | 902,243 | 35.1 | 19.4 | 15.6 | 457,208 |
| 1903 | 1,170,905 | 812,173 | 33.8 | 20.0 | 13.9 | 463,150 |
| 1904 | 1,163,183 | 862,664 | 34.1 | 19.6 | 14.5 | 477,822 |
| 1905 | 1,194,314 | 792,839 | 32.9 | 19.8 | 13.2 | 485,906 |
| 1906 | 1,112,202 | 910,275 | 33.1 | 18.2 | 14.9 | 498,990 |
| 1907 | 1,117,309 | 882,624 | 32.3 | 18.0 | 14.2 | 503,964 |
| 1908 | 1,135,430 | 879,562 | 32.1 | 18.1 | 14.0 | 500,620 |
| 1909 | 1,094,217 | 884,061 | 31.0 | 17.2 | 13.9 | 494,127 |
| 1910 | 1,045,665 | 879,113 | 29.8 | 16.2 | 13.6 | 496,396 |
| 1911 | 1,130,784 | 739,945 | 28.6 | 17.3 | 11.3 | 512,819 |
| 1912 | 1,029,749 | 839,887 | 28.3 | 15.6 | 12.7 | 523,491 |
| 1913 | 1,004,950 | 833,800 | 27.5 | 15.0 | 12.4 | 513,283 |
| 1914 | 1,291,310 | 527,286 | 26.8 | 19.0 | 7.8 | 460,608 |
| 1915 | 1,450,420 | -67,874 | 20.4 | 21.4 | -1.0 | 278,208 |
| 1916 | 1,298,054 | -268,570 | 15.2 | 19.2 | -4.0 | 279,076 |
| 1917 | 1,345,424 | -433,315 | 13.9 | 20.6 | -6.6 | 308,446 |
| 1918 | 1,606,475 | -679,662 | 14.3 | 24.8 | -10.5 | 352,543 |
| 1919 | 978,380 | 282,120 | 20.0 | 15.6 | 4.5 | 844,349 |
| 1920 | 932,929 | 666,358 | 25.9 | 15.1 | 10.8 | 894,978 |
| 1921 | 869,555 | 711,575 | 25.3 | 13.9 | 11.4 | 740,330 |
| 1922 | 890,181 | 534,623 | 23.0 | 14.4 | 8.6 | 690,947 |
| 1923 | 866,754 | 451,735 | 21.2 | 13.9 | 7.3 | 588,069 |
| 1924 | 766,957 | 523,806 | 20.6 | 12.2 | 8.4 | 446,445 |
| 1925 | 753,017 | 558,242 | 20.8 | 11.9 | 8.8 | 459,084 |
| 1926 | 742,955 | 502,516 | 19.6 | 11.7 | 7.9 | 489,685 |
| 1927 | 765,331 | 413,561 | 18.4 | 12.0 | 6.5 | 545,381 |
| 1928 | 747,441 | 452,554 | 18.6 | 11.6 | 7.0 | 594,631 |
| 1929 | 814,545 | 349,517 | 18.0 | 12.6 | 5.4 | 597,014 |
| 1930 | 718,807 | 425,344 | 17.6 | 11.0 | 6.5 | 570,241 |
| 1931 | 734,165 | 313,610 | 16.0 | 11.2 | 4.8 | 522,881 |
| 1932 | 707,642 | 285,484 | 15.1 | 10.8 | 4.3 | 516,793 |
| 1933 | 737,877 | 233,297 | 14.7 | 11.2 | 3.5 | 638,573 |
| 1934 | 724,758 | 473,592 | 18.0 | 10.9 | 7.1 | 640,165 |
| 1935 | 791,912 | 469,361 | 18.9 | 11.8 | 7.0 | 650,851 |

* 死産を除く。

9) グラス「人口の爲めの闘争」D. V. Glass, "Struggle for Population" 牛津 一九三六年 一九一—二頁。カア・サウンダース「世界の人口——過去の成長と現在の趨向」A. M. Carr-Saunders, "World Population, Past Growth and Present Trends." 第二十四圖。一—二九頁の對頁。

10) 統計局「經濟と統計」一九三七年、一月、第二號。

一九三五年及び一九三六年における結婚数の減退は一部分は強制兵役の採用に、一部分は世界戦争の間の出生率の大減少の結果が現はれ始めた事實に歸せられる。¹¹⁾ これら二つの因素は一九三三年八月から一九三六年十二月に至る間に國家の支出した六九四、三五七件の婚資貸付金よりもヨリ有力であつた。出生率増加のための政府の對策の結果は測定しがたい。といふのは特に事業活動の復興失業の除去經濟的安定の増大がそれ自身結婚と出生の数を増加せしめたであらうから。出生率は不景氣以前の水準に引き上げられた。しかしそれではまだ人口中における高年者の割合の漸次的増加とその窮極の結果としての人口の減退を防止するには不十分である。

將來における労働の供給

間近き將來に關する限りにおいては、労働の供給は人口の自然増加のほかは數個の源泉から増大されうる。第十一表に現はれてゐるやうに、労働力の可能的追加は一九三七年に百八萬、一九三八年に九十八萬と推定されてゐる。これら總數のうち一九三七年にあつては三十萬人、一九三八年にあつては僅かに十萬人だけが失業者から産業へと動員されうるであらう。労働力への最大の追加は婦人労働者から期待される。但し營利的職業への彼らの復歸は、婦人の持場

11) 『ハムブルヒ世界經濟アルヒーフのビュルタン』ハムブルヒ、一九三六年十二月一日、三七頁。

第十一表 追加労働供給の淵源 (1937—1938)
出所—景氣研究所 (單位千)

| 供給淵源 | 1937 | 1938 |
|-----------|-------|------|
| 失業者より | 300 | 100 |
| 手助家族より | 40 | 40 |
| 業主より | 170 | 170 |
| 人口増加より | 170 | 170 |
| 女子労働の増加より | 200 | 300 |
| 其の他の淵源より* | 200 | 200 |
| | 1,080 | 980 |

* 在學期間の短縮及労働年齢の延長の如きもの。

は家庭であり、その仕事は産兒であるとなす國民社會主義の哲學に背反するものであるけれども。業主の數は經濟的集團の能率を毀損することなしに減少することができる。何となればこの階層は産業的雇傭が鎖されてゐた不景氣の期間に異常に膨脹したから。労働供給のヨリ以上の増大は手助家族數の減少により、また在學年限の短縮と營利活動期間の延長によつて可能である。¹²⁾

近き將來において獨逸は労働供給全體の不足に當面するとは多分ないであらうけれども、熟練労働の痛切な不足といふ重大な危険が存在してゐる。このことは一九三六年に創められた四ヶ年計畫の遂行上生じて來た特別の必要を考慮すると、特にさうである。熟練労働の

12) 上掲書、景氣研究所、『労働力の増補』二九三—二九八頁。

不足は一九三六年の進行と共に益々痛切に感じられて来た。この不足は、産業が不景氣時代に熟練を要する職業に労働者を訓練するのを怠つたことと、多くの熟練職工が軍務に召集されたこととに起因するものであつた。工業的生産における不景氣以前の水準を超えた發展は、若干の産業にあつては、生産におけるこれ以上の増大が労働節約裝備によつてのみ可能であるといふやうな事態を造り出したのである。

熟練労働に関する立法

かかる事態の結果として、政府は一九三六年十一月七日將來のために熟練労働者の充分なる供給を創成し、同時に現存する供給の一般に満足的な配分を實現する目的をもつ六つの命令を發する必要を認め¹³⁾た。これらの命令の一つは一切の經營に對して、彼らの労働力の職業的構成と來春までに雇入られる見込の見習工の數とを二月十五日以前にその地方の労働事務所に申告すべきことを強制した。その申告に基いて職業紹介及失業保険局長又は彼れの任命せる者は各經營の雇備しなければならぬ見習工の數を確定しうる。若しも或る經營が要求された見習工數を使用することができぬと考へる場合には、同數の見習工を訓練するために必要とされる費用と同じ金額を職業紹介局に納入しなければならぬ。

第二の命令は金屬工業における熟練労働に對する競争を排除することを目的とするもので、

國民の福利と政府の經濟政策の實現とにとつて重要と考へられる企業の能率の阻止せられることを防止せんとするにある。これらの産業は(一)製鐵(二)鋼及鐵組立(三)鑄鐵(四)其他の金屬(五)機械(六)車輛(七)飛行機(八)電氣機具(九)精巧光學器具(一〇)鐵錫其他の金屬製品の諸産業である。これら産業に屬するいづれの經營においても、權限ある労働事務所の特別許可なしに三ヶ月間に十人を超ゆる熟練工の増加をなしえない。この許可を發するに方つて、労働事務所は再軍備食料品の供給原料品新資源の開発労働者住宅の建築輸出に關聯して政府の命令を履行しつつある經營に優先權を與へねばならない。

第三の命令は、一切の産業的經營が金屬工業及建築業における熟練工をその訓練されたる職業と異なる職業に使用しつつある場合には、すべて之を權限ある労働事務所に報告しなければならぬ旨を規定してゐる。労働事務所はかかる労働者をばその熟練をヨリよく利用しうる經營に移す權能を與へられてゐる。

第四の命令は經濟的・政治的見地から重要である建物の建築のため労働者と材料との充分なる供給を確保することを目的とする。この命令の規定に従へば、一切の民間並に公共の建築は少くともその着工の四週間前に、建築設計を權限ある労働事務所に提示しなければならぬ。そしてこの報告は必要なる労働者數と材料の量とを記載することを要する。労働に對する支拂

13) ライス・アムパイフ・ブラット 労働者「労働時報」第一部、二九二—二九七頁、柏林、一九三六年十一月十五日。

として五千ライヒスマルクを越ゆる額を要せざる民間の建築及び同じ二萬五千ライヒスマルクを超える額を要せざる公共の建築はこの義務を免除される。

第五の命令は、四ヶ年計畫の遂行は獨逸人民の労働の全體が利用される場合においてのみ可能である旨を述べ、十人以上を使用する一切の經營に對し四十歳以上の人々の一定比率を雇傭すべきことを要求する権能を職業紹介局長に賦與してゐる。

熟練労働者の無統制にして秘密の募集引抜によつて四ヶ年計畫の遂行が阻害されることを防止するため、第六の命令は國職業紹介局長の許可なくして金屬及建築工業における熟練労働者に對する募集廣告をなすことを禁止してゐる。

要約及結言

國民社會主義の労働政策の下における諸結果は次のやうに要約することができらるであらう。

- 一、失業は實質上排除せられた。むしろ熟練労働者の不足が現はれて來た。
- 二、賃銀率は不動に保たれた、しかし一時間の労働の購買力は生計費昂騰のため若干低下した。
- 三、生計費の増大はたいいていの産業においては労働時間の延長による週稼得の増加によつて或る程度に補償されてゐる。

四、獨逸労働者のかなり澤山な部分は最小限の生活の必要を充すには稍々不足する年所得を受けてゐる。したがつて彼らは他の職業から所得をえてゐない限り、國家の扶助を主として實物の形で貰ふのである。

五、就業者數と全労働所得とにおける非常な増大は基本商品の消費量の増大に導いた。

六、不景氣時代を通じて引續き雇傭されて來た労働者はその生活程度を低下された。しかし他面にあつては、以前には全部的又は部分的に失業してゐた數百萬の労働者の経済的地位が非常に改善された。

労働政策の領域において獨逸が當面してゐる問題は、この完全就業の状態を維持することと賃銀率の増加か生計費の低落かによつて賃銀の購買力を増大することとである。近き將來に關する限りにおいては、就業状態における減退はありさうもないやうに思はれる。却つて労働の不足がヨリ一層の産業の膨脹に對して制限を加へるであらうといふことの方が多分に起らうべきことである。このことは特に熟練労働に關して妥當する。賃銀率の一般的上昇は期待さるべくもない。といふのは内地産原料品と合成生産物とを最大可能の限度に使用して行かうといふ政府の經濟政策によつて増大をよぎなくされつつあるところの生産費の昂騰を抑止することが絶對的に必要だからである。これらの原料品を内地で生産する費用は、これらを世

界市場で買ふ價格よりも相當高い。この價格の開きは獨逸産業の競争能力を傷け、それが繼續する限り、生産費の其他の部門の引下げをやらざるをえないことにならう。さうして再軍備計畫は租税負擔の軽減を許さないから、國家の絶對的政治統制下において低位に保ちうる生産費中の主要項目は賃銀だといふことになる。生計費に關する限りは、その低下を期待する事由は少しも存在しない。けだし、一方では政府の農業政策が、他方では外國爲替上の困難が、食料品の價格の低落を殆んど不可能に近いものとしてゐるからである。

これらの事實は獨逸の政治的指導者たちによつて明確に把握されてをり、一般公衆及び労働者から之を隠蔽せんとする何らの企圖もなされてゐない。却つて國家は労働者に對して、獨逸國を強大化しその國民的名譽を擁護せんがための諸計畫を遂行しうるために犠牲を拂はねばならぬ旨を、匿しだてなくありのままに語るのである。かやうな愛國心への懇へは不満を減少することに効果的であつたやうに見える。とりわけそれは、他方で利潤が嚴重に禁止され、利潤追求が實質上排除されたことを労働者が知つてゐたからである。それゆゑに、労働者が彼らの境遇に對して感ずる何らかの不満は、大部分、國民社會主義國家の廣汎な對内的對外的政策に對する反對として現はれることになる。しかしかかる不満の分量を決定することは不可能である。といふはそれを公然と表明することは極度に危険であるから。だが、なんらかの労働不安

の勃發する可能性が存しないといふことは、當然のことと考へていい。けだし、一つには國家が絶大な政治的權力を持つてゐるからであり、二つには數百萬の労働者は招來された經濟的回復によつて的確に利益せられてゐるからである。それに加へて、數百萬の獨逸人は國際的事項の領域における國民社會主義國家の業績に對しては感激を以て之に味方してゐる。終りに、私人の利益が國家の政策の目的と衝突する場合には、私人の利益を顧慮することなく、事業の活動——利潤價格生産經營及裝備の擴張分配輸出入——に對して國家が徹底的な統制を確立したことは、數百萬の以前の共產主義者たちもまた好感を以て之を迎へてゐるのである。

第三章 産業の狀態

産業復興の性質

一九三二年以降の獨逸における産業復興は、主として公共土木事業及び再軍備への政府の巨額の支出に基因した。その結果として、復興は主として生産者財諸産業に生じた。一九三六年には、この種の諸産業における生産數量は一九二八年に比して一五%増大したが、消費財のそれは五%減少した。鉄鐵の生産は一九二八年よりも三〇%増加し、鋼は三三%、工作機械は二五%、自動車は六二%、發電量は五五%増大したこと、第十二表に示す如くである。他面において紡織製品、食料品及び飲料品の生産は一九二八年の水準以下に止つた。

一九三三年の初においては、經濟復興の問題は遊休労働及び遊休資本の莫大な剩餘を仕事につかせ、累積された貨物のストックを使ひ盡すことであつた。一九三三年の一月における國民社會黨の政權掌握以前に費消された比較的僅少な額を含めて、一九三五年末に至るまでの失業救済土木事業費は四十八億ライヒスマルクであつた(第十三表参照)。この總額中獨逸國鐵道會社は九億九千一百萬ライヒスマルクを、獨逸國失業保險局は六億四千六百萬ライヒスマルクを、

第十二表 獨逸工業生産の發展 (1928—1936)

| 年次 | 總生産價額 | | | 純生産價額 | 工業生産指數 | | | | | | | |
|-------|-----------|-----|-----|-------|----------|-----|-----|-----|-----|------|-----|-------|
| | 合計 | 生産財 | 消費財 | | 合計 | 生産財 | 消費財 | 鉄鐵 | 鋼 | 工作機械 | 自動車 | 電力*** |
| | 十億ライヒスマルク | | | | 1928=100 | | | | | | | |
| 1928 | 84 | 46 | 38 | 33 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 1931 | 50 | 26 | 24 | 23 | 73 | 61 | 89 | 52 | 58 | 57 | 47 | 100 |
| 1932 | 35 | 18 | 17 | 18 | 59 | 46 | 78 | 33 | 40 | 40 | 29 | 90 |
| 1933 | 38 | 21 | 17 | 19 | 66 | 54 | 83 | 45 | 53 | 53 | 60 | 100 |
| 1934 | 50 | 27 | 23 | 24 | 83 | 77 | 93 | 74 | 83 | 79 | 96 | 118 |
| 1935 | 59 | 32 | 27 | 27 | 96 | 99 | 91 | 107 | 112 | 105 | 136 | 134 |
| 1936* | 65 | 35 | 30 | 30 | 105 | 115 | 95 | 130 | 133 | 125 | 162 | 155 |

* 一部推計。
 ** 十一ヶ月の平均。
 *** 百二十二發電所。

獨逸國郵便局は一億一千一百萬ライヒスマルクを、獨逸國自動車道路會社は三億五千萬ライヒスマルクを支給した。獨逸國政府は直接二十七億ライヒスマルクを、即ち全體の五六三%を支給したが、そのうち約十億ライヒスマルクは經常豫算から支出された。

失業救済土木事業費の支出は一九三五年に終了した。就業及び所得に對するその全影響は一九三三年の中頃から一九三四年中頃にかけて現はれた。この期間中に就業は一ヶ月當り一六八、〇〇〇人の平均で増加した。一九三四年の十一月には軍備計畫が經濟活動に影響を及ぼし始め、一九三五年の春以後はこれが歴倒的な因子となつた。軍費備支出の効果は失業救済土木事業計畫の

1) 景氣研究所、週報、一九三五年、九月一日。

第十三表 直接的失業救済土木事業諸法案に基く政府支出 (1931—1935)*

出所——國際労働局 (單位, 百萬ライヒスマルク)

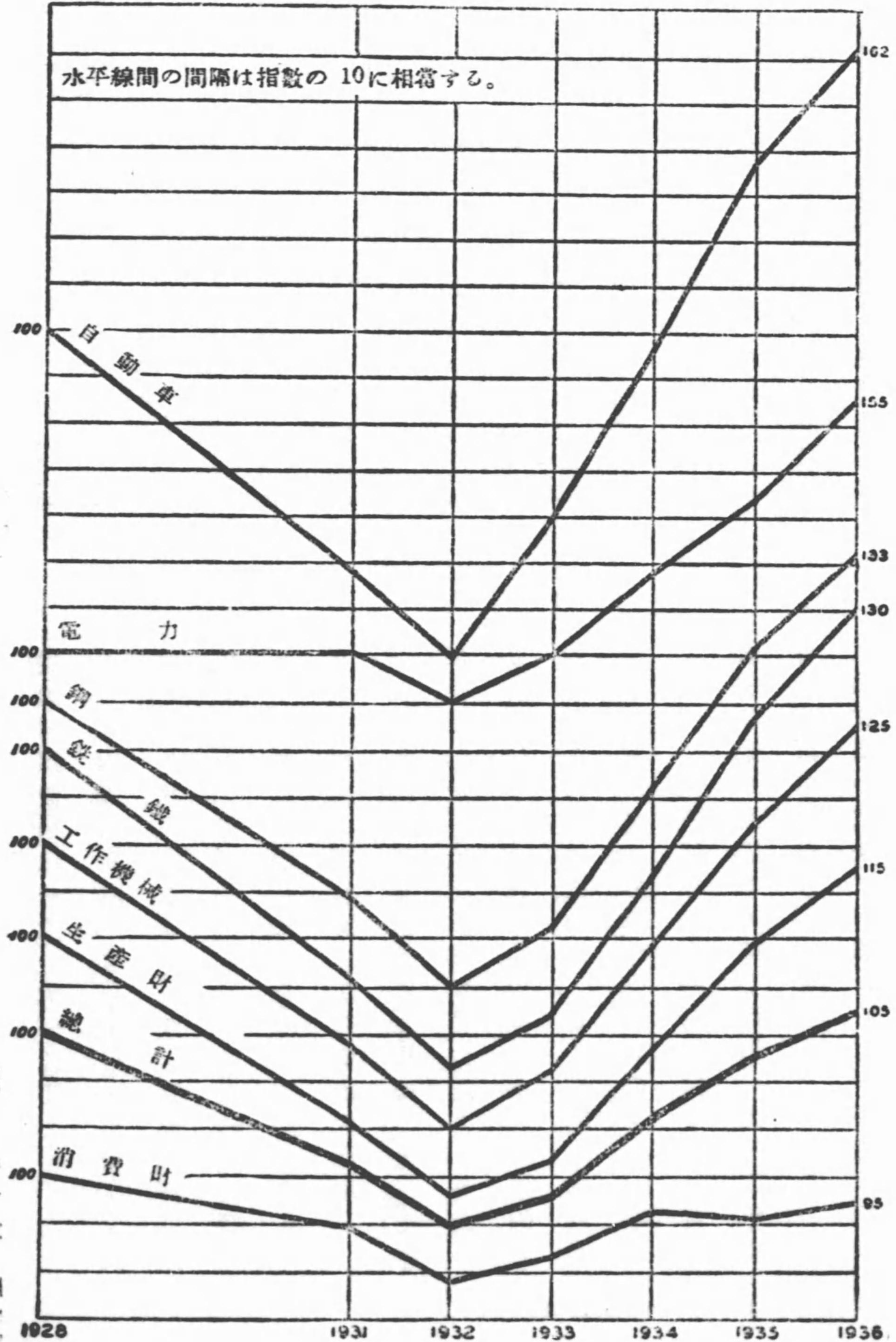
| 計 畫 名 | 法令日附 | 總費用 | 既 支 出 高 | | |
|-------------------|-------------|-------|----------------|----------------|----------------|
| | | | 1933 12月31日 | 1934 12月31日 | 1935 12月31日 |
| 郊外共同住宅建築計畫 | | | | | |
| 第一次支出分 | 1931, 12月 | 48 | } 67 | 79 | 80 |
| 第二次支出分 | 1932, 7月 | 25 | | | |
| 第三次支出分 | 1933, 2月 | 10 | | | |
| パーベン計畫(總額) | 1932, 6月及9月 | 288 | 236 | 282 | 286 |
| 住宅修繕補助金 | 1932, 9月 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| 小家屋建築國家貸付 | 1932, 9月 | 20 | 4 | 17 | 20 |
| 「即時」計畫 | 1933, 1月 | 500 | } 350 | 560 | 589 |
| 「即時」計畫の擴張 | 1933, 7月 | 100 | | | |
| 住宅修繕補助金 | 1933, 1月 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| ラインハルト計畫 | 1933, 6月 | 1,070 | 95 | 765 | 960 |
| 住宅修繕補助金 | | | | | |
| 元金補助金 | 1933, 9月 | 500 | .. | } 465 | 675 |
| 利子補助金 | 1933, 9月 | 332 | .. | | |
| 獨逸國政府支出合計 | | 2,993 | 852 | 2,268 | 2,710 |
| 獨逸國鐵道會社 | 1932—1934 | 991 | 530 | 991 | 991 |
| 獨逸國郵便局 | 1932—1934 | 111 | 65 | 111 | 111 |
| 獨逸國自動車道路會社* | 1933, 6月 | 360 | 8 | 202 | 350 |
| 獨逸國失業保險局** | 1932—1935 | 647 | 100 | 432 | 646 |
| 總 計 | | 5,092 | 1,555 | 4,004 | 4,808 |

* 出所——獨逸建物及土地銀行株式會社及獨逸公共土木事業株式會社, 「獨逸建築産業の發展と失業救済土木事業」, Deutsche Bau und Bodenbank A. G. and Deutsche Gesellschaft für Öffentliche Arbeiten A. G.: Die Entwicklung der Deutschen Bauwirtschaft und die Arbeitsbeschaffung, 一九三三, 一九三四, 一九三五年。
** 緊急救済事業と小家屋建築のための七百萬ライヒスマルクの金額とを含む。



第三圖表 獨逸工業生産の發展 (1928—1936)

出所——獨逸國統計局 (指數 1928=100)



それと同様に、主として生産財に對する需要を刺激することであつた。建築業においては、一九三六年の第三四半季における就業者数は一九二九年の頂上より一七%高く、熟練労働者中における失業者總數は獨逸全體で、一九三二年には五十萬人であつたのが、五萬人以下に減じた。金屬諸産業においては生産能力の九二%以上が、一九三六年末には利用された。鐵及鋼の生産額はすべての記録を破つた。機械製作業は未曾有の繁忙状態にあり、手持注文は一九二八年に比して殆んど五〇%の増加を示した。發電量は一九二九年には三百十億キロワット時であつたのに、一九三六年には約四百億キロワット時に達した。

生産財諸産業は全能力で作業してゐる。それらのうちのあるものでは機械は甚だしく酷使されてゐる。近い將來に關する限り、軍需品の注文と第二次四ヶ年計畫の實行とは、これらの諸産業を引き續き極度の繁忙状態に置くのみでなく、恐らく工場能力の擴張を要請するであらう。新興諸産業——合成の石油、棉花、羊毛、及びゴム——の創設と鐵礦及び非鐵諸金屬の國內埋藏量の集約的採掘とは、新たな工場及び機械の建設と新たな合成原料品の製造に適合せしむべき既存機械の改造とのために、資本を必要とするであらう。このことは、長期投資資金の調達の可能性如何、及び軍備設計畫に基く一時的需要を充すために生産能力を擴張することの得失如何の問題を生ぜしめる。

資本の供給

一九三三年より一九三六年に至る復興の金融は主として政府によつて、一部は短期借入の方法により、一部は獨逸國失業保險局の收入を含む歳入中からなされた。政府の諸支出は生産及び就業を刺激することに成功し、その結果民間の所得及び政府の歳入を増加せしめ、また貯蓄高を膨脹せしめた。が同時に、整理を必要とする政府の短期債務に著しい増加があつた。

一九三三年から一九三七年に至る公の債務の増加が約百十億ライヒスマルクであつたことは財政に關する章の中で指摘して置いた。この金融は財政を危殆ならしめるほどのものではなく、また銀行業務の正常な方法からの根本的背離を表はしもしなかつた。しかし、それは銀行資産の性格に重大な變化をもたらした。

銀行の投資資金は、第十四表に示さるゝ如く、政府手形及び政府證券の買入によつて、非常に多くの部分が公共土木事業及び軍備の金融のために用ひられた。一九三二年の十月にはベルリンの五大銀行の純商業的信用——諸貸付金及び荷爲替手形——は總資産の六二・七%であつたのに、一九三六年の十月には四四・八%に減じた。同じ期間中に、主として政府の必要を金融するために使用された手形、小切手、及び證券に投ぜられた資産の割合は、二五・三%から四四・三%に増

加した。

一九三二年の十月から一九三六年の十月に至る間に、大蔵省振出手形を含む手形の銀行手持は五十八億七千萬ライヒスマルクの増加を示した。この總増加中二十一億三千萬ライヒスマルクはライヒス・バンクの手持増加にかゝる²⁾。ライヒス・バンクをしてかゝる巨額の手形の吸収を可能ならしめたものは、金及び外國爲替準備における五億ライヒスマルクの減少、流通通貨における十二億ライヒスマルクの増加、及び事業會社による無利子預金の三億三千萬ライヒスマルクの増加であつた。ライヒス・バンクの狀態は第十五表に示されてゐる。しかし金及び外國爲替の保有高に關する報告の數字の正確さについてはかなりの疑ひがあることを指摘しておかねばならぬ。

最近四ヶ年間に私立銀行の信用供給者としての重要性は低下した。その理由は、短期の政府證券が廣汎に利用されたこと、及び商工業會社方面における信用の必要が巨額の公の注文と、過剰な貨物のストックと、産業により償却目的のために貯蓄せられしかも不況期間中に再投下せられなかつた遊休資本との利用可能によつて著しく減少したことにある。貨物のストックは一九二九年末には約二百七十億ライヒスマルクに達したと推定されてゐる。それが一九三二年末までには物價下落のために約二百億ライヒスマルクに低減したが、このストックは一九三二

2) 一九三六年、十一月末日までのもの。

第十四表 ベルリン五大銀行資産要目——但し貸借對照表總額の百分比にて表示 (1929, 1932, 1935 及 1936)
出所——獨逸國信用會社

| 十 月 末 日 | 1929 | 1932 | 1935 | 1936 |
|------------------------|------|------|------|------|
| 商業及大蔵省振出手形 | 21.4 | 18.7 | 28.7 | 33.6 |
| 有價證券合計 | 1.6 | 6.6 | 10.2 | 10.7 |
| 國債及地方債券 | 0.1 | 5.2 | 5.6 | 4.3 |
| 諸 貸 付 金 | 42.3 | 51.5 | 46.8 | 42.3 |
| 荷 爲 替 手 形 | 12.9 | 11.2 | 2.8 | 1.5 |
| 現金及ライヒス・バンク其他の信用諸機關勘定尻 | 12.4 | 4.5 | 3.8 | 3.4 |

第十五表 ライヒス・バンクの狀態 (1928, 1929 及 1932—1936)
出所——獨逸國信用會社(單位, 百萬ライヒスマルク)

| 項 目 | 十 一 月 三 十 日 現 在 | | | | | | |
|-------------|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 1928 | 1929 | 1932 | 1933 | 1934 | 1935 | 1936 |
| 金 及 外 國 爲 替 | 2,797 | 2,638 | 937 | 409 | 83 | 93 | 72 |
| 債 權 | | | | | | | |
| 手形及小切手 | 2,211 | 2,368 | 2,731 | 3,001 | 3,843 | 4,096 | 4,852 |
| 大蔵省振出手形 | 57 | 42 | 35 | 26 | 8 | 56 | 57 |
| 適格有價證券 | .. | .. | .. | 199 | 436 | 346 | 219 |
| 其他の有價證券 | 92 | 93 | 595 | 320 | 316 | 315 | 303 |
| 擔保付貸付 | 113 | 165 | 207 | 163 | 119 | 78 | 67 |
| 債 權 合 計 | 2,473 | 2,668 | 3,368 | 3,709 | 4,727 | 4,891 | 5,498 |
| 債 務 | | | | | | | |
| 銀行券發行高 | 4,724 | 4,916 | 3,531 | 3,542 | 3,810 | 4,186 | 4,674 |
| 振 替 預 金 | 473 | 445 | 418 | 478 | 931 | 806 | 753 |

年以後に殆んど全部捌かれてしまつた。次に工業、運輸業、商業、及び建築業における固定資本補填の需要は一ヶ年當り五十億ライヒスマルクと推定されてゐるが、一九三一年乃至一九三四年の四ヶ年間にはこの普通の補填高の四分の一、即ち五十億ライヒスマルクは恐らく使用されなかつたであらう。³⁾最後に金及び外國爲替準備の蕩盡もまた、資本諸源泉の流動化による信用調達の一重要項目をなした。

これらの資本諸源泉は一九三五年には涸渇するに至つた。固定資本の補填は遅延を許さなかつた。第二次四ヶ年計畫の開始及び軍備建設計畫の完成と共に、資本に對する需要は主として固定資本の補填、工場及び設備の擴張、合成原料品の生産のための新興諸産業の建設、及び現存設備の新規原料品への適合を目的として生ずるであらう。この資本には二つの可能的源泉がある。その一は剩餘の稅收入を含めての國內貯蓄であり、その二は國外の資本市場である。

國內貯蓄の蓄積 獨逸には六つの主要な資本蓄積の途がある。(一)貯蓄銀行、(二)私立保險會社、

(三)社會保險機關、(四)營利企業の非分配利潤、(五)公衆への證券賣却、(六)民間企業による債務償還。

一九三二年末から一九三六年末に至る間に貯蓄銀行における預金は百十四億ライヒスマルクから百四十六億ライヒスマルクに増加し、生命保險會社の投資は三十七億ライヒスマルクから五十四億ライヒスマルクに増進し、社會保險機關の投資は三十七億ライヒスマルクから四十

3) 獨逸國信用會社、「一九三六—三七年の轉換期に於ける獨逸經濟狀態」Reichs Kredit-Gesellschaft, "Germany's Economic Situation at the Turn of 1936-37," 柏林, 一九三七年, 四五—五三頁。

4) 失業救濟土木事業計畫は既に完了してゐるのである。

九億ライヒスマルクに増加した。資本蓄積のこれらの三源泉は一九三二年から一九三六年に至る四ヶ年間に六十五億ライヒスマルクの追加投資資金を供給した。もし事業活動が低下しないとすれば、約二十二億ライヒスマルクの年々の資本蓄積が、貯蓄預金の増加と公私の保險機關の投資の増加とから期待され得るであらう。

固定資本の補填と新規資本の建設とのために經常收益中から積立てられる事業準備金が幾何の投資資金をもたらすかは、正確には到底推測不可能である。獨逸統計局の報告によれば、一九三五年における『正常的償却』は約六十億ライヒスマルクであつた。一九三六年の補填額はヨリ大であつたと信じられてをり、景氣研究所はそれを六十八億ライヒスマルクと見積つてゐる。投資總額は該研究所によつて百三十八億ライヒスマルクと推定されてゐるから、約七十億ライヒスマルクが新建設に用ひられ得たわけになる。この總額中約二十億ライヒスマルクは、貯蓄銀行と公私の保險から得られた。約五十億ライヒスマルクは政府(課稅による)、商業銀行及び私個人によつて供給された。しかしその大部分は政府により、その經常歳入中から供給された。

國民社會黨の政權把握後には、第十六表に示さるゝ如く、年々の資本建設の五〇乃至七〇%は政府によつて金融された。一九三三年乃至一九三六年の四ヶ年計畫期中に、政府建設は二百二

第十七表 有價證券發行 (1928—1936)

出所—獨逸國統計局 (單位, 百萬ライヒスマルク)

| 發行種類 | 1928 | 1929 | 1930 | 1931 | 1932 | 1933 | 1934 | 1935 | 1936 |
|------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|
| 政府發行 | 663 | 520 | 529 | 65 | 511 | 1,019 | 334 | 1,643 | 2,471 |
| 市町村債 | 489 | 258 | 548 | 279 | 23 | 5 | 69 | 178 | 153 |
| 抵當證券 | 1,459 | 899 | 1,814 | 993 | 280 | 371 | 465 | 831 | 724 |
| 長期社債 | 294 | 8 | 35 | 1 | 10 | 2 | 4 | 3 | 47 |
| 株式 | 1,339 | 979 | 555 | 635 | 150 | 91 | 143 | 156 | 395 |
| 合計 | 4,244 | 2,664 | 3,481 | 1,973 | 974 | 1,545 | 1,015 | 2,811 | 3,990 |

政府による資本建設の大部分は經常歳入中からなされた。資本形成のこの方法は民間の貯蓄を低減せしめ、民間の所得を軍需産業投資に轉せしめた。政府が高率課税の維持を必要と感じ、そして剩餘の歳入を軍事施設に投下し続ける限りは、固定資本の補填、工場並びに設備の擴張、及び新興諸産業の創設に對する民間事業の需要は到底十分には充たされ得ない。工場及び設備の擴張に對する政府の思ひ切つた一聯の禁止は主としてこの資本缺乏に基因してゐる。一九三六年三月三十一日の如き、三十以上の産業が生産能力の増加を禁じられた。それらの中には次の諸産業があつた、鉛製品、鉛白、硝子製品、紙巻煙草、紙及びパルプ、纖維素、鋼管、低壓電球、ラヂオ受信機、懐中時計、粘土及石製品、及びセメント⁵⁾。この上になほ一九三五年の紡績材料法は紡織製品生産の全野に互る廣汎な制規を含んでゐる。更に工場及び設備の擴張に對する政府の統制は、原料の供給及び分配に對する統制を通して、何等の特別禁止なくして行はれる。

5) 獨逸銀行割引會社, 『經濟情報』, Deutscher Bank und Diskontogesellschaft, Wirtschaftliche Mitteilungen, 伯林, 一九三六年六月五日, 一六三頁。

第十六表 獨逸における資本建設* (1932—1936)

出所—獨逸國信用會社 (單位, 百萬ライヒスマルク)

| 企業の種類 | 1932 | 1933 | 1934 | 1935 | 1936 |
|-------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 公企業及運輸 | 1,750 | 2,200 | 4,070 | 6,500 | 7,400 |
| 民間建築 | 765 | 930 | 1,500 | 1,600 | 1,900 |
| 電氣, 瓦斯, 及水力 | 220 | 200 | 225 | 350 | 450 |
| 農業 | 550 | 600 | 725 | 825 | 900 |
| 工業 | 450 | 520 | 950 | 1,400 | 2,000 |
| 手工業, 商業及雜 | 515 | 650 | 780 | 825 | 850 |
| 合計 | 4,250 | 5,100 | 8,250 | 11,500 | 13,500 |

* 本表の數字は單に問題の金額の大きさの順列を示すにとゞまり、必ずしも正確ではない。

億ライヒスマルク、民間建設は百八十四億ライヒスマルクと推定されてゐる。民間建設の大部分は固定資本の補填を目的とするものであつた。政府の借入必要は非常に巨額且つ緊急であつたために、民間企業は株式社債の公募及び金融機關からの借入を禁じられた。株式發行は第十七表に示されてゐる如く、一九二七—一九二九年には年平均十二億ライヒスマルク以上であつたが、一九三二年以後は僅かに一ケ年當り二億ライヒスマルクに止つた。社債の發行は一九三三年には僅かに二百萬ライヒスマルク、一九三四年には四百萬ライヒスマルク、一九三五年には三百萬ライヒスマルク、そして一九三六年には約一億ライヒスマルクであつた。一九三六年度における社債の發行に對する政府の許可は、殆んど全部、資本の増加なしには政府の注文に應じられなかつた會社と、新たな合成原料品の生産に従事する企業とに限つて與へられた。

最後に物價、生産費——特に賃銀——及び利潤率に對して政府が行ふ統制は、豫め政府と打合せその承認を受けることなしに新たな資本投下を行ふことを、民間企業に取つて極度に危険ならしめてゐる。

第二次四ヶ年計畫の遂行を確保し、再軍備計畫を完成し、且つ過度な短期債務を整理する必要がある以上、政府は近い將來において資本の自由な流動に對する制限を撤去するだらうとは思はれない。政府は第一には、四ヶ年計畫中に考慮されてゐる新興諸産業の建設のために、第二には軍需諸産業のために、第三には輸出諸産業のために、そして第四には必要な住居及び食料品の生産のために、十分な資金を確保することに努めるであらう。資本の蓄積とその産業別割當とについての厳格な政府の統制と、緊急な場合における政府の補助金とによつて恐らく資本の供給は、政府がその經濟計畫の遂行に取つて不可缺と認める諸産業の必要を充たすには十分であらう。資本の缺乏によるこの計畫の瓦解を期待する理由は存しないやうに思はれる。他面において、利用し得べき供給につき割當を行ひ、その大部分を軍需品及び合成原料品の生産に従事する諸産業と、鑛物及び金屬の國內埋藏の開発のためとに振り向ける政策は、生活程度の向上を碍げ、そして恐らくは、獨逸民衆の側におけるヨリ以上の犠牲を要求するであらう。それはまた企業の自由をヨリ限局し、そして政府と民間企業との間におけるヨリ直接的な接觸に導くであ

らう。このことは、特に新興諸産業における投資の場合にあてはまる。

合成原料品の生産のための工場及び設備への投資の極度に危険な性質を考慮して、民間企業は、生産された新たな原料品が償却費、利子、及び投下資本に對する合理的利潤を支給するに足る價格で市場をもつであらうことを、政府が保証しない限り、その建設に着手することを欲しない。企業の或者は『収益性保證契約』として知られてゐる特殊の契約を政府と締結しつゝあるが、それは五乃至十ヶ年の有効期限をもつものであり、それによつて政府は民間企業に對し、すべての費用を償ひ且つ適正な利潤を得しむべき、生産物價格を保證するものである。利潤の高は償却及補填と工場及び設備の擴張とのための將來の必要に従つて時々決定されるであらう。また政府は特別の資金を實驗及び研究用として、これらの企業の利用に供するであらう。このやうにして、民間企業は政府により損失に對して保證されるが、しかしこの支持の代償として、自らの行動の自由を抛棄し、政府に經營上の發言權を與へるのである。

新興諸産業によつて幾何の資本が必要とされるかは推測できない。一九三七年の一月に、諸多の石炭會社は、合成ガソリン及び其他の油製品の生産のための工場及び設備の建設を金融する目的を以つて、大部分社債の形で、一億四千萬ライヒスマルクを公募することを政府から許可された。この一億四千萬ライヒスマルクは合成油の生産に従事する僅々五會社によつて公募

6) ランゲ、『原料及鑛物材料經濟』, K. Lange, "Roh und Wergstoff-wirtschaft," 四ヶ年計畫, Der Vierjahresplan, 第一號, 柏林, 一九三七年一月, 二二—二三頁。

された。これらの会社——クルップ製作所、エッセン石炭會社、ヘーシュケルン、ノイニッセン株式會社、ミュールハイマー鑛業株式會社、マチアス・ステインネス、及びゲルゼンキルヘン鑛業株式會社——は、新工場の建設に自己資金からもまた巨額を投じたに相違ない。⁷⁾ 新興四産業——石油、綿花羊毛及びゴム——と金屬及び鑛物の國內埋藏の集約的開發とのための資本必要總額はかくて莫大な額に達するものと思はれる。

産業の収益性

獨逸の産業諸企業の利潤に關する統計資料は貧弱且不完全である。巨額の秘密積立金を保有する獨逸會社の慣行は、それらの眞の収益力を知ることが不可能ならしめる。利用し得る報道によれば、一九三二年以來利潤に著しい回復があつたが、しかし利潤量は一九二八年の水準に比するとなほかなりの低位にある。

一九三二年には、約百億ライヒスマルクの資本を有する約一、五〇〇の株式會社が、五億三千五百萬ライヒスマルクの損失を報告した。一九三五年には、それらは四億六千一百萬ライヒスマルクの利潤を示した。すべての營利企業の利潤の總額は、一九三二年における二十五億ライヒスマルクの損失に比して、一九三五年には十九億ライヒスマルクであつたと推定されてゐる。

しかし一九三五年の總利潤は一九二八年に比べると十三億ライヒスマルク、即ち四〇・六%低かつた。⁸⁾

一九三二年から一九三五年に至る間の利潤の増加は殆んど全部、販賣數量の増加によるものであつた。けだし物價及び費用は全體としては不變であつたからである。ある種の熟練工を除いては賃銀には増加がなく、また原料品の價格は僅かに三・三%上騰したに過ぎない。利子負擔には著しい輕減があつたが、しかし租稅負擔の増加はそれを帳消しにしてあまりがあつた。利潤における改善は大部分、生産能力のヨリ十分な利用と、販賣總額に比較してのヨリ低い勞働費用とに基く間接費の低減の結果であつた。

將來における利潤の見込はあまり有望ではない。多くの方面における生産能力は極度に利用消耗されつゝあり、従つてヨリ多額の償却費が収益中から保留されねばならないであらう。原料品の價格は恐らくもつと騰貴するであらう、特に政府が生産を獎勵しつゝある合成原料品及び國産天然原料品の場合にさうである。租稅負擔は會社所得稅率の引上によつて著しく増加した。この租稅は一九二八—二九年には僅かに六億ライヒスマルクを齎らしたに過ぎなかつたが、一九三七—三八年には約二十億ライヒスマルクを齎らすべく豫期されてゐる。

利潤の前途についての悲觀的な見通しは、事業活動の大々的膨脹にもかゝらず株價がそれ

8) 量氣研究所、週報附録、一九三六年十二月二日。

7) ステータイスト誌「The Statist」、倫敦、一九三七年一月六日、二一七頁。

第十八表 産業別株價指數 (1928—1936)

出所——獨逸國統計局 (1924—1926=100)

| 産業 | 1928 | 1929 | 1930 | 1931 | 1932 | 1933 | 1934 | 1935 | 1936 1月 |
|----------|-------|-------|-------|-------|------|------|-------|-------|------------|
| 總指數 | 148.4 | 133.9 | 109.2 | 85.0 | 54.5 | 67.3 | 77.5 | 90.4 | 105.4 |
| 鑛業及重工業 | 131.3 | 124.7 | 106.0 | 79.0 | 56.0 | 72.8 | 84.3 | 96.6 | 119.1 |
| 金屬鑛業 | 101.3 | 84.7 | 72.8 | 55.2 | 33.4 | 46.7 | 54.7 | 63.9 | 80.5 |
| 探炭業 | 128.3 | 120.3 | 110.9 | 86.8 | 56.6 | 74.4 | 86.0 | 99.9 | 128.8 |
| 製造業 | 147.6 | 126.8 | 98.2 | 75.0 | 48.6 | 61.5 | 71.8 | 83.5 | 97.3 |
| 金屬加工及機械業 | 105.7 | 87.9 | 69.6 | 54.3 | 30.5 | 38.3 | 47.0 | 58.4 | 72.5 |
| 電氣工業 | 173.7 | 167.9 | 138.6 | 104.9 | 56.7 | 68.0 | 80.3 | 98.8 | 127.5 |
| 化學工業 | 142.4 | 122.7 | 94.4 | 79.8 | 56.2 | 74.4 | 87.5 | 102.5 | 116.0 |
| 建築及關係諸業 | 153.9 | 130.8 | 93.0 | 63.2 | 31.5 | 40.8 | 50.0 | 58.6 | 72.6 |
| 製紙業 | 203.6 | 181.3 | 128.0 | 77.5 | 30.3 | 33.4 | 50.5 | 62.5 | 85.0 |
| 紡織工業及被服業 | 171.4 | 124.8 | 78.2 | 59.3 | 37.6 | 44.6 | 52.4 | 63.3 | 71.3 |
| 飲食料品 | 110.1 | 91.0 | 76.4 | 64.0 | 63.3 | 86.1 | 100.6 | 111.2 | 124.8 |
| 商業、運輸及金融 | 165.9 | 155.1 | 130.6 | 107.6 | 63.1 | 72.4 | 81.1 | 96.6 | 106.9 |

と歩調を合せて上昇し得なかつたといふ事實に反映せられてゐる。一九二四—一九二六年を一〇〇とする株價指數は、一九二八年には一四八・四、一九三二年には五四・五であつたのに比べて、一九三七年二月には一〇八・一であつた。一九三二年以後の上昇は、第十八表に明かな如く、主として鑛業及び生産財諸産業に生じたのである。

政府は、利潤を幾ら以上儲けてはならないといふ制限は設けないが、しかし將來六%但し先行事業年度に八%又はそれ以上が支拂はれた場合には八%を超える配當を分配するすべての株式會社は六%又は八%を超える超過額を金割引銀行を受託者として管理される基金中に拂込むべきことを規定する

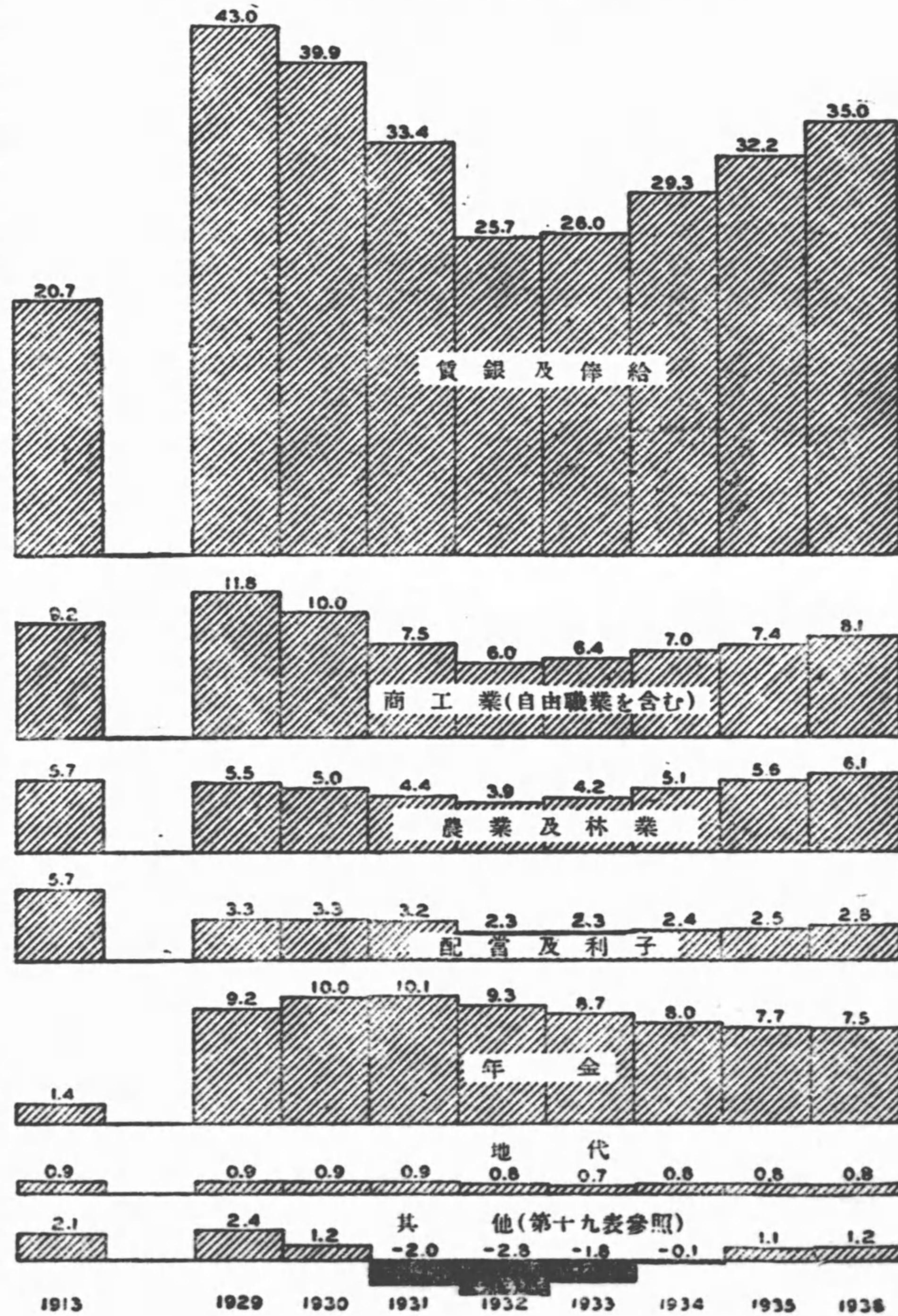
ことによつて、利潤の自由な使用を禁止してゐる。加之、著しい利潤増加の望は、それを低位に保つために政府が用ひてゐる多數の間接的方法によつて微弱ならしめられてゐる。政府の注文は非常に狭い利潤の餘地しか残さないやうな價格で請負はされる。政府の價格統制策においては利潤は第二次的な考慮事項に過ぎない。國內市場のために生産する營利企業は普通の租稅負擔の上になほ、その利得の一部を輸出産業に對して、輸出業務による損失補填のために支拂ふことを要求される。最後に、政府の勞働政策は多くの企業を強制して不經濟な幹部を維持せしめ、そしてそれらの企業のすべてから、自らの雇傭計畫を最高能率の諸要求に適合せしめる自由を剝奪する。

國民所得

國民經濟の總所産中における資本の分け前である所の利潤の低減は、最近に生じた現象ではない。それは世界大戰後幾百萬の人々が國家の負擔となつてから生じたのである。一九一三年には配當及び利子は國民所得の一二・五%を占めたが一九二九年には四・三%となつた。同じ期間中に種々の國家年金受領者、從軍者、失業者、及び其他の國家救濟金受領者の分け前は、第十九表及び第二十表に示されてゐる如く、三・一%から一二・一%に増加した。賃銀及び俸給の分け前

第四圖表 獨逸の國民所得 (1913, 1929—1936)

出所—獨逸國統計局 (單位, 十億ライヒスマルク)



第十九表 獨逸の國民所得 (1913, 1929—1936)

出所—獨逸國統計局 (單位, 十億ライヒスマルク)

| 項目 | 1913 | 1929 | 1930 | 1931 | 1932 | 1933 | 1934 | 1935 | 1936* |
|--------------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 賃銀及俸給 | 20.7 | 43.0 | 39.9 | 33.4 | 25.7 | 26.0 | 29.3 | 32.2 | 35.0 |
| 年金等 | 1.4 | 9.2 | 10.0 | 10.1 | 9.3 | 8.7 | 8.0 | 7.7 | 7.5 |
| 商工業(自由職業を含む) | 9.2 | 11.8 | 10.0 | 7.5 | 6.0 | 6.4 | 7.0 | 7.4 | 8.1 |
| 農林業 | 5.7 | 5.5 | 5.0 | 4.4 | 3.9 | 4.2 | 5.1 | 5.6 | 6.1 |
| 配當及利息 | 5.7 | 3.3 | 3.3 | 3.2 | 2.3 | 2.3 | 2.4 | 2.5 | 2.8 |
| 地代 | 0.9 | 0.9 | 0.9 | 0.9 | 0.8 | 0.7 | 0.8 | 0.8 | 0.8 |
| 其他** | 2.1 | 2.4 | 1.2 | -2.0 | -2.8 | -1.8 | -0.1 | 1.1 | 1.2 |
| 合計 | 45.7 | 76.1 | 70.3 | 57.5 | 45.2 | 46.5 | 52.5 | 57.3 | 61.5 |

* 推定。
** 未分配損益金, 政府企業所得等。

第二十表 獨逸國民所得分配百分比 (1913, 1929—1936)

出所—獨逸國統計局

| 項目 | 1913 | 1929 | 1930 | 1931 | 1932 | 1933 | 1934 | 1935 | 1936* |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 賃銀及俸給 | 45.3 | 56.5 | 56.8 | 58.1 | 56.9 | 55.9 | 55.8 | 56.2 | 56.9 |
| 年金等 | 3.1 | 12.1 | 14.2 | 17.6 | 20.6 | 18.7 | 15.2 | 13.4 | 12.2 |
| 商工業(自由職業を含む) | 20.1 | 15.5 | 14.2 | 13.0 | 13.3 | 13.8 | 13.3 | 12.9 | 13.2 |
| 農林業 | 12.5 | 7.2 | 7.1 | 7.7 | 8.6 | 9.0 | 9.7 | 9.8 | 9.9 |
| 配當及利息 | 12.5 | 4.3 | 4.7 | 5.6 | 5.1 | 4.9 | 4.6 | 4.4 | 4.6 |
| 地代 | 2.0 | 1.2 | 1.3 | 1.6 | 1.8 | 1.5 | 1.5 | 1.4 | 1.3 |
| 其他** | 4.6 | 3.2 | 1.7 | -3.5 | -6.2 | -3.9 | -0.2 | 1.9 | 2.0 |
| 合計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

* 推定。
** 未分配損益金, 政府企業所得等。

は四五・三%から五六・七%に上昇した。農業及び商工業(自由職業を含む)における企業家の分け前は三六・二%から二二・七%に低下した。一九三六年には國民所得の各種所得者群への分配は一九二九年におけると大體同様であつた。この期間中に、商工業(自由職業を含む)における企業家の分け前には低下があり、農業及び林業における企業家の分け前には増加があつた。

要約及結言

國民社會黨制下において獨逸の産業は異常な程度にまで政府に依存するに至つた。事業活動の復興は公共土木事業への政府支出によつてもたらされたのであり、かくしてもたらされた高い活動水準は政府の軍需注文によつて維持されてゐるのである。今後一二年間は政府は引き続き、その軍備計畫と、或種の外國産原料品特にゴム、棉花、石油、羊毛、及び金屬類に對する必要を低減又は根絶すべき新興諸産業の創設を目的とする四ヶ年計畫とによつて、國民經濟を左右する支配的要素として留まるであらう。

景氣復興の問題は最初には遊休の機械と幾百萬の失業者とを仕事につかせること、及び過剰な貨物のストックを使ひ盡すことであつた。かゝる條件の下において、生産及び販賣數量の増加は結局、間接費の低下と収益及び利潤の増加とをもたらした。貨銀には變化がなく、物價の騰

貴は殆んど専ら輸入原料品に限局された。利率は引き下げられたが、しかし租税の負擔には著しい増加があつた。全體としては利潤の餘地は減少された。

將來についていへば、利潤についての見通しはあまり香しくはない。大多數の産業は全力運轉を行つてゐるから消耗補填のためにヨリ多くの額が費されねばならぬであらう。租税負擔は引き続き高まるであらう。原料品の價格はその上昇運動を繼續するものと想像してよいであらう。價格の上騰は合成原料品の場合に特に著しいであらう。價格統制は政府によつて抛棄されないであらう。輸出補助金は今後もなほ、國內市場のために生産する諸企業の利得を喰ひ込む一要素たるであらう。

資本の供給は政府所定の産業の基礎的必要を充すには恐らく十分であらう。第二次的な重要性しかもたないと考へられる諸産業における工場及び設備の擴張を禁止することによつて政府は利用し得べき長期資金の供給を、それが不可避的に要求される産業乃至企業に振り向けることができる。いづれにせよ、資本の缺乏が政府をして、外國の金融援助を得るためにその軍備計畫及び外交政策を修正するの餘儀なきに至らしめるやうなことがあるとは思はれない。

産業は甚だしくその活動の自由を失つた。その行動の全基礎は一變された。利潤のために働く代りに産業は主として全體としての國民のために働く。何が國民の利益となりまたはな

らないかは結局國民社會黨政府によつて決定される。政府は産業團體及び個人實業家の意見を求めそして屢々それを採用するが、しかし如何なる場合に利潤慾を利己的であり反社會的であるとしてしりぞくべきか、また如何なる場合にそれを安當であり國民の厚生と一致するものであるとして認むべきかはひとり政府のみがこれを決定する。

國民社會主義は民間企業及び個人創意に賛成であり、産業の國有及び國營に反對である。國民社會黨の指導者等は事業の經營、損益の獲得、負擔、購買及び販賣、費用の低下及び生産能率の増加、外國市場の發見、勞働力の能率的利用、科學的研究による新製法及び新原料品の發見等につき責任をとることを欲しない。これらの仕事は民間の經營にまかせられる。政府はその經濟相とライヒス・バンク總裁とを通し、第二次四ヶ年計畫の遂行責任者たるゲーリング將軍を通し、その物價委員を通し、またその勞働管理官を通して、民間事業が國民の厚生のために如何なる任務を果すべきかを決定し、且つその政治的權力の執行を通して、それらの任務が遂行さるべき條件を作り出すのである。

産業は困難な地位に立たされたが、かなりの利益をも獲得した。政府はそれを、勞働爭議及び賃銀値上に對し、また外國の競争に對して保護する。政府は輸出業者に補助金を與へる。政府は、その經濟計畫中で第二次的重要性しかもたない諸産業において有利な事業を營むこと

をば困難ならしめるけれども、利潤の動機はこれを保護し推稱する。政府は資本と勞働とをば國民經濟における等しく重要な要素と看做す。政府は双方から犠牲を要求する。政府はこれらの兩者をば對立せしめない。利潤及び賃銀が低いにしても、政府はその罪を民間企業に稼さうとはしない。政府は自ら全責任をとる、尤もそれは、獨逸の困難の多くをば他の世界各國の責に歸して、彼等は獨逸の問題を理解せずまた獨逸の要求の安當性を理解しないと主張するのであるが。

第四章 國際收支

世界大戰前の状態のやうに自由放任主義の廣く行はれてゐたときには、獨逸は爾餘の世界各國との貿易を擴張し、それによつて激増する人口を養ふことができた。獨逸の工業生産高の三分の一乃至四分の一は國外に販賣され、工業労働者千萬人のうち三百萬乃至四百萬人は輸出品の製造に従事してゐた。¹⁾ 鐵鑛石と石炭とを除けば、工業生産に必要な原料品は大部分これを國外に仰いだ。その上、獨逸では食料品が多額の輸入超過であつた。完製品の輸出超過を以てしても、なほ原料品及び食料品の輸入に基く不足を補ふには十分でなかつた。しかし、獨逸は債權國であつた。一九一三年における同國の國外投資額は約二百七十億マルク、これから生ずる収入が年々約十三億マルクであつた。海運収入は約六億マルクに達してゐた。これらの二つの項目は、商品貿易勘定のマイナスを補填し、且つ國外投資と金蓄積とにあてらるべき年々の剩餘を生ずるに十分であつたのである。

1) アントン・ライティンガー、『ヨーロッパの經濟的側面』Anton Reithinger "Das wirtschaftliche Gestalt Europas" 柏林、一九三六年、一一五頁。

債權國状態より債務國状態への變轉

大戰後獨逸は債務國となつた。一九一四年から一九二三年までの十ヶ年間に、同國の外國投資は約三十億マルクに減少せしめられた。その上獨逸の國力を著しく弱めたのは、國土の大半を喪失したことである。一九一三年にはこの喪失地域は、獨逸における鐵鑛石、石炭、鉄、鋅、鉛、鑛石、錳、コークスの總生産額のそれぞれ八〇%、二六%、四三%、六〇%、三九%、九%を産出し、また耕作面積の一五%、森林の一%を包含してゐた。²⁾ たとへ賠償支拂の過重な負擔がなかつたとしても、外國貿易を債務國としての必要に適應せしめ、原料品の貯藏を再び充たし、國民のために外國食料品を購ひ、産業を平時生産用に改組し、大戰中徹底的に破壊された外國貿易路を建て直すことは獨逸にとつては困難であつたであらう。

一九二四年から一九二九年に至る間の獨逸の國際貸借は國外からの借款によつてバランスされた。獨逸が自由に國際資本市場において借款を起し得た間は、その商品貿易のバランスの調節は繰りのべることができた。外國からの借款の獲得が不可能となり、且つ外國及び自國の資金が獨逸から流出しはじめたとき、商品貿易のバランスに對する思ひ切つた調整が行はれた。獨逸は突如として商品の巨額な輸出超過を生ぜしむるに至つた。そして、この事情が、世界の通

2) 獨逸經濟の生産及販賣條件に関する調査委員會、『獨逸の外國貿易』, Ausschuss zur Untersuchung der Erzeugungs und Absatzbedingungen der deutschen Wirtschaft, "Der deutsche Aussenandel," 柏林、一九三二年、第二〇卷、第一部、三二九頁。

商の變調を齎した要因の一つであつた。

一九二五年から一九二九年までは、獨逸は年々外國から十億ドルに近い食料品と十五億ドル以上の原料品と五億ドルの完製品とを購入した。これに對し、外國へは年々二十億ドルに近い完製品と五億ドル以上の原料品とを販賣してゐた。この五ヶ年間に、獨逸の輸入額は約百五十億ドル、輸出額は約百三十億ドルを算し、差引き約二十億ドルの輸入超過となつた。

一九二九年後における獨逸商品貿易のバランスの調整は、獨逸の輸入品の價格が輸出品の價格よりも一層甚だしく下落したことによつて容易にされた。一九三〇年には獨逸の商品輸出超過は四億ドル以上に上つたが、この輸出超過の約六〇％は貿易數量の變動によるよりもむしろ價格の變動に基くものであつた。³⁾ コーヒーの例について見れば、獨逸は、一九三〇年には一九二九年より二二％、一九三一年には一九三〇年より二五％だけヨリ少い金額を支拂つて、しかもヨリ多量のコーヒーを購入することができた。獨逸が生絲羊毛バター卵採油用果實並びに種子銅の價格の下落によつて得た利益もまた、これに劣らないほど著しかつた。これに反して、獨逸の輸出する完製品の價格の方は比較的よく維持された。主としてこの有利な事情によつて、獨逸は一九三一年には六億八千四百萬ドルの輸出超過を齎すことができたが、しかし外國貿易全體の數量及び價額は激減したのである。

3) 前掲書、第二部、五一—頁。

一九三二年には、食料品價格及び原料品價格の九天直下の下落は終りを告げたが、完製品價格は加速度的に下落し續けた。輸出超過は二億五千四百萬ドルに減退した。遂に一九三二年には、獨逸は輸出超過を維持もしくは増進するためには、輸出の減退よりも一層猛烈に輸入を引き下げるのでは追付かなくなり、輸出の數量及び價額を増加することによつてこれを行はなければならぬ羽目に立至つたのである。

國民社會主義計畫

一九三三年一月末の國民社會黨による政權掌握は、經濟政策における根本的變革を劃するものである。ドクター・ブリュニングの治政中に行はれたデフレーション政策は放棄され、その代りに財政支出による「呼び水注入」(“priming the pump”)政策⁴⁾がとられた。獨逸の對外債務を尊重し、これによつてその對外信用を維持しようとするドクター・ブリュニングの必死の努力は、因みにドクター・ブリュニングの治政中ほど獨逸に多額の輸出超過を見たことはなかつたのだが——無効であり且つ危険であると考へられるに至つた。ドクター・シャハトの言葉を藉りて言へば、國民社會黨政府がこの政策を排斥したのは、「最高度の文化、最高度の文明をもつ國民に支那苦力の如き生活を要求することは、全然不可能であつた⁵⁾」からである。のみならず、

4) 一九三四年十月二十九日ワイマールにおいて行はれたドクター・ヒヤールマー・シャハトの外國貿易問題に関する演説を参照せよ。
5) 同上。

ドクター・ブリーニングの方針の放棄は、新政府の國防再建の決意から見ても必然だったのである。

新政策の下で、獨逸は、自國の商品輸出によつて支拂ひ得る以上には外國商品を購入しないと決定した。ドクター・シャハトは新計畫の特長を述べて、忌むべきではあるが不可避であるといつた。⁶⁾この新計畫は一九三四年九月に採用され、その實行には清算協定の方法が用ひられた。外國爲替管理制度はこれに先立つて一九三一年の金融恐慌中に創設された。舊制度の下では、外國商品の輸入者は一九三一年前における夫々の取引額に應じて外國爲替の割當を與へられた。そして配分された爲替割當を以てすれば、外國で何を購入しようとしても輸入者の自由であつた。所が新方法の下では、輸入者はいかなる對外注文を發する場合にも、事前に外國爲替許可もしくは證明書を得なければならぬ。すべての取引は、同案施行のために創設された二十七の外國爲替管理所のいづれかによつて、一取引毎に豫め認可されなければならない。最初は、輸入證明書を受ける必要は現金取引の場合に限られてゐたが、後には物々交換取引にも擴張適用されるに至つた。物々交換の包括が必要とされるに至つたのは、それに先立つて外國爲替管理の目的が擴大されて、外國貿易の品目と或種の輸入品の仕入先とに思ひ切つた變更を持ち來すための主要手段になつてゐたからである。⁷⁾

6) 同上。
7) クルト・クロイマン、「外國貿易における清算及び求償」, Kurt Kroymann, "Clearing and Kompensation im Ausunhandel," ハムブルク世界經濟叢書, ハムブルク, 一九三四年, 五七頁。

商品で支拂ひ得る以上には商品を購入しないと規定する制度の下では、輸出超過を生ぜしめることは不可能である。けだし購買の超過は自分が欲しないと同様に相手方も欲しないからである。そのうへ更にこの制度は、外國貿易金融から信用を取り去ることによつて、商品の交換を最少限に減少せしめる。ドクター・シャハトは、新方法が以上の結果を惹き起すことを充分知つてゐた。氏は一九三四年十月ワイマールにおける演説において、清算協定は輸出超過をなくすると同時に貿易を最少限に減少させるだらうと述べた。⁸⁾清算協定のこれらの効果は第二十一乃至二十三表に明白に示されてゐる。

貿易の總價額及總數量

獨逸の輸出入合計價額は、一九二九年の二百六十八億ライヒスマルクから一九三二年の百四億ライヒスマルクに、即ち六一・二%減少した。同期間中に輸入の價額は六四・九%、輸出のそれは五七・五%減少した。貿易價額は一九三五年にその底に達し、その額僅かに八十四億ライヒスマルクとなつた。そしてそれは輸出入にほとんど等分された。これを一九三二年に較べると、輸出の價額はほとんど十五億ライヒスマルク、輸入のそれは五億ライヒスマルクの減少であつた。一九三五年末ドクター・シャハトは、獨逸の輸入の低減は「既にこれ以上の進行を許さないほど

8) シャハト, 前掲書二五頁。

第二十一表 商品類別外國貿易價額
出所—獨逸國統計局

| 年次 | 輸 入 | | | |
|------|-------|---------|------------|---------|
| | 畜類 | 飲食物 | 原料品 半製品 | 完製品 |
| 1913 | 322.3 | 4,288.2 | 8,804.7 | 2,150.1 |
| 1925 | 122.0 | 4,023.0 | 6,211.7 | 2,005.4 |
| 1926 | 119.7 | 3,571.0 | 4,947.7 | 1,363.0 |
| 1927 | 170.9 | 4,326.1 | 7,192.3 | 2,538.7 |
| 1928 | 144.8 | 4,187.9 | 7,218.4 | 2,450.1 |
| 1929 | 149.7 | 3,822.7 | 7,205.1 | 2,269.3 |
| 1930 | 118.4 | 2,969.0 | 5,508.1 | 1,797.7 |
| 1931 | 54.9 | 1,969.6 | 3,477.8 | 1,224.7 |
| 1932 | 34.3 | 1,493.2 | 2,411.8 | 727.2 |
| 1933 | 30.8 | 1,082.3 | 2,420.5 | 670.0 |
| 1934 | 33.3 | 1,066.9 | 2,600.4 | 750.5 |
| 1935 | 45.2 | 995.9 | 2,552.8 | 564.8 |
| 1936 | 96.3 | 996.2 | 2,598.7 | 526.8 |

第二十三表 商品類別外國貿易價額及數量指數 (1932—1936)
1932=100

| 年次 | 輸 入 | | | | | 輸 出 | | | | |
|------|--------|-------|------------|-------|-------|-------|-------|------------|-------|-------|
| | 畜類 | 飲食物 | 原料品 半製品 | 完製品 | 合計 | 畜類 | 飲食物 | 原料品 半製品 | 完製品 | 合計 |
| 價 額 | | | | | | | | | | |
| 1932 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 1933 | 89.8 | 72.5 | 100.4 | 92.1 | 90.1 | 62.5 | 84.7 | 87.5 | 84.3 | 84.9 |
| 1934 | 97.1 | 71.5 | 107.8 | 103.2 | 95.4 | 26.4 | 57.6 | 76.6 | 72.5 | 72.6 |
| 1935 | 131.8 | 66.7 | 105.8 | 77.7 | 89.1 | 20.1 | 36.9 | 75.0 | 76.1 | 74.4 |
| 1936 | 280.8 | 66.7 | 107.7 | 72.4 | 90.4 | 18.1 | 36.0 | 72.3 | 87.9 | 83.1 |
| 數 量 | | | | | | | | | | |
| 1932 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 1933 | 71.4 | 70.7 | 114.8 | 130.3 | 106.8 | 61.9 | 110.3 | 97.9 | 88.9 | 97.5 |
| 1934 | 97.3 | 75.5 | 147.0 | 169.9 | 134.0 | 12.5 | 79.3 | 108.1 | 95.5 | 105.4 |
| 1935 | 145.1 | 58.0 | 165.9 | 90.6 | 142.9 | 3.8 | 51.5 | 120.4 | 117.2 | 116.8 |
| 1936 | 2956.7 | 48.4 | 183.5 | 77.4 | 154.6 | 3.1 | 54.8 | 125.6 | 132.6 | 123.1 |

(1913, 1925—1936)
(單位, 百萬ライヒスマルク)

| 合 計 | 輸 入 | | | | 合 計 |
|----------|------|---------|------------|----------|----------|
| | 畜類 | 飲食物 | 原料品 半製品 | 完製品 | |
| 15,565.3 | 10.7 | 1,465.9 | 3,297.1 | 11,153.8 | 15,927.5 |
| 12,362.1 | 21.7 | 519.8 | 1,995.9 | 6,753.0 | 9,290.4 |
| 10,001.4 | 24.4 | 503.8 | 2,732.0 | 7,154.3 | 10,414.5 |
| 14,228.0 | 29.1 | 440.8 | 2,607.6 | 7,723.5 | 10,801.0 |
| 14,001.2 | 18.8 | 622.7 | 2,749.6 | 8,884.5 | 12,275.6 |
| 13,446.8 | 22.0 | 701.5 | 2,926.3 | 9,832.9 | 13,482.7 |
| 10,393.2 | 68.7 | 479.8 | 2,449.6 | 9,037.5 | 12,035.6 |
| 6,727.0 | 46.9 | 359.0 | 1,812.9 | 7,379.8 | 9,598.6 |
| 4,666.5 | 14.4 | 203.4 | 1,031.9 | 4,489.4 | 5,739.1 |
| 4,203.6 | 9.0 | 172.2 | 903.4 | 3,786.8 | 4,871.4 |
| 4,451.1 | 3.8 | 117.1 | 790.3 | 3,255.7 | 4,166.9 |
| 4,158.7 | 2.9 | 75.0 | 773.8 | 3,418.0 | 4,269.7 |
| 4,217.9 | 2.6 | 73.3 | 746.3 | 3,945.9 | 4,768.2 |

第二十二表 商品類別外國貿易分配百分比 (1913, 1925—1936)

| 年次 | 輸 入 | | | | | 輸 出 | | | | |
|------|-----|------|------------|------|-------|-----|-----|------------|------|-------|
| | 畜類 | 飲食物 | 原料品 半製品 | 完製品 | 合計 | 畜類 | 飲食物 | 原料品 半製品 | 完製品 | 合計 |
| 1913 | 2.1 | 27.5 | 56.6 | 13.8 | 100.0 | 0.1 | 9.2 | 20.7 | 70.0 | 100.0 |
| 1925 | 1.0 | 32.5 | 50.3 | 16.2 | 100.0 | 0.2 | 5.6 | 21.5 | 72.7 | 100.0 |
| 1926 | 1.2 | 35.7 | 49.5 | 13.6 | 100.0 | 0.2 | 4.8 | 26.3 | 68.7 | 100.0 |
| 1927 | 1.2 | 30.4 | 50.6 | 17.8 | 100.0 | 0.3 | 4.1 | 24.1 | 71.5 | 100.0 |
| 1928 | 1.0 | 29.9 | 51.6 | 17.5 | 100.0 | 0.1 | 5.1 | 22.4 | 72.4 | 100.0 |
| 1929 | 1.1 | 28.4 | 53.6 | 16.9 | 100.0 | 0.2 | 5.2 | 21.7 | 72.9 | 100.0 |
| 1930 | 1.1 | 28.6 | 53.0 | 17.3 | 100.0 | 0.6 | 4.0 | 20.3 | 75.1 | 100.0 |
| 1931 | 0.8 | 29.3 | 51.7 | 18.2 | 100.0 | 0.5 | 3.7 | 18.9 | 76.9 | 100.0 |
| 1932 | 0.7 | 32.0 | 51.7 | 15.6 | 100.0 | 0.3 | 3.5 | 18.0 | 78.2 | 100.0 |
| 1933 | 0.7 | 25.8 | 57.6 | 15.9 | 100.0 | 0.2 | 3.5 | 18.6 | 77.7 | 100.0 |
| 1934 | 0.8 | 24.0 | 58.4 | 16.8 | 100.0 | 0.1 | 2.8 | 19.0 | 78.1 | 100.0 |
| 1935 | 1.1 | 23.9 | 61.4 | 13.6 | 100.0 | 0.1 | 1.8 | 18.1 | 80.0 | 100.0 |
| 1936 | 2.3 | 23.6 | 61.6 | 12.5 | 100.0 | 0.1 | 1.5 | 15.7 | 82.7 | 100.0 |

の水準に達した、さもないときは吾國は原料品の不足のためにほとんど世界貿易の列伍から除外されて了ふであらう⁹⁾と述べてゐる。一九三五年から一九三六年にかけては、輸入は畜類の購入が五千萬ライヒスマルク増加したのを主因として殆んど云ふに足りないほどの増加を示したに過ぎないが、輸出價額は完製品の販賣増進の結果五億ライヒスマルクの増額を來した。一九二九年に比較すれば、一九三六年には食料品の輸入價額は七三・九%、原料品及び完製品のそれはそれぞれ六三・九%及び七六・八%、そして輸入總計は六八・六%の低下を示した。同期間に飲食物の輸出は八九・六%、原料品及び完製品のそれはそれぞれ七四・五%及び五九・九%、輸出總計は六四・六%減少した。價額に現れた外國貿易が一九二九年に比較してこのやうな極度の低水準にあるといふことは、もしこれを無批判に受取るならば、獨逸は現に食料品及び原料品の供給に不足し、従つて同國民は衣食に事缺ぐ状態にあるといふ結論に導くおそれがある。しかし第五章に示すやうに、この結論は確實ではない。

貿易の數量及び價額の指數は第二十三表に掲げてある。それによると一九三三年以來輸入數量が價額に比して甚だしく増加してゐるので、誤解を招く虞れがあるが、これは一部は輸入品目の激變によるものであり、一部は外國通貨の減價によるものである。すなはち、獨逸は、價格が比較的低廉な、大嵩の原料品の購買量を増加すると共に、比較的高價な、そしてヨリ小嵩な物品の

9) 一九三五年十二月七日ミュンヘンに於て工科大学學友會に對して行はれた演説。

購買量を減少しつゝあつたのである。例へば、鐵鑛石の輸入數量は殆んど千四百萬噸、即ち三〇四%増加したが、その價額は一八・四七%増加したに過ぎない。木材の輸入數量の増加は百三十萬噸、一〇〇%であつたが、その價額の増加は二四・三%であつた。これら二つの項目のみによつても、全輸入數量増加の大部分が説明される。これに反し、一九三六年には羊毛の輸入數量は一九三三年より三六・六%減じたが、その代價の減少は一三・九%に過ぎなかつた。また、これに該當する棉花の數字は三一・三%及び一六%であり、採油用果實及び種子のそれは二七・五%及び一六%である。ゴムの輸入は數量において三六・七%、價額において一六・四%増加した。

貿易の地理的分布

獨逸の外國貿易の大部分は歐洲諸國と營まれる。一九一三年から一九三六年に至る期間を通じて獨逸品の購買者兼獨逸への輸入品供給者としての歐洲の地位には大した變化は生じなかつた(第二十四表参照)。一九一三年には歐洲は獨逸の輸出の七六・一%を引き受けたが、それは一九二九年には七三・七%、一九三六年には五九・八%であつた。また獨逸は歐洲諸國から、一九一三年にはその輸入の五四・七%、一九二九年には五二・六%、一九三六年には五九・八%を購入してゐる。歐洲からの輸入の割合の増加と獨逸の歐洲向輸出の割合の減少とは、國民社會黨の執權後

第二十四表 獨逸外國貿易の地理的分布 (1913 及 1929—1936)
出所—獨逸國統計局 (單位、百萬ライヒスマルク)

| 國名 | 1913 | | 1929 | | 1930 | | 1931 | | 1932 | | 1933 | | 1934 | | 1935 | | 1936 | |
|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 金額 | 割合 | 金額 | 割合 | 金額 | 割合 | 金額 | 割合 | 金額 | 割合 | 金額 | 割合 | 金額 | 割合 | 金額 | 割合 | 金額 | 割合 |
| ヨーロッパ | 5,889 | 54.7 | 7,067 | 52.6 | 5,825 | 56.0 | 3,764 | 55.9 | 2,540 | 54.4 | 2,319 | 55.2 | 2,628 | 59.0 | 2,564 | 61.6 | 2,522 | 59.8 |
| 北米 | ... | ... | 202 | 1.5 | 181 | 1.8 | 114 | 1.7 | 65 | 1.4 | 58 | 1.4 | 66 | 1.5 | 71 | 1.7 | 77 | 1.8 |
| 南米 | 344 | 3.2 | 447 | 3.3 | 325 | 3.1 | 222 | 3.3 | 140 | 3.0 | 139 | 3.3 | 161 | 3.6 | 126 | 3.0 | 130 | 3.3 |
| アフリカ | 192 | 1.8 | 480 | 3.6 | 359 | 3.5 | 244 | 3.6 | 140 | 3.0 | 122 | 2.9 | 162 | 3.6 | 121 | 2.9 | 112 | 2.7 |
| アジア | 583 | 5.4 | 371 | 2.8 | 519 | 5.0 | 183 | 2.7 | 122 | 2.6 | 104 | 2.5 | 101 | 2.3 | 119 | 2.9 | 154 | 3.7 |
| オセアニア | 876 | 8.1 | 642 | 4.8 | 639 | 6.1 | 453 | 6.7 | 259 | 5.5 | 238 | 5.7 | 177 | 4.0 | 154 | 3.7 | 90 | 2.3 |
| その他 | 318 | 3.0 | 443 | 3.3 | 365 | 3.5 | 268 | 4.0 | 181 | 3.9 | 166 | 3.9 | 206 | 4.6 | 188 | 4.5 | 209 | 4.9 |
| 合計 | 10,770 | 100.0 | 13,447 | 100.0 | 10,393 | 100.0 | 6,727 | 100.0 | 4,647 | 100.0 | 4,204 | 100.0 | 4,451 | 100.0 | 4,159 | 100.0 | 4,218 | 100.0 |

第二十四表 獨逸外國貿易の地理的分布 (1913 及 1929—1936)
出所—獨逸國統計局 (單位、百萬ライヒスマルク)

| 國名 | 1913 | | 1929 | | 1930 | | 1931 | | 1932 | | 1933 | | 1934 | | 1935 | | 1936 | |
|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 金額 | 割合 | 金額 | 割合 | 金額 | 割合 | 金額 | 割合 | 金額 | 割合 | 金額 | 割合 | 金額 | 割合 | 金額 | 割合 | 金額 | 割合 |
| ヨーロッパ | 7,680 | 76.1 | 9,924 | 73.7 | 9,377 | 77.9 | 7,778 | 81.0 | 4,678 | 81.5 | 3,837 | 78.8 | 3,239 | 77.7 | 3,125 | 73.2 | 3,373 | 79.7 |
| 北米 | ... | ... | 441 | 3.3 | 360 | 3.0 | 275 | 2.9 | 160 | 3.4 | 121 | 2.5 | 107 | 2.6 | 108 | 2.5 | 109 | 2.3 |
| 南米 | 551 | 5.5 | 609 | 4.5 | 601 | 5.0 | 464 | 4.8 | 302 | 6.5 | 278 | 5.7 | 236 | 5.7 | 202 | 4.7 | 212 | 4.4 |
| アフリカ | 284 | 2.8 | 658 | 4.9 | 528 | 4.4 | 424 | 4.4 | 250 | 4.4 | 160 | 3.3 | 148 | 3.6 | 130 | 3.0 | 139 | 2.9 |
| アジア | 790 | 7.8 | 483 | 3.6 | 477 | 4.0 | 370 | 3.9 | 165 | 2.9 | 145 | 3.0 | 140 | 3.4 | 142 | 3.3 | 142 | 3.8 |
| オセアニア | 1,438 | 14.2 | 935 | 6.9 | 1,149 | 9.5 | 834 | 8.7 | 483 | 8.4 | 395 | 8.1 | 282 | 6.8 | 253 | 5.9 | 255 | 5.3 |
| その他 | 396 | 3.9 | 602 | 4.5 | 484 | 4.0 | 1,134 | 11.8 | 446 | 7.8 | 406 | 8.3 | 383 | 9.2 | 375 | 8.8 | 406 | 8.5 |
| 合計 | 10,013 | 100.0 | 13,483 | 100.0 | 12,036 | 100.0 | 9,599 | 100.0 | 5,739 | 100.0 | 4,871 | 100.0 | 4,167 | 100.0 | 4,270 | 100.0 | 4,768 | 100.0 |

に生じた現象であるが、これは主として雙務貿易協定の作用によるものである。一九三六年には歐洲諸國からの輸入價額は二十五億二千二百萬ライヒスマルクであつた。輸出は三十三億七千三百萬ライヒスマルクであつたから、差引き八億五千百萬ライヒスマルクの輸出超過が生じた。

雙務貿易協定の効果は、獨逸と爾餘の歐洲諸國との間の輸出入を均衡せしめることであつた。歐洲からの輸入は一九三三年に減少した後、やゝ増加したが、輸出の方は激減して、遂に一九三五年にはその額も僅か三十億五千七百萬ライヒスマルクに過ぎないこととなつた。この期間に商品の輸出超過は十五億ライヒスマルク以上低減された。一九三五年から一九三六年にかけて輸出超過は一億一千百萬ライヒスマルクから五億五千百萬ライヒスマルクに増加したが、これは主として、歐洲諸國の貸方勘定として獨逸に累積してゐた從來の貿易尻を清算するために生じたのである。¹⁰⁾

貿易の地理的分布から見た最も著しい變化は南北アメリカの占める割合に生じた。獨逸の輸入の中これらの大陸が占める割合は、一九二九年の二七・六%から一九三六年の一九・九%に減少した。また同期間中に、獨逸の輸出中南北アメリカ諸國が購入した割合は一五・四%から一五・二%に減少した。アメリカ兩大陸との貿易の減少は、主として、獨逸と合衆國との間に起つた紛

10) 一〇二——四頁参照。

議に因るものである。一九二九年には、獨逸はその全輸入品の一三・三%を合衆國に仰ぎ、またその輸出品の七・四%を同國へ賣つた。一九三六年の當該數字は五・五%及び三・六%である。合衆國からの獨逸の輸入價額は一九二九年の十七億九千萬ライヒスマルクから一九三六年の二億三千二百萬ライヒスマルクに減じ、輸出價額は九億九千萬ライヒスマルクから一億七千二百萬ライヒスマルクに減じた。かくて合衆國からの輸入超過は七億九千九百萬ライヒスマルクから六千九百萬ライヒスマルクに減少せしめられたのである。

合衆國は獨逸と雙務通商協定をこれまで結ばなかつた。のみならず一九三五年十月には、米國の貿易に對して獨逸が差別待遇を與へたと云ふので、それに對する報復の手段として、獨逸からの輸入に從來與へてゐた最惠國待遇を撤廢した。對獨交渉においては、合衆國政府の地位はあまり有利ではなかつた。それは貿易尻がアメリカにとつて多額の出超となつてゐたからであり、また獨逸におけるアメリカの投資が巨額に上つてゐたからである。獨逸は、その雙務通商協定政策の結果として、合衆國への輸出による以外にはドル爲替を獲得することはできなかつた。然るに輸出は不可能であり、信用も與へられなかつたから、合衆國からの輸入は激減せざるを得なかつた。¹¹⁾

獨逸はオーストラリア及びカナダに對しても同じ經驗をした。オーストラリアについては、

11) 債務勘定の支拂については一〇六——九頁を見よ。

輸入は一九二九年の三億一千四百萬ライヒスマルクから一九三六年の四千三百萬ライヒスマルクに減ずるとともに、輸出は八千五百萬ライヒスマルクから三千五百萬ライヒスマルクに減じ、その結果輸入超過は二億二千九百萬ライヒスマルクから僅か一千八百萬ライヒスマルクに減少した。カナダについては、輸入は三億三百萬ライヒスマルクから一千九百萬ライヒスマルクに、輸出は八千五百萬ライヒスマルクから三千五百萬ライヒスマルクに減じた。一九二九年には二億一千八百萬ライヒスマルクの輸入超過であつたものが、一九三六年には一千六百萬ライヒスマルクの輸出超過に轉じたわけである。¹²⁾

合衆國、オーストラリア及びこれより程度は低いカナダの三國に關する限り、獨逸政府の經濟政策は貿易を擴張する上に有利であるとはいへない。外國産の棉花、ラード、小麦、羊毛及び家畜飼料の使用を制限しようとする獨逸の努力は、それまで獨逸と前記諸國との貿易の土臺となつてゐたものを覆へすこととなつた。もしこれらの商品についての經濟的自給政策が放棄されないとすれば、將來の貿易擴張は全く新しい基礎の上に行はれる外はないであらう。

獨逸品の市場及び獨逸の輸入先としての中央及び南東ヨーロッパの相對的地位は一九二九年以來増進して來た。同地方に屬する七ヶ國、すなはちオーストリア、ハンガリー、ユーゴスラヴィア、ルーマニア、ブルガリア、ギリシア及びチェコスロヴァキアは一九二九年には獨逸の輸出の

12) カナダとの協定は一九三六年十月二十二日調印された。

第二十五表 中歐及南東歐の外國貿易における獨逸の分前
(1929 及 1935)

出所—景氣研究所

| 國名 | 輸 入 | | 輸 出 | |
|----------|-------|-------|-------|-------|
| | 1929 | 1935 | 1929 | 1935 |
| オーストリア | 20.8% | 16.6% | 15.7% | 15.6% |
| ハンガリア | 20.0 | 22.6 | 11.7 | 23.9 |
| ユーゴスラヴィア | 15.6 | 16.2 | 8.5 | 18.7 |
| ルーマニア | 24.1 | 24.4 | 27.6 | 16.5 |
| ブルガリア | 22.2 | 53.5 | 29.9 | 48.0 |
| ギリシア | 9.4 | 18.9 | 23.2 | 29.0 |
| チェコスロバキア | 25.1 | 17.2 | 19.3 | 15.7 |

一二・五%を引き取り、獨逸の輸入の九〇%を供給してゐた。一九三六年には獨逸の輸出及び輸入における前記諸國の割合は一三%及び一三七%であつた。また獨逸がこれら諸國の經濟生活において如何に重要な役割を演ずるか、それら諸國の輸出入中における獨逸の割前を示す第二十五表を見れば、一層明かに知ることが出来る。一九三五年には前記諸國の輸出入中における獨逸の割前はオーストリアの一五六%からブルガリアの四八%に及び、またその輸入における獨逸の割前はオーストリアの一六六%からブルガリアの五三五%に及んだ。一九三五年に獨逸はブルガリアの輸出の約二分の一、ギリシアの輸出の約三分の一、ハンガリーの輸出の殆ど四分の一、ユーゴスラヴィアの輸出の約五分の一、ルーマニア及びチェコスロヴァキアの輸出の約六分の一を引き取つたのである。

以上の諸國と獨逸との貿易が相互に發達した主な原因は、獨逸が原料品を必要としたと同時にこれらの國々がその代價として獨逸の完製品、就中自國産業の發達に必要な生産財を喜んで受取つたことにある。¹³⁾ しかし一九三六年中に重大化するに至つた貸借尻に關する問題は相當困難なものであつて、その解決は多大の外交と善意とを必要とする。一九三三年以來獨逸は常にこれらの諸國が獨逸から購入するよりもヨリ多くのものを購入して來た。その結果、これらの諸國は多額の凍結債權を累積保有することゝなつた。けだし雙務貿易が行はれてゐる現状において、それらの債權は、獨逸からの輸入の増加によるか、あるひは自國の輸出の減少によるほかに、實現の途がないからである。獨逸としては、これら諸國が獨逸に對する原料品及び食料品の輸出を低減することなく、獨逸からの輸入を増加することによつて累積して債權を使ひ果すことを好都合とするわけであり、さうした趣旨の協約を締結したいと熱望してゐるが、このやうに蟲のよい協定の受諾を中央及び南東ヨーロッパ諸國に納得させることに獨逸がどの程度まで成功するかは、豫斷を許さないのである。¹⁴⁾

輸出超過と外國爲替の供給

一九三〇乃至三二年の三ヶ年間に、獨逸には五十五億八千七百萬ライヒスマルクの商品輸出

超過があつた。かくして生じた外國爲替の剰餘は、その一部は獨逸の對外債務の利拂のために用ひられ、また一部は、一九三一年五月にその端を發した金融恐慌¹⁵⁾中の資本の國外逃避によつて喚起された外國爲替に對する莫大な需要の一部に應ずるために利用された。國民社會黨治政の第一年度には六億六千八百萬ライヒスマルクの輸出超過があつた。一九三四年の第一四半期には輸出超過は姿を消し、商品貿易のバランスは逆になつた。同年全體では、二億八千四百萬ライヒスマルクの輸入超過があつた。一九三四年九月には輸出入の均衡化に關する「新計畫」が採用された。しかし入超は爾後一九三五年の第二四半期に至るまで三期に互つて繼續した。すでに獨逸と清算協定を結んでゐた國々はこの期間中に在獨債權を累積しつゝあつたが、それは當該國が獨逸品の輸入を増加するかあるひは獨逸に對する輸出を減少する外には清算の途がないものであつた。¹⁶⁾ 清算勘定における獨逸の債務は一九三五年三月末に五億六千七百萬ライヒスマルクの最高額に達した。¹⁷⁾ 一九三五年の一億一千百萬ライヒスマルク、一九三六年の五億五千萬ライヒスマルクの輸出超過は、主として以上の債務の辨済に使用されなければならなかつた。自由爲替についての獨逸の状態は大した改善はされなかつた。一九三六年末のライヒスマルクの報告によると、外國爲替六百萬ライヒスマルク、金六千六百萬ライヒスマルクに過ぎず、一九三五年十二月三十一日現在の状態に比して爲替は百萬ライヒスマルクの増加

15) 全國産業協同會、「一九三三年初期における獨逸の狀態」National Industrial Conference Board, "The Situation in Germany at the Beginning of 1933" 紐青、一九三三年、一—五頁。

16) 「經濟と統計」一九三七年二月、第二號、一四二頁。

17) 獨逸國債用會社、獨逸書、七五頁。

13) チェコスロヴァキア及びオーストリアを除く。

14) 特に著しい困難は、對ユーゴスラヴィア貿易に關聯して存在してゐるやうに思はれる。

金は千六百萬ライヒスマルクの減少となつてゐる。

多くの清算協定では、商品の輸出超過は、英本國の場合の如く、これを獨逸外債の利拂に充用すべしと明示するか、あるひはスイス、オーストリア、イタリアの場合の如く、これら諸國への獨逸人観光客に一定額の爲替を支給するために充用すべしと明示してゐる。従つて、現金支拂を主張する合衆國やオーストラリアの如き國々に對する獨逸の購買力は甚だしく制限されて來た、けだしこれら諸國との貿易では獨逸は多額の輸入超過をなすのを常態とするのであるが、その支拂に必要な外國爲替を他の方面で得ることが前記のやうな規定のために不可能とされたからである。かくて獨逸は、對米及び對濠爲替の手當ができなかつたために、棉花の買付地を合衆國からブラジルへ、羊毛の買付地をオーストラリアから南アフリカ、アルゼンチン及び英本國に移さなければならなかつた。¹⁸⁾

獨逸は清算協定によつて、原料品及び食料品に對する自國の根本的需要を満たすことはでき、たが、商品の輸出超過によつて外國爲替の剩餘を産み出す可能性を破壊し、従つて、獨逸が輸入超過の關係を有つ國々に對する對外債務の支拂能力を激減することとなつた。この目的に利用しうる外國爲替の獲得の主要な源泉は、外國人に對する勞務の提供、外國人観光客の費消、國外投資、及び移民送金である。

18) 特に一九三五年十一月における貿易決済協定の締結後に促進された。

對 外 債 務

獨逸政府の公表した數字によれば、一九三四年二月二十八日現在の外債は次の通りである。但し當時の爲替相場場で換算し、百萬ライヒスマルク單位で表したものである。

| | |
|----|----------------------|
| 長期 | 七、一五六 |
| 短期 | 六、七五九 ¹⁹⁾ |
| 計 | 一三、九一五 |

長期債中十億ライヒスマルク餘はライヒスマルク建であつた。また短期債のうち一九三五年三月満期の約十六億ライヒスマルクもライヒスマルク建であつた。この兩者に對する主な債權者はスイス及びオランダの投資家である。

右の合計百三十九億ライヒスマルクのほかになほ、獨逸政府の發表したところでは「其他の外國人投資」が四十二億ライヒスマルクあり、その大部分は獨逸の證券、土地、及び持分の所有である。一九三〇年の半ばから一九三六年の二月に至るまでの獨逸の對外債務の官廳推定額は第二十六表に示されてゐる。

この數字によれば、獨逸通貨を以て表示された國內投資を除く外債は前記期間中に約二百六

19) 擔置債券二十三億ライヒスマルク及び國際決済銀行投資二億四千七百萬ライヒスマルクを含む。

第二十七表 外債に関する獨逸の官廳數字 1934 二月二十八日現在¹⁾
(單位, 百萬ライヒスマルク)

| 債 權 國 | 債 券 | 其他の 長期債 | 性質上 の据置 | 其他の 短期債 | 合 計 | 利子年 額總計 |
|-------------|-------|------------|------------|------------|--------|------------|
| 合 衆 國 | 2,600 | 44 | 729 | 733 | 4,106 | 225 |
| イ ギ リ ス | 651 | 151 | 648 | 274 | 1,724 | 84 |
| オ ラ ン ダ | 918 | 575 | 500 | 816 | 2,809 | 154 |
| ス ウ イ ス | 484 | 709 | 653 | 615 | 2,461 | 125 |
| フ ラ ン ス | 417 | 50 | 136 | 171 | 774 | 35 |
| ス ウ エ ー デ ン | 92 | 20 | 21 | 72 | 205 | 10 |
| ベ ル ギ ー | 34 | 20 | 19 | 79 | 152 | 6 |
| イ タ リ ー | 40 | 48 | 3 | 54 | 145 | 5 |
| 其 他 | 2 | 304 | 76 | 915 | 1,295 | 33 |
| 合 計 | 5,238 | 1,921 | 2,785 | 3,729 | 13,673 | 677 |

* 一九三四年二月二十日の為替相場によつて換算。
 ** 債券の賣却先たるシーチケートの本部の所在國は、之を債權國と做し、他國人の參與の有無を問はない。
 *** 一九三五年三月以降満期のもの。
 **** 獨逸居住の獨逸人が所有する七億五千萬ライヒスマルクを含む。
 ***** 事實上の据置のみではなく、据置規定に據る契約の交換の有無に拘らず据置として取扱はれるものを含む。事實上の据置總額は二十二億六千三百萬ライヒスマルクと發表されてゐる。
 ***** 自一九三四年三月一日至一九三五年二月二十八日、獨逸人の所有に關する債券の利子たるために節約される外國為替並に償却のために債券を提出することによつて取立てられ得べき償還總額はこれを無視す。

入る計算になつてゐる。
 たゞ問題は、獨逸の官廳數字がどの程度に正確であるか? といふことである。既に二三の債務會議で明かに暴露されたやうに、獨逸政府は獨逸の對外債務額を過大に見積る傾がある。とくに政府は、近年、就中一九三一年より一九三五年に至る間の外債國內歸還高を著しく過小に見積つてゐるやうである。²⁾
 長期債の國內歸還及び其他の原因による減額の範圍 一九三四年二月現在のものとして獨逸政府が推定したところによれば、未償還の獨逸長期債券の額面總額五十二億三千八百萬

2) 全國産業會議、「一九三三年初期における獨逸の狀態」、經濟、一九三三年、四〇—四六頁を見よ。

第二十六表 獨逸外債の推移 (1930 半ば—1936 二月)*
出 所—獨逸國統計局

| 種 別 | 1920 半ば | 1931 七月 | 1932 二月 | 1933 二月 | 1934 二月 | 1935 二月 | 1936 二月 |
|----------------------------|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 短 期 | 15,500—16,000 | 13,100 | 10,100 | 8,700 | 6,700 | 6,700 | 6,300 |
| 内 据 置 | .. | 6,300 | 5,000 | 4,100 | 2,500 | 2,000 | 1,600 |
| 長 期 | 10,800 | 10,700 | 10,500 | 10,300 | 7,200 | 6,400 | 6,100 |
| 合 計 | 26,300—26,800 | 23,800 | 20,600 | 19,000 | 13,900 | 13,100 | 12,400 |
| 其他外國人所有の 投資, 證券, 土地, 持分 | 6,800 | 5,900 | 5,300 | 4,200 | 4,200 | .. | .. |
| この内アメリカの分 | | | | | | | |
| 短 期 | .. | 3,143 | 3,227 | 2,537 | 1,462 | .. | .. |
| 内 据 置 | .. | 2,067 | 1,808 | 1,564 | 715 | 511 | 419 |
| 長 期 | .. | 6,336 | 5,165 | 5,196 | 2,644 | .. | .. |
| 合 計 | .. | 9,479 | 8,392 | 7,733 | 4,106 | .. | .. |

* 單位百萬ライヒスマルク、當該時期の爲替相場による。
 ** 概算。
 *** それ自體の性質上「据置」の部類に屬すべき信用、但し事實上据置かれたか否かは問はない。事實上据置の總額は二十二億六千三百萬ライヒスマルクと發表されてゐる。
 **** 債券及び貸付。

十億ライヒスマルクから百二十四億ライヒスマルクに減じたことになつてゐる。この約百三十六億ライヒスマルクの減額は大部分短期債の減少によつて起つたものである。長期債の減額は四十七億ライヒスマルクと報告されてゐる。
 第二十七表は、債權國別及び債務種類別の外債高を示す獨逸政府發表の數字である。この表によると、長期債券の四九・六%、据置債務の二六・二%、其他の短期債務の一九・七%、債務總額の三〇%はアメリカの投資家から借りたものであり、利拂全額の三三・二%はアメリカ人の手に

ライヒスマルク中、獨逸人の所有するもの七億五千萬ライヒスマルクであつた。この推定額は少くとも十二億ライヒスマルクに増額されなければならない。一九三四年中には國內歸還額は額面三億ライヒスマルクに上ると推定しうるから、その結果外國人所有の長期債券は三十七億三千八百萬ライヒスマルクに減じたことになる。其他政府の推定では十九億ライヒスマルクの長期債務があつたことになつてゐるが、これは約二億ライヒスマルクを減額されねばならない。すなはち、一九三四年末の外國人所有の長期債は政府の推定では約六十四億ライヒスマルクとなつてゐるが、實際には約五十四億三千八百萬ライヒスマルクであつた。

一九三五年中には獨逸の外國債券の國內歸還額は恐らく二億七千萬ライヒスマルクに上つたと思はれるが、そのうち約一億七千萬ライヒスマルクは合衆國から入つて來た。²¹⁾ ロンドン、阿姆斯特ダム及びチューリヒにおける獨逸の買入額は約八千萬ライヒスマルクと推定してよいだらう。その上、ベルギー貨の減價はヤング借款中ベルギー宛の支拂分を約五百萬ライヒスマルク輕減した。最後に、加里借款の定期償還額は約一千万ライヒスマルクに達した。其他の長期債における減少額は恐らく一億ライヒスマルク前後であつたらう。かくて一九三五年末の長期債總額は、五十億ライヒスマルクをやゝ超す程度に減せしめられたわけである。

一九三六年における獨逸債券の國內歸還は甚だ僅少であつた。ニューヨーク證券取引所に

第二十八表 外國人保有の獨逸長期債及短期債

(1934 末—1936 末)

(單位、百萬ライヒスマルク)

| 年 末 | 債 券 | 其他の長期 | 長期合計 | 短 期 | | 總 計 |
|------|-------|-------|-------|--------|-------|--------|
| | | | | 合 計 | 据 置 | |
| 1934 | 3,738 | 1,700 | 5,438 | 5,579 | 1,734 | 11,017 |
| 1935 | 3,454 | 1,600 | 5,054 | 5,041 | 1,423 | 10,095 |
| 1936 | 3,323 | 1,300 | 4,623 | 4,084* | 1,055 | 8,707 |

* 一九三六年の減少額中約三億七千万ライヒスマルクは通貨の減價による。

における獨逸債券の取引高は、一九三五年には約一億二百萬ドル、一九三四年には一億五千三百萬ドルであつたのに、一九三六年には約二千七百萬ドルに過ぎなかつた。アメリカ市場における獨逸の買入高は多分一千八百萬ドルすなはち四千五百萬ライヒスマルクであつたであらう。²³⁾ ロンドン、阿姆斯特ダム、チューリヒにおける獨逸の買入は恐らく二千五百萬ライヒスマルクは超えなかつたであらう。加里借款の償還高は五百萬ライヒスマルクであつた。

一九三六年フランス、オランダ、スウイス、イタリアの通貨が減價した結果、獨逸の外債は約三億ライヒスマルクの輕減となつた。しかし、借替局が約二億四千萬ライヒスマルクの借替債券を發行したから、右の減額は相殺されてしまつた。

かくて一九三六年における證券債務の減少は約一億三千万ライヒスマルクと推定することができる。其他の長期債務については恐らく償却によつて約一億ライヒスマルク、通

23) 他の推定では、一九三六年のドル貨債の獨逸歸還高は三千万ドルとなつてゐる。

21) 主として不動産抵當借入及び貸付借入。
22) クロイガー借款中アメリカの持分約五千二百萬ライヒスマルクの一ノールエー會社に對する償却は前記金額に含まれない。

貨減價によつて約二億ライヒスマルクの減額がなされたであらう。従つて、一九三六年末における外國人手持の外債總額は、第二十八表の示すやうに、四十六億二千三百萬ライヒスマルクであつたわけになる。また同表には短期債の推定額も掲げてある。

短期債は一九三四年末五十五億七千九百萬ライヒスマルクであつたが、一九三六年末には四十億八千四百萬ライヒスマルクに減じた。この減額のうち六億七千九百萬ライヒスマルクは据置協定適用範圍内の債務に生じた。

外貨拂にして且つ外國人の所有にかゝる獨逸の外債總額は、一九三四年末には約百十億ライヒスマルクであつたのに對し、一九三六年末には約八十七億ライヒスマルク²⁴⁾であつた。この數字の中には世界大戰に基因する政府間の債務は含まれてゐない。その中にはまた、獨逸の證券並びに土地、外國會社所屬工場及び獨逸系企業中の外國人の持分等に對する所謂直接外國人投資も含まれてゐない。直接投資は獨逸政府の推定によれば一九三四年二月末において四十二億ライヒスマルクであつた。一九三六年末までにはそれは恐らく三十億ライヒスマルク以下に低減されたであらう。従つて獨逸の對外債務は一九三六年末にはおよそ百二十億ライヒスマルクどころにあつたわけである。因みにそれは、一九三四年末には約百五十二億ライヒスマルク、一九三〇年半ばには約三百三十億ライヒスマルクであつた。

24) 若干の専門家はこの數字を餘りに高きに過ると見てゐる。彼等は長期短期を合した有效債務總額を約六十億ライヒスマルクと推定してゐる。

爲替の必要及受取

一九三五年における獨逸の爲替必要額は約九億五千萬ライヒスマルクであつたと推定してよいであらう。その内譯を示すと、外債の利拂三億五千萬ライヒスマルク、商品貿易勘定の赤字二億三千四百萬ライヒスマルク、商業債務勘定の未拂一億五千萬ライヒスマルク、長期債の償還直接外國人投資の収益、獨逸外貨債の買入一億六千三百萬ライヒスマルク、獨白マルク協定に基づく支拂二千六百萬ライヒスマルク、對外宣傳費約二千萬ライヒスマルクであつた。

一九三五年における外國爲替の受取高は約七億六千萬ライヒスマルクと推定される。その内譯を示すと、海運收入二億三千萬ライヒスマルク、ソヴィエト・ロシアによる手形の支拂三億ライヒスマルク、獨逸對外投資收入一億六千萬ライヒスマルク、觀光客消費一千萬ライヒスマルク、移民送金三千萬ライヒスマルク、船舶賣却代二千萬ライヒスマルクであつた。以上は第二十九表の示す通りである。

約二億ライヒスマルクの赤字は普通ならライヒス・バンクの金並びに外國爲替準備から支拂はれたであらう。所が實際には、その大部分は支拂はれなかつた。それはユーゴスラヴィア、ルーマニア、ブルガリア、ギリシャ、オランダ等の諸國の債權勘定に入れられ、そして一九三六年には

第二十九表 外國爲替の必要及受取 (1935 及 1936)
(單位, 百萬ライヒスマルク)

| 項 目 | 1935 | 1936 |
|-----------------------------|------|------|
| 必 要 | | |
| 外債利拂 | 350 | 320 |
| 加里借款償還及ハンプルク・アメリカ汽船社債買戻 | 13 | 5 |
| 特別長期債の償還 | 50 | 20 |
| 獨・白マルク協定による支拂 | 26 | 26 |
| 外人所有の證券, 株式, 土地等の勘定に拂込むべき収益 | 50 | 30 |
| 外貨債券買上による追加輸出の助成 | 50 | 20 |
| 一九三〇年米・獨債務協定による繰延債務の利子 | 7 | 7 |
| 商業債務勘定未済分 | 150 | .. |
| 外國貿易入超 | 234 | .. |
| 對 外 宣 傳 | 20 | 20 |
| 合 計 | 950 | 448 |
| 受 取 | | |
| 海運收入等 | 230 | 260 |
| 觀光客收入 | 10 | 10 |
| 移民送金 | 30 | 30 |
| 露國手形満期分 | 300 | 60 |
| 獨逸對外投資收入 | 160 | 160 |
| 船舶賣却 | 20 | 10 |
| 合 計 | 750 | 530 |

これら諸國による獨逸商品の購入を促進するための武器として利用された。

一九三六年には外國爲替に對する必要が一九三五年に比べて著しく低くなつた。その最大の原因は、商品貿易が入超の代りに、五億五千萬ライヒスマルクの出超となつたことである。なほその他の項目について見るも、利拂三億二千萬ライヒスマルク、直

接投資の償還及び収益五千五百萬ライヒスマルク、獨白マルク協定分二千六百萬ライヒスマルク、輸出促進のための外貨債買入割當爲替二千萬ライヒスマルク、對外宣傳二千萬ライヒスマルク、一九三〇年の米獨債務協定による繰延債務の支拂七百萬ライヒスマルク、この總計四億四千八百萬ライヒスマルクと推定されてをり、一九三五年に十億ライヒスマルクに近かつたのに比べて甚だしい減少を示した。

五億五千萬ライヒスマルクといふ多額の輸出超過を見れば、一九三六年には獨逸に對する外國爲替の供給は豊富であつたと想像されるかも知れない。しかし、この想像は當つてゐない。けだし獨逸は競争の必要上信用を六ヶ月まで延長しなければならぬに、其輸入に對しては六ヶ月以内に支拂をするからである。一九三五年下半期には輸入に對する輸出の超過は二億八千七百萬ライヒスマルクであつた。獨逸はこの金額の大部分を一九三六年上半期になつて受取つた。一九三六年上半期中の輸出超過は一億三千百萬ライヒスマルクであつたが、その支拂は同年下半期に決済された。かくて一九三六年中に右の財源から生じた外國爲替の供給總額は約四億ライヒスマルクであつた。しかし、この金額の大部分は利用されるに至らなかつた。約一億五千萬ライヒスマルクは、一九三四年及び一九三五年中に清算勘定に滞積した商業債務の辨済に向けられたため、手に入らなかつた。約一億ライヒスマルクは、輸出による受取と輸入

に對する支拂との間の時間の距りのため、利用されなかつた。また約八千萬ライヒスマルクは金ブロック諸通貨の減價によつて損失となつた。その上、二千萬ライヒスマルクは佛蘭西に對するザール石炭給付として差引かれ、二千萬ライヒスマルクはスウイス、イタリア、オーストリアの如く獨逸から見て商品の輸出超過となつてゐる國々と締結した協定に基き、獨逸人觀光客の使用に供せられた爲替分として差引かれなければならない。最後に、約一千万ライヒスマルクは外國における破産の結果損失となつた。以上のやうな種々の控除額を合すれば、三億八千萬ライヒスマルクに達する。かくて一九三六年の獨逸の商品貿易から實際手に入つた外國爲替總額は約二千萬ライヒスマルクに過ぎなかつた。

海運収入は二億六千萬ライヒスマルクと推定され、獨逸政府が一九三五年度分として發表した數字より一〇%増加した。移民の送金はだいたい三千万ライヒスマルクであつた。なほ、對露手形の満期到來によつて約六千万ライヒスマルク、外國人觀光客の消費によつて一千万ライヒスマルク、²⁵⁾外國人に對する船舶賣却によつて約一千万ライヒスマルクの収入が生じた。

一九三六年における獨逸の國外投資所得は金ブロック諸通貨の減價によつて不利な影響を受けた。しかし、他方では景氣の恢復のために相當増加もしたに違ひない。恐らくこれらの要因は相殺し合ひ、對外投資所得はだいたい一九三五年と同様、約一億六千萬ライヒスマルクであ

25) 觀光客の消費はほとんど全部登録マルクによつて賄はれるが、これは獨逸には爲替をもたらさない。

つたと想像してよいであらう。

一九三六年には外國爲替の必要總額は四億四千八百萬ライヒスマルク、その供給額は約五億五千萬ライヒスマルクであつて、差引き一億二百万ライヒスマルクの剩餘となつた。一九三七年には貿易が依然として出超を繼續するならば、ライヒスパンクの爲替状態は著しく好轉するであらう。一九三六年下半年期には輸出超過は四億二千万ライヒスマルクであつた。また一九三七年の一月及び二月には、輸出超過は一億三千八百萬ライヒスマルクに上つた。清算勘定に滞積してゐた多額の債務は一九三五年及び一九三六年の二ヶ年間に大部分辨済されてしまつた。不正確な報告が行はれない限り、ライヒスパンクの金及び外國爲替準備保有高は一九三七年中には當然増加を示すべき筈である。

しかし獨逸は、その競争諸國がそれぞれの通貨の減價によつて獲得した有利な地位に對抗するため、多額の費用を要する補助金制度及び特殊形式のマルク制度を採用し、それによつてはじめて世界市場における自國の地位を維持してゐるのである。

輸出補助金

獨逸は、苟くも問題になるほどの國のうちで、一九二九年以來通貨を減價しなかつた唯一の國

である。獨逸政府が一方では通貨價值を維持し他方では再軍備と經濟的國家主義といふ高價な政策——それは國內物價及び生産費の上騰をもたらし——を遂行するに決定した結果、獨逸の世界市場における競争力は著しく減殺されるに至つた。

かういふ事情の下では政府の援助がなかつたなら獨逸の輸出業者は外國市場から閉め出されてしまつたであらう。この援助は多くの形式をとつた。獨逸の商事會社はその國外販賣の賣上金をもつて外國人所有の獨逸證券を購入することを許された。これらの證券は利子がマルクで全額支拂はれるから、外國におけるよりも獨逸においてはるかに高値であつた。獨逸の輸出業者は證券を自國に歸還せしめ、これを獨逸で巨利をもつて賣却し、そしてかくして得られた利益を外國市場における商品の販賣によつて被つた損失の補填に宛てることを許された。

同様な處置が外國人の封鎖銀行勘定についても許された。輸出業者は外國でこの勘定を極端な割引率を以て買入れ、それを獨逸で一〇〇%に賣却し、その利益を以て國外販賣による損失を償ふことができた。一九三三年六月のモラトリウムに基き、獨逸證券の外國人所有者はその債權の一部を外國爲替を以て、一部をスクリップ證券を以て、その比例は時々變更された支拂はれた。スクリップ證券はマルクで全額支拂はれるものであるが、獨逸金割引銀行によつて額面の半額で買入れられ、そしてこの取引から生ずる利益は輸出業者に對する獎勵金として使用さ

れた。このやうにして獨逸の外債は著しい減額を見、政府に何等の痛痒を感じしめない補助金が獨逸の輸出業者に與へられた。損失は外國の投資者が負擔したわけである。²⁶⁾

一九三四年六月外債利拂の全部的モラトリウムを宣言したのは、スクリップ證券による輸出獎勵金が不可能となつた。獨逸證券の買戻による利益だけでは當時の獨逸輸出業者の窮狀を救ふには不十分であつたから、政府は國內市場を相手とする事業に課税する政策をとり、これによつて輸出獎勵金の基金を作らなければならなかつた。この租税形態の性質及びその収入額については政府は何ら發表してゐない。營業者も右の目的のために支拂つた金額を貸借對照表中に別記することを許されてゐないが、合理的な推算によれば約十五億ライヒスマルクに上ると思はれる。補助金額は輸出價格の平均四〇%、即ち通貨減價によつて外國競争者が得た利益にほぼ等しい、と傳へられてゐる。補助金は凡ての輸出に對して與へられるといふわけではなく、また凡ての輸出業者が同額の補助を受けるわけでもない。補助金は、輸出業者の地位が政府の政策によつて害なはれた程度に、また世界市場における各種の獨逸産業の地位の維持のうちでどの産業の地位の維持を政府が重要視するかの程度に依るのである。

封鎖 マルク

26) しかし、もし以上のやうな獨逸の買戻がなかつたとすれば、證券投資家の手取高はきつともつと少なかつたであらう。

27) これは輸入國に對するダンピング對策の基礎として利用される虞れがあるので、恐らくそれを防止するためと思はれる。

封鎖マルクの存在は、一九三一年夏の金融恐慌後におこつた外國資金の獨逸引揚げに對して政府が創設した統制の所産である。この資金はこれを外國爲替に換へて獨逸國外に持出すことはできないが、外國人はそれを獨逸で買入を行ふためとか、或は獨逸領土内における營業費や旅費に宛てるために使用することができる。

特殊マルクのうちもつともよく知られた種類のものは登録マルクである。登録マルクは、一九三一年の恐慌前に外國銀行が獨逸において所有してゐた勘定を表示するものである。このマルクは外國において爲替の平價より約五〇％も低い價格で買入れることができる。このマルクの販賣から生ずる爲替は据置信用の減額に充當される。登録マルクを以て外國人は獨逸における旅費及び生活費を支辨し、獨逸の證券及び財産に投資し、輸入用の物品を購入することができる。また特殊の旅行小切手が觀光客に對して發行される。これは投資の目的には使用し得ないものであつて、且つ一觀光客が消費しうる旅行小切手の額は普通には一日當り五十ライヒスマルク、特別の場合には一日當り百ライヒスマルクに限られてゐる。獨逸内において消費されない登録マルクは國外に持出すことを禁止され、獨逸内において預託されねばならないこととなつてゐる。

割引販賣されるもう一つの周知のマルクはいはゆるアスキマルクである。外國人の經營に

かゝる企業は、商品の販賣によつて獨逸内に信用を設定し、この信用を獨逸製品の購入に使用することの許可を獨逸の外國爲替當局から得ることができる。「アスキ」といふ言葉は *Ausländer-Sonderkonten für Inlands-Zahlungen* 即ち「國內支拂用外人特別勘定」の略語である。外國人輸出業者はその有するアスキマルクを獨逸商品を購入しようとする企業に賣ることができ、しかしその賣價は公定爲替相場以下たらざるを得ない。さもないと、自由マルクをやめてアスキマルクを買ふ利益はないこととなるからである。アスキマルクの使用はナチス治政第三年及び第四年の二ヶ年間に最も廣く行はれた。爾後その使用は多くの國に對しては少數の所定商品種目に限定されるやうになつたが、しかし若干の國に對してはアスキマルクは依然として爲替の唯一の基礎となつてゐる。

この他になほ、外國人が獨逸の證券又は國內財産を賣却し、あるひは利子、配當及び地代を受納する場合に生ずる數種の封鎖マルクがある。この部類に屬する主な型のマルクは信用封鎖マルク *Kreditspermark*、銀行券封鎖マルク *Notenspermark* 及び證券封鎖 *Effektenspermark* マルクである。これらの勘定を外國人は以下の目的に使用することができる、即ち特定の獨逸證券、抵當權及び土地の購入、勘定主及びその家族の旅行費並びに生活費の支辨、納税、個人及び團體への寄附。この他になほ獨逸品の購入にも使用することができるが、原則としてその限度は送狀面價格の

28) 證券封鎖マルクは殆んど商品の購入には使用されない。

僅か二五%までとされてゐる。残りの七五%は自由マルクを購入し外國爲替を以て支拂はなければならぬ。

以上の各種封鎖勘定からの引出は外國爲替當局の許可書がなければこれをなすことができない。

特殊マルクの使用は複雑な管理制度の發生を促した。それは獨逸に事實上減價した一種の通貨を與へ、それによつて減價の必要を著しく軽減した。マルク貨の減價は經濟問題といふよりもむしろ政治問題であるやうに思はれる。外國爲替の取締と輸入の管理とを行ふ必要があるのは、獨逸が低廉な外國品の洪水に見舞はれる危険があるからではない。これらの取締は、外國並に自國の資本が獨逸から大量的に逃避しないといふ保障を政治情勢が與へない限り、撤廢不可能である。そしてもし外國爲替管理を撤廢しないでマルクの減價を行ふならば、それは獨逸の國際地位を向上させるよりもむしろ悪化せしめることになるであらう。それは外債を増加させ、輸入原料品及び食料品のコストを高め、獨逸の外國投資の収益を減少させることとなるであらう。獨逸としては、その國際政治關係が改善されて、再び世界の主要金融中心地たるロンドン、ニューヨーク及びパリにおいて信用を調達しうるに至らない限り、かゝる不利益に耐へることは恐らくできないだらうと思はれる。

要約及結言

國民社會黨政府の外國貿易政策の下で、獨逸は、人口を養ふに必要な最少限度の食料品と、その工業の活動を繼續し、再軍備計畫を遂行するに十分な原料品とを、外國から獲得することができた。この目的は貿易上及び金融上の凡ゆる對外取引に對する思ひ切つた管理によつて達成された。すなはち政府はそれによつて、大衆の合理的な生活水準の維持と再軍備とから見て不要と思はれる凡ゆる輸入を排除することができたのである。何人と雖も獨逸では、國民經濟の種々の部門に夫々設置された監督局の一つから外國爲替許可證の交付を受けることなしに、如何なる物も輸入することができない。しかも輸入の許可は、外國爲替がライヒス・バンクにおいて當該の支拂用に十分でない限り發せられない。

世界中の殆んどすべての主要國と締結された雙務清算協定によつて、貿易の殆んど全部は、外國品に對しては獨逸品を、といふ物々交換の基礎の上に置かれた。著しい例外は合衆國、オーストラリア及びニュージーランドであるが、これらの國の場合にも物々交換の方法は個々の業者によつて用ひられた。清算協定の齎した最も重大な結果は、勞働及びその他の資源の國際的分業による利益を獨逸から奪つたことである。獨逸は、價格が最廉で品質が最良の國から購入する

ことができず、獨逸の商品を自國の生産物と交換に最も喜んで受け取る國から輸入することを餘儀なくされる。清算協定の今一つの重大な不利益は、商品貿易による獨逸の外國爲替供給及び金貯藏の補充の途がそれによつて決定的に閉塞されることである。

これらの事實は獨逸の責任ある當局者や經濟學者がはつきりと認識してゐる。獨逸の輸出を擴張する必要は國民社會主義の指導者等が強調してゐるところであり、しかも誰にもましてこれを焦眉の念として指導する者は外ならぬヒトラー總統とその經濟相ドクター・ヒャルマ！、シヤハトである。獨逸の現状に對する彼等の態度は、獨逸の見地からすればたしかに論理的である。彼等は、大凡そ次のやうに推論する。「獨逸は外國人に多額の債務を負つてゐる。獨逸は外國の民間投資家から借りたものは一セントも残さず皆済したいと、一方ならず焦慮してゐるが、しかし商品の輸出超過によらない限りこの支拂をなすことは不可能である。獨逸には金がなく、外國爲替準備がない。これらのものは一九三一年の金融恐慌中と一九三二年中とに使ひ盡された。即ちこの期間に獨逸は、その外國債權者の利益を保護するために莫大な犠牲を拂つたのである。一九三二年には獨逸は遂に、金及び外國爲替の凡ての財源を涸渇してしまふと同時に、商品の輸出超過をこの上維持するためには、人並の生活ができない程度にまで貨銀を引き下げることによつて、獨逸の勞働人口に耐へ難い犠牲を拂はさねばならない點にまで立到つた。

社會革命の惧れがあつたために獨逸はやむなくデフレーション政策を放棄して、生産及び就業を増進する方針をとつたのである。外債の利拂は大部分延期されたが、私的債務を否認したのでは決してない。獨逸は外國の民間投資家に對するすべての債務を尊重する意志をもつてゐる。しかし世界が獨逸品で支拂を受けることを拒む限り、獨逸はそれを實行することができない。のみならず獨逸は、長期債の利率に著しい切下げが行はるべきであることを、また獨逸の國際金融上の地位を強固ならしめるためには新債の必要があることを、感じてゐる。」

外國の對獨債權者はこれらの所見の多くの點についてその妥當性を認むるに吝ではないが、しかし同時に、獨逸が計畫的に着手した一連の行動が獨逸の外貨拂能力を破壊するに至つたことを指摘する。對獨債權者は、獨逸の再軍備の權利には疑問を差しはさまないけれども、再軍備が、獨逸と爾餘の世界各國との間の健全な通商關係の發達に好都合とは云はれない緊迫した國際政治情勢を生ぜしめたのみでなく、直接にもまた、獨逸の輸出力を害なつたことを知つてゐる。彼等はまた、獨逸が意のままに如何なる程度の經濟的自給自給をも行ひ得る權利があることを否認しはしないが、しかしこの自給自給の目的を達するために從來なされた現になされつつある努力が、國內の物價と生産費とを高め、獨逸工業の外國市場における競争をヨリ困難ならしめるに至つた、と見るのである。

さらにこれらの論者は、世界が獨逸品を買はうとしない、といふ獨逸側の憶斷に疑問を差しさし、さみむしろ獨逸こそ計畫的に、合成生産物を代用することによつて若干の原料品の輸入を阻止しようとする企てゝあるのではないかと主張する。最後に彼等は次の點を指摘する。曰く、再軍備が最近二ヶ年のやうな急速度で繼續する限り、獨逸産業は、國際貿易に著しい恢復が生じてもそれを利用することができないであらう、何故ならば再軍備の需要を充たすために産業能力が全部用ひられてしまふからである、と。換言すれば、獨逸の輸出の恢復は、獨逸政府がその基礎的經濟政策中の或物の緩和と歐洲平和維持のための満足な政治協定の締結とを首尾よく行ひ得るかどうかにかゝり、主としてかゝつてゐるのである。

外國貿易及び一般國際關係の分野における獨逸の政策の進路を豫見することはむづかしいが、若干の事實は明瞭である。輸入數量の現在以上の低減は、一般國民の營養水準の低下と産業への原料品供給の不足とを生ぜしめることなしには、これを行ふことができない。生活水準の向上と産業活動の發展とのためには、食料品及び原料品の輸入増加が必要である。輸出の増加は輸入のための支拂手段として必要なばかりでなく、外債利拂のための剩餘をもたらすため、及び金及び外國爲替の準備を補充するためにも必要である。

獨逸の外國貿易のすさまじい崩潰と一九三六年に至る不振状態の繼續とは、事業活動と就業

とにはこれと云つた影響を與へなかつた。それは、公共土木事業及び再軍備に對する政府の支出が經濟組織を全力運轉の状態に保つたからである。再軍備と政府支出との程度が低下するに従ひ、民間産業は不振の阻止に努めなければならなくなるであらう。輸出はかゝる場合に擴張が行はれ得べき重要な分野を提供する。

最後に、獨逸の不安定な國際的地位は、低賃銀維持の絶對的必要と政府が採用した思ひ切つた經濟統制制度との大きな原因をなしてゐる。賃銀率の増加は獨逸産業の競争上の地位が改善されない限り不可能である。經濟統制の緩和は、輸入の割當が必要とされる限り、また資本逃避防止のために外國爲替取引の思ひ切つた取締が必要とされる限り、またこれを望むことができないのである。

外國貿易の問題は獨逸の直面してゐる決定的な問題である。この問題は獨逸政府の一方的行為のみでは解決することができない。計畫と政府の統制とは壓力を緩和し、打撃を經濟及び社會の體制全體に分散することはできても、外國原料品と外國市場との必要をなくすることはできず、またこの必要を充たすための種々な困難を克服することはできない。もし通貨の減價を行ふならば、それは輸出を容易にし、奨励金を不必要とするであらうが、これと同時に外債を増加し、國外から買ふ原料品及び農業生産物の原價を騰貴させ、獨逸の對外投資收益を減少させる

であらう。のみならず、それは大量的資本逃避の危険をなくするものではないから、正常な國際貿易の主たる障礙物である所の外國爲替取引に對する制限の撤廢には導かないであらう。

この外國貿易の問題は本質上政治的なものである。この問題は國民社會黨の全信條と全政策——再軍備、經濟的自給自足、全體主義、反ユダヤ主義、反ボルシェヴィズム、反自由主義、植民地要求——に結びついてをり、問題の最後の解決は結局國民社會主義革命の進路によつて決定されるであらう。たゞ近い將來に關する限り、國際的經濟力の壓迫のために獨逸の經濟制度の機能に何らかの容易ならぬ混亂が起るとか、あるひは獨逸の政治機構に何らかの重大な變化が起ると豫想する理由はないやうに思はれる。

第五章 外國貿易と生活水準

一國の經濟的發展は究極的には、食料品の生産と原料品の供給とに利用し得べき土地面積によつて決定される。此等二つの要因は、氣候及び人口と共に經濟的生活の物質的基礎を構成する。特に、それらは、國民の生活水準を上昇せしめる一手段としての外國貿易の必要を決定する。國民社會主義經濟計畫の眼目の一つは「農業生産闘争」である。今一つは、海外から輸入される基本的原料品の或物に代はるべき合成生産物の發達である。此等二政策の目的は戰時における國家の抵抗力を増加すると共に、外國爲替に對する必要を減少するにある。獨逸經濟の現状並びにその將來の蓋然的發展を理解するためには、食料品及び原料品に對する獨逸の輸入必要が國民の生活水準を抑壓することなしにどの程度まで、既に引き下げられたか、また將來引き下げられるかに就いての明確なる理解を必要とするのである。

食料品の供給

獨逸は一億一千六百萬エーカーの面積をもつてゐる。この總面積のうち、二千八百萬は耕地であり、二千二百二十萬は牧草地及び牧場であり、百四十萬は庭園に用ひられ、四十萬は果樹園及び葡萄園であり、森林は三千二百萬に及び、八百五十萬は道路、鐵道、建物、公園、遊園地及び運動場、墓地、河海湖沼で占められてゐる。荒蕪地は僅か四百八十萬エーカーに過ぎない。

如何なる生産的用途にもあてられてゐない土地面積が狭少であるといふことは開墾の手段によつて農業生産を擴張する可能性が極度に限局されてゐるといふことを示してゐる。それ故に、生産の増加は主として土壤の耕作上及び利用上の改良及び播種並びに動物飼養の改善によつて齎らされねばならないが、その他にもなほ、必要が充分以上に充足されてゐる作物から缺乏が特に痛切な作物に利用し得べき土地を振り替へることによつてヨリ均衡のとれた收穫が得られるであらう。

獨逸が外國よりの食料品供給に依存してゐることは次表に示されてゐる。

| 商 品 | 消費合計に對する國內生産の百分比 |
|---------------------------|------------------|
| 裸麥及び小麥、馬鈴薯、砂糖、粗菜、懷肉、羊肉、生乳 | 九五乃至一〇〇 |
| 肉類合計 | 九〇乃至九四 |
| 野菜類合計 | 九〇乃至九四 |

1) 景氣研究所、週報、一九三六年、十二月十六日、一〇二頁。

| | |
|------------|---------|
| 卵 類 | 八〇乃至 八九 |
| 果物類合計 | 八〇乃至 八九 |
| 乳製品合計、家禽 | 八〇 |
| バター及びチーズ | 七五乃至 八〇 |
| 魚 類 | 七〇 |
| ベーコン及びブライド | 六〇乃至 六九 |
| 脂肪合計 | 五〇乃至 五五 |
| 堅 果 | 三〇乃至 三九 |
| 大豆合計 | 二〇乃至 二九 |
| 人造バター | 五乃至 一〇 |

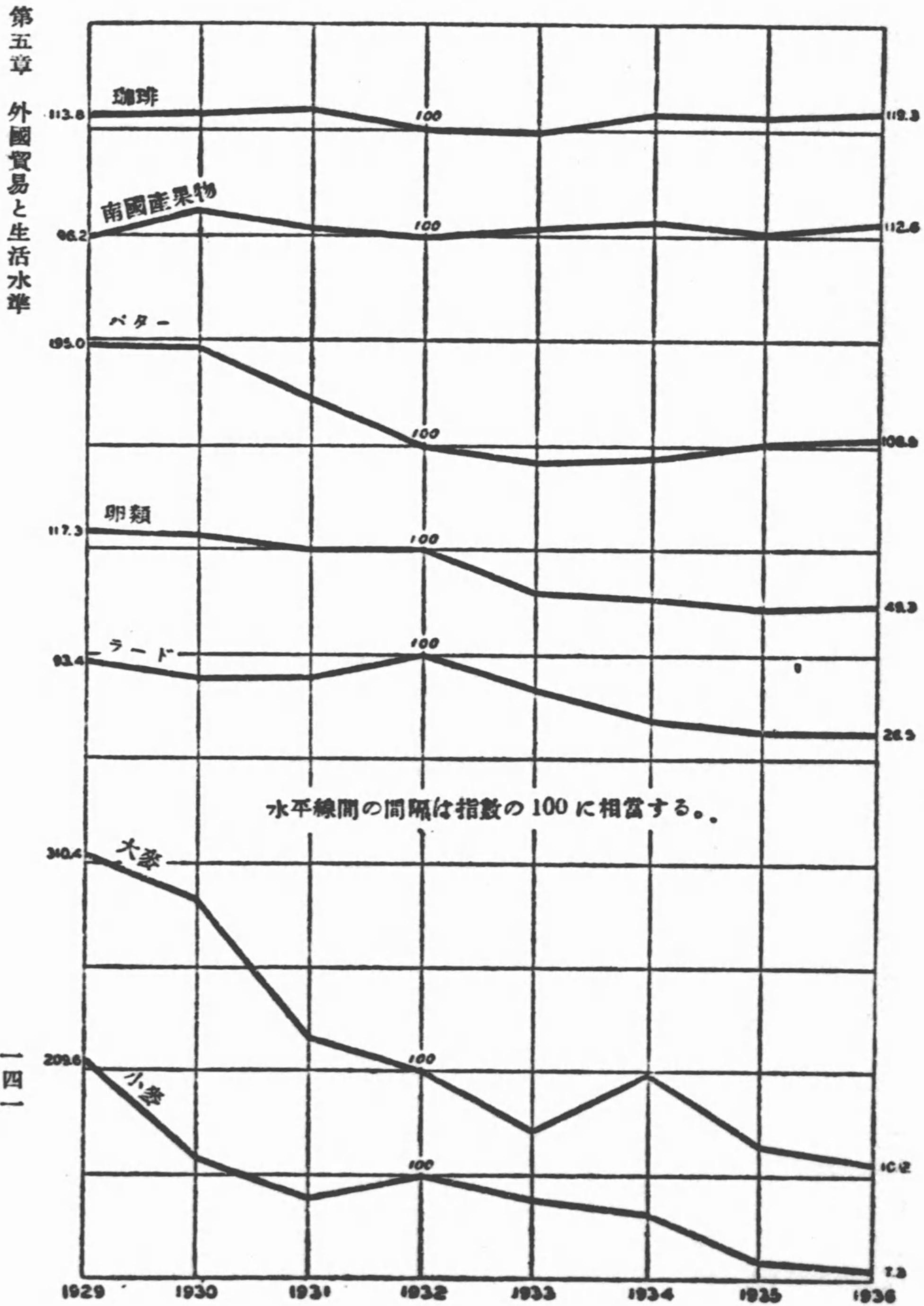
一九二九年より一九三六年に至る獨逸の食料品輸入の價額及び數量は第三〇表に示されてゐる。最近起つた最も顯著な變化は、一九二九年を最後にして、小麥及び大麥の輸入が殆んどなくなつたことである。同年に於ける此等二商品の輸入は七億五千萬ライヒスマルクに上り、食料品及び飲料品の獨逸輸入總額の三七四%を占めてゐた。一九三六年には、獨逸は僅か七百萬ライヒスマルクを外國産小麥にまた僅か三百萬ライヒスマルクを同じく大麥に費したに過

第三十表 食料品輸入数量及價額
出所—獨逸國統計局

| 年次 | 小 | | 大 | | 麵 | | 球 | | バター | | 卵 | | 南國産果物 | | ラード | |
|------|----------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|
| | 数量 千噸 | 價額 百萬元 | 数量 千噸 | 價額 百萬元 | 数量 千噸 | 價額 百萬元 | 数量 千噸 | 價額 百萬元 | 数量 千噸 | 價額 百萬元 | 数量 千噸 | 價額 百萬元 | 数量 千噸 | 價額 百萬元 | 数量 千噸 | 價額 百萬元 |
| 1929 | 2,140.8 | 448 | 1,765.8 | 303 | 148.3 | 879 | 135.5 | 41 | 168.1 | 280 | 497.8 | 244 | 107.3 | 132 | 183.3 | |
| 1930 | 1,197.2 | 232 | 1,522.9 | 205 | 154.4 | 297 | 133.2 | 377 | 160.2 | 228 | 639.9 | 255 | 88.5 | 100 | 138.9 | |
| 1931 | 797.6 | 102 | 756.6 | 67 | 156.5 | 223 | 100.2 | 220 | 143.1 | 170 | 556.2 | 212 | 89.7 | 82 | 113.9 | |
| 1932 | 1,021.5 | 109 | 569.9 | 52 | 130.3 | 145 | 69.5 | 107 | 143.3 | 128 | 517.7 | 100 | 114.9 | 72 | 100.0 | |
| 1933 | 770.3 | 72 | 235.3 | 14 | 130.0 | 125 | 59.1 | 84 | 83.9 | 79 | 51.68 | 143 | 78.6 | 43 | 59.7 | |
| 1934 | 647.0 | 61 | 552.0 | 37 | 150.8 | 119 | 51.8 | 74 | 76.0 | 74 | 586.2 | 141 | 42.1 | 19 | 26.4 | |
| 1935 | 158.9 | 15 | 158.4 | 12 | 147.7 | 121 | 71.0 | 87 | 64.0 | 62 | 530.7 | 144 | 30.6 | 21 | 29.2 | |
| 1936 | 74.1 | 7 | 58.1 | 3 | 155.4 | 126 | 75.4 | 98 | 70.7 | 67 | 583.1 | 145 | 30.5 | 23 | 31.9 | |

第五表圖 食料品輸入數量 (1929—1936)

出所—獨逸國統計局 (統指 1932=100)



ぎない。小麦輸入数量は二百十萬噸から七四、〇〇〇噸に、また大麦のそれは百八十萬噸から五八、〇〇〇噸に減少した。小麦播種面積は一九二六—一九三〇年の平均一、六九一、八一八ヘクタールから一九三四年には二、一九七、六七〇ヘクタールに増加した。同一期間内に於ける小麦收穫高は三、三七三、八〇〇噸から四、五三二、五〇〇噸に増大した。一九三三年には、收穫高は五、六〇四、三〇〇噸であり、その面積は二、三一七、五〇〇ヘクタールであつた。一九三五年及び一九三六年の收穫高は、純輸入が年平均約一、八〇〇、〇〇〇噸であつた一九二六—一九三〇年の時期よりも約一、五〇〇、〇〇〇噸増大した。それ故に、國內生産の増加は輸入数量の減退と略々相等しかつたのである。

大麦にあつては、輸入の減退は國內生産の増加によつて償はれなかつたので、その結果ビール生産及び消費は著しく減退するに至つたが、政府はビールをば均衡食に缺くべからざる物資とは認めてゐない。

バター、鶏卵及びラードの輸入減退はもつと痛切であつて、その結果は此等の物資の周期的缺乏として現はれてゐる。³⁾ バターにあつては、その缺乏は、農場での牛乳消費のより一層の低下、酪農場に於ける一層能率的なバターの生産によつて、また攪拌クリームや脂肪含有率の高いチーズの生産制限によつて幾分償はれた。バター一人當りの消費量は不景氣前と同じ高さを保つ

てゐる。卵類やラードの消費は減退を示してゐるが、營養水準が甚だしく悪化したことを示すほど著しいものではない。南國産果物及び珈琲の輸入数量は一九二九年に比して増加を示してゐるが、その價額は價格下落のため非常に低下してゐる。

第三十一表は食料品及び飲料品の一人當り消費量を示してゐる。此等の數字には、營養水準が一九三六年に於いて不景氣以前の年に於けるよりも低下したといふことは示されてゐない。家畜飼料の輸入は、第三十二表に示されてゐるやうに、猛烈に低減された。國內生産の若干の増加にも拘はらず、この飼料状態は酪農業に痛切な困難を生ぜしめたのであつて、一牝牛當り牛乳の生産が一九三三年の二、三七五リットルから一九三五年の二、三二五リットルに減退した原因の一半はこゝにあつたのである。獨逸には約一千萬頭の牝牛がゐるのだから、このことは牛乳の年供給が五千萬リットル減退したことを意味する。⁴⁾ 外國爲替の現在の逼迫状態が持續する限り、獨逸は飼料及飼料室の不足により、牝牛頭數及牛乳生産高の増加を不可能とするであらう。油槽の現在の輸入必要を代置せんが爲めには、獨逸は飼料の栽培のために二百萬ヘクタールの追加的土地と三千萬立方メートルの飼料室スペースとを必要とするであらうが、現在の所では僅か三百五十萬立方メートルのスペースがあるにすぎない。約百五十萬立方メートルの新たな飼料室スペースが一九三五年に建てられたが、それは一ヶ年間に六五%の増加を示すものであ

4) 一九三六年末に於ける牝牛の數は一〇〇、九九、二〇〇であつた。「經濟と統計」一九三七年、二月、第一號、九七頁。

2) 國際農業研究所、「國際農業統計年鑑」一九三四—一五年、羅馬、一九三六年、一八二—一八三頁。
3) 此等の缺乏と關聯して、記憶にとめておくべき重要なことは、獨逸では最高價格が確定されてゐるといふこと、またそれ故に、供給減は價格の騰貴及び需要の減退を招來しないといふことである。肉類及び脂肪の缺乏は可成り氣節的現象である。不變の價格は低所得層の需要の排除を妨げ、著しい缺乏の外観をつくり出すのである。

第三十二表 畜産物の生産及家畜飼料の輸入
(1927, 及 1932-1936)

| 製 品 | | 単 位 | 1927 | 1932 | 1933 | 1934 | 1935 | 1936 |
|-----------|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 畜産物の国内生産 | | | | | | | | |
| 牛 | 乳 | 十億リットル | 20.0 | 23.5 | 24.0 | 23.7 | 23.3 | 24.4 |
| 肉 | 類 | 千メートル噸 | 2,893 | 3,124 | 3,165 | 3,525 | 3,418 | 3,221 |
| | 豚 | 千メートル噸 | 1,932 | 1,975 | 2,030 | 2,272 | 2,179 | 2,146 |
| | 牛 | 千メートル噸 | 696 | 876 | 864 | 964 | 952 | 749 |
| 卵 | 類 | 十億 | 4.97 | 6.15 | 6.24 | 6.24 | 6.21 | 6.28 |
| 羊 | 毛 | 千メートル噸 | 16.0 | 13.6 | 12.9 | 13.1 | 14.4 | 16.0 |
| 家畜飼料の輸入超過 | | | | | | | | |
| 油 | 槽* | 千メートル噸 | 1,480 | 2,290 | 2,045 | 1,553 | 1,169 | 1,079 |
| 魚 | 獸肉粉 | 千メートル噸 | 126 | 91 | 116 | 147 | 126 | 79 |
| 菜 | 豆 | 千メートル噸 | 23 | 24 | 27 | 64 | 84 | 62 |
| 家畜飼料用穀類等 | | 千メートル噸 | 4,079 | 1,727 | 444 | 1,070 | 676 | 246 |
| 糠 | | 千メートル噸 | 1,173 | 226 | 79 | 138 | 181 | 40 |

* 採油用果實を含む。

つた。政府は一立方メートルにつき四ライヒスマルクの割合で一農場当り最高一〇〇〇ライヒスマルクまでの補助を與へて飼料室の建造を奨励してゐるが、この問題は近き將來に解決されるものではない。獨逸の化學工業は現に木材パルプから肥眸目的のために一種の飼料を造り出すことに努めつゝあるが、商業生産の段階には未だ到達するに至つてゐない。

5) 景氣研究所, 週報, 一九三六年, 四月二十一日, 三五頁及び附録, 一九三七年, 一月十三日, 三五頁。

第三十一表 獨逸における食料品の消費 (1928, 1929, 及 1932-1936)
出所—景氣研究所 (一人當キログラム*)

| 製 品 | 1928 | 1929 | 1932 | 1933 | 1935 | 1936 |
|---------------|-------|-------|------|-------|-------|-------|
| 裸 麥 粉 | 51.7 | 52.6 | 52.8 | 52.8 | 52.4 | 54.3 |
| 小 麥 粉 | 59.3 | 54.4 | 46.3 | 48.3 | 50.5 | 51.3 |
| バ ン 粉 | 111.0 | 107.0 | 99.1 | 101.1 | 102.9 | 105.6 |
| 其他の穀物及菜豆 | 12.7 | 11.5 | 11.8 | 12.8 | 11.5 | 10.7 |
| 馬 鈴 薯 | 173 | 174 | 190 | 190 | 190 | 190 |
| 砂 糖 | 23.3 | 23.4 | 20.2 | 19.9 | 21.9 | 22.8 |
| コ ー ア | 1.2 | 1.3 | 1.2 | 1.2 | 1.1 | 1.1 |
| 果 物 | 32.7 | 41.8 | 32.1 | 33.7 | 27.8 | 30.2 |
| 熱 帯 果 物 | 6.4 | 6.3 | 6.5 | 7.0 | 6.5 | 7.1 |
| 野 菜 | 37.5 | 41.4 | 41.0 | 41.2 | 41.5 | 43.7 |
| 食 用 油 | 1.9 | 1.9 | 2.3 | 2.1 | 2.2 | 2.3 |
| 植 物 性 脂 肪 | 0.9 | 0.9 | 1.4 | 1.1 | 0.7 | 0.8 |
| 人 造 バ タ ー | 7.3 | 7.5 | 8.1 | 6.7 | 6.3 | 6.5 |
| ベーコン, ラード, 牛脂 | 6.6 | 6.3 | 6.7 | 6.4 | 6.1 | 6.1 |
| バ タ ー | 7.0 | 7.0 | 7.1 | 7.4 | 7.6 | 7.7 |
| 脂 肪, 合 計 | 23.7 | 23.6 | 25.6 | 23.7 | 22.9 | 23.4 |
| 牛 乳 | 118 | 117 | 103 | 101 | 109 | 113 |
| チ ー ズ | 5.2 | 5.2 | 6.0 | 6.1 | 9.2 | 6.3 |
| 肉類, 合計(脂肪を除く) | 48.7 | 48.0 | 44.9 | 45.1 | 48.6 | 47.0 |
| 魚 類 | 9.9 | 10.6 | 9.9 | 10.1 | 11.3 | 12.1 |
| 魚 卵 | 7.9 | 8.0 | 7.8 | 6.9 | 6.5 | 6.6 |
| 蜂 蜜 | 0.4 | 0.4 | 0.3 | 0.3 | 0.4 | 0.4 |
| ビ ー ル | 86 | 90 | 51 | 52 | 60 | 62 |
| 火 酒 | 1.3 | 1.4 | 0.6 | 0.6 | 1.0 | 1.0 |
| 葡 萄 酒 | 5.3 | 4.9 | 3.7 | 3.8 | 7.6 | 6.3 |
| 珈 琲 | 2.1 | 2.3 | 2.0 | 2.0 | 2.2 | 2.3 |
| 茶 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| 煙 草 | 2.0 | 2.0 | 1.6 | 1.7 | 1.8 | 1.9 |

* 1キログラム=22ポンド

第三十四表 重要原料品の輸入超過数量 (1929—1935)
出所—景氣研究所 (單位, キメートル噸)

| 原料品 | 1929 | | | | | 1932 | | | | | 1934 | | | | | 1935 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|-------------|--------|---------|-------|-----|------|------|-----|-----|-------------|--------|---------|-------|-----|----|------|-------|-----|-------------|--------|---------|-------|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|----|----|-----|----|----|
| | 探油用果實及採油用種子 | 植物油及脂肪 | 動物脂肪及鯨油 | 紡織原料品 | 皮革 | 木材 | 包装材料 | 包木 | 樹 | 探油用果實及採油用種子 | 植物油及脂肪 | 動物脂肪及鯨油 | 紡織原料品 | 皮革 | 木材 | 包装材料 | 包木 | 樹 | 探油用果實及採油用種子 | 植物油及脂肪 | 動物脂肪及鯨油 | 紡織原料品 | 皮革 | 木材 | 包装材料 | 包木 | 樹 | | | | | | | | | | | |
| 探油用果實及採油用種子 | 2,582 | 88 | —96 | 114 | 753 | 3 | 161 | 358 | 251 | 102 | 8 | 64 | 4 | 14 | 12 | 38 | 131 | 82 | 49 | 2,387 | 640 | 51 | 221 | 661 | 1 | 161 | 840 | 159 | 117 | 6 | 88 | 2 | 14 | 7 | 36 | 103 | 59 | 44 |
| 植物油及脂肪 | 114 | 753 | 3 | 161 | 358 | 251 | 102 | 8 | 64 | 4 | 14 | 12 | 38 | 131 | 82 | 49 | 2,387 | 640 | 51 | 221 | 661 | 1 | 161 | 840 | 159 | 117 | 6 | 88 | 2 | 14 | 7 | 36 | 103 | 59 | 44 | | | |
| 動物脂肪及鯨油 | 114 | 753 | 3 | 161 | 358 | 251 | 102 | 8 | 64 | 4 | 14 | 12 | 38 | 131 | 82 | 49 | 2,387 | 640 | 51 | 221 | 661 | 1 | 161 | 840 | 159 | 117 | 6 | 88 | 2 | 14 | 7 | 36 | 103 | 59 | 44 | | | |
| 紡織原料品 | 114 | 753 | 3 | 161 | 358 | 251 | 102 | 8 | 64 | 4 | 14 | 12 | 38 | 131 | 82 | 49 | 2,387 | 640 | 51 | 221 | 661 | 1 | 161 | 840 | 159 | 117 | 6 | 88 | 2 | 14 | 7 | 36 | 103 | 59 | 44 | | | |
| 皮革 | 114 | 753 | 3 | 161 | 358 | 251 | 102 | 8 | 64 | 4 | 14 | 12 | 38 | 131 | 82 | 49 | 2,387 | 640 | 51 | 221 | 661 | 1 | 161 | 840 | 159 | 117 | 6 | 88 | 2 | 14 | 7 | 36 | 103 | 59 | 44 | | | |
| 木材 | 114 | 753 | 3 | 161 | 358 | 251 | 102 | 8 | 64 | 4 | 14 | 12 | 38 | 131 | 82 | 49 | 2,387 | 640 | 51 | 221 | 661 | 1 | 161 | 840 | 159 | 117 | 6 | 88 | 2 | 14 | 7 | 36 | 103 | 59 | 44 | | | |
| 包装材料 | 114 | 753 | 3 | 161 | 358 | 251 | 102 | 8 | 64 | 4 | 14 | 12 | 38 | 131 | 82 | 49 | 2,387 | 640 | 51 | 221 | 661 | 1 | 161 | 840 | 159 | 117 | 6 | 88 | 2 | 14 | 7 | 36 | 103 | 59 | 44 | | | |
| 包木 | 114 | 753 | 3 | 161 | 358 | 251 | 102 | 8 | 64 | 4 | 14 | 12 | 38 | 131 | 82 | 49 | 2,387 | 640 | 51 | 221 | 661 | 1 | 161 | 840 | 159 | 117 | 6 | 88 | 2 | 14 | 7 | 36 | 103 | 59 | 44 | | | |
| 樹 | 114 | 753 | 3 | 161 | 358 | 251 | 102 | 8 | 64 | 4 | 14 | 12 | 38 | 131 | 82 | 49 | 2,387 | 640 | 51 | 221 | 661 | 1 | 161 | 840 | 159 | 117 | 6 | 88 | 2 | 14 | 7 | 36 | 103 | 59 | 44 | | | |

第三十五表 農産原料品の供給及「正常」消費
出所—景氣研究所

| 原料品 | 消費計 | 供給源泉 | | 国内生産の割合 |
|------------------|-------|--------|------|---------|
| | | 輸入 | 国内生産 | |
| | | キメートル噸 | | 百分比 |
| 羊毛 | 160 | 145 | 15 | 9 |
| 亞麻 | 45 | 15 | 30 | 67 |
| 天然纖維 | 35 | 30 | 5 | 14 |
| 其他の堅織 | 110 | 110 | .. | .. |
| 棉花 | 80 | 80 | .. | .. |
| 生絲 | 40 | 40 | .. | .. |
| 人造絹絲 | 160 | 360 | .. | .. |
| ステープル・ファイバー | 10 | 10 | .. | .. |
| | 52 | 2 | 50 | 96 |
| | 70 | .. | 70 | 100 |
| 纖維原料品, 合計 | 962 | 792 | 170 | 18 |
| 採油用種子及採油用果實, 合計 | 1,450 | 1,330 | 120 | 8 |
| (a) 獨逸にて生産されるもの | | | | |
| 菜種子 | 100 | 5 | 95 | 95 |
| 亞麻種子 | 275 | 250 | 25 | 9 |
| (b) 獨逸にて生産されざるもの | | | | |
| 大豆, コブラ, 落花生等 | 1,075 | 1,075 | .. | .. |
| 油槽の供給 | 1,300 | 1,225 | 75 | 6 |
| 植物油の供給 | 600 | 555 | 45 | 8 |
| 木材(百萬立方メートル) | 45 | 11 | 34 | 76 |
| スヒカヅラ | 20 | .. | 20 | 100 |
| 酒 | 300 | 0 | 300 | 100 |
| 飲料用 | 45 | 0 | 45 | 100 |
| 燃料用 | 170 | .. | 170 | 100 |
| ゴワタ・パーチア | 75 | 70 | 5 | 7 |
| 樹脂, シェラック等 | 4 | 4 | .. | .. |
| テレピン油 | 80 | 77 | 3 | 4 |
| 羽毛 | 65 | 65 | 0 | 0 |
| 剛毛 | 11 | 7 | 4 | 36 |
| 包装材料 | 5 | 1 | 4 | 80 |
| 牛皮革 | 150 | 25 | 125 | 83 |
| 其他の皮革 | 225 | 20 | 105 | 47 |
| | 46 | 24 | 22 | 48 |
| | 49 | 26 | 23 | 47 |
| 皮革, 合計 | 320 | 170 | 150 | 47 |
| ガゼイン | 40 | 20 | 20 | 50 |
| 鞣皮原料 | 200 | 180 | 20 | 10 |
| タバコ | 8 | 0 | 8 | 100 |
| 煙草 | 120 | 85 | 35 | 29 |
| 纖維 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| 植物 | 1 | 1 | .. | .. |
| コカ | 40 | 40 | .. | .. |
| 薬 | 54 | 18 | 36 | 67 |

然生産物の容易ならぬ競争者となるであらう、と主張されてゐる。生産費の数字は手に入らない、また現在の實際の生産高に關しても信頼し得べき報告は全然得られない。

棉花の純輸入數量は一九二九年から一九三五年までは殆んど減退を示さなかつた。併し乍ら一九三六年には三九、〇〇〇噸の減少をみた。棉花の輸入代價は價格崩落のため一九二九年から一九三三年までは激減した。最近三ヶ年間に於ける價格の急激な騰貴は充分な供給量を獲得する困難を非常に増大した。一九二九年には、獨逸は棉花四七、七〇〇噸に對して八億一千五百萬ライヒスマルクを支拂つた。一九三三年には四七、三〇〇噸に對して僅か三億七百萬ライヒスマルクを必要としたに過ぎなかつた。併し一九三五年には三九、七〇〇噸の代價は三億三千萬ライヒスマルクであつた。⁶⁾棉花輸入の代價は、世界市場價格の上騰の外に、雙務通商協定制度の作用のために増大せしめられた。アメリカ棉花の代價は一九三三年の〇一〇〇噸當り七〇ライヒスマルクから一九三五年の〇一〇〇ライヒスマルクに上騰した。同じく、一九三五年に、獨逸はブラジルとの清算協定に基き、同國からの輸入棉花に對し一〇〇噸當り一ライヒスマルクを支拂つた。

羊毛の純輸入の數量もまた一九三五年前まではかなり維持せられたが、同年には約一六〇、〇〇〇噸から一四九、〇〇〇噸に減少した。一九三六年には、その數量は更に一二二、〇〇〇噸に

6) 總輸入と純輸入との数字の間の著しい相違は、第一には棉花及び綿製品の輸出激減によつて説明出来る。

減少した。所がその間に國內生産は僅かに一五、〇〇〇噸から、一八、〇〇〇噸に増加したに過ぎず、それは國內消費必要の僅か九%を占めるに止る。獨逸に於ける羊の頭數は現在約四百萬である。この數が六百萬にまで増加するとすれば、國內羊毛生産は需要の約一五%を充すことになるであらう。一千萬頭の羊を以つてしても需要の僅か二五%が充足されるにすぎないであらう。羊の頭數は最近三年間に三百四十萬から約四百萬に増加したやうな次第であるから、近き將來に於いてそれが約一千萬にまで増加しやうとは考へられず、⁷⁾従つて、代用原料品が見つからない限り、獨逸は、その必要とする羊毛の大部分は之を輸入に仰がなければならないであらう。化學工業は合成羊毛の發達に努めてゐるが、植物性原料から動物性纖維を生産することは明らかに困難であるから、今日までのところは注目すべき成功をみるには至つてはゐない。世界羊毛價格の著しい騰貴は代用品の探求を甚だしく強化するに至つた。

木材——挽材及び木材パルプ——の輸入數量は、一九二九年より一九三二年までは激減したが、それ以降この減退は大部分回復された。木材パルプの輸入は一九三五年には一九二九年よりも多かつた。尤もその代價は價格低落のために著しく低くかつたのである。挽材輸入は一九二九年よりかなり低位にある。木材の國內生産は早急には増大し得ない。併し乍ら木材はその用途の多くに互つて、之を鐵、硝子、人造建築材料、及び石材で代用することが可能である。⁸⁾

7) 景氣研究所、週報附録、一九三七年、一月一三日、三頁。
8) 同上。

皮革の輸入は一九三四年に頂點に達し、一六七、〇〇〇噸が一億八千七百萬ライヒスマルクで輸入されたのであつた。一九二九年には、輸入數量は一〇二、〇〇〇噸、その價額は四億五千六百萬ライヒスマルクであつた。一九三四年以降、輸入數量は低減するに至つたが、一九二九年の數字に比すれば依然としてかなり上位にある。最近に於ける世界市場價格の騰貴は獨逸をして同一輸入數量に對してより多くの金額を支拂ふことを必要ならしめた。皮革の輸入の必要が國內生産の増加によつて減少するやうになるだらうとは思はれない。何故なら動物の頭數を増加することは不可能であるし、また皮革の追加は何等需要のない肉類の追加を意味するであらうからである。

樹脂の輸入數量は近年不景氣前よりも高位にあつたが、その價額は價格低落のために激減した。しかし他の原料の場合に於けると同様に、この價格低落の利益は現在に既になくなつてゐる。樹脂の國內生産は問題にならないが、今後二十年間に樹脂の國內生産高を約四〇、〇〇〇噸に増加することが計畫されてゐる。⁹⁾併し乍ら、この計畫が實行されたところで、需要の三分の一をも充たすに足りないであらう。

この他の重要な農産原料品の中には亞麻、大麻及び黃麻がある。その輸入數量は一九二九年に比して僅かに増加を示してゐるが、その價額は價格低落の結果殆んど半減された。この傾向

9) 同上、二頁。

は現在は逆轉するに至つた。亞麻及び大麻に關する限り、栽培面積を擴張することによつて國內生産を増加することが可能である。亞麻纖維の國內生産は一九三二年の四、〇〇〇噸から一九三六年の三〇、〇〇〇噸に増加した。亞麻栽培面積を二〇、〇〇〇ヘクタール増加したら、輸入の必要はなくなるだらうと見積られてゐる。一九三二年から一九三五年までに、その面積は五、〇〇〇ヘクタールから二二、〇〇〇ヘクタールに増大した。現在は、國內生産は需要の殆んど七〇%を供給してゐる。

大麻の栽培面積は一九三二年から一九三五年までに二〇〇ヘクタールから四、〇〇〇ヘクタールに増加したにかゝはらず、その必要額の約一五%が國産で賄はれてゐるにすぎない。獨逸が大麻を自給自足するには更に二〇、〇〇〇ヘクタールの追加を必要とするであらう。亞麻及び大麻は、獨逸では成育し得ない綿花及び黃麻の輸入の一部を代置する可能性をもつてゐるので、政府はその栽培増加を奨励しつゝある。

農産原料品の經濟的自給自足は獨逸には不可能である。現在輸入されてゐて獨逸で生産し得る原料品を自給するためには、一千六百萬ヘクタールの追加的面積を必要とするであらう。全耕地面積は僅か二千九百萬ヘクタールに過ぎないのである。¹⁰⁾

10) 同上、二頁。

金屬及礦物の供給

石炭及び加里を除けば、獨逸は如何なる礦物及金屬についても充分な供給量をもつてゐない。ニッケル、クロム、及び錫は全然産出しない。ポーキサイト及び黄鐵礦の供給は問題にならない。鐵礦石の生産は需要の五分の一より僅か多くを供給するに過ぎない。銅、亜鉛、及び鉛の大部分は輸入されてゐる。貴金屬は全然存在しない。鑛油の國內生産は需要の約十分の一に應ずるに過ぎぬ。油の合成生産を除けば、此等原料品はいづれも合成的には生産され得ないが、高價にして且つ獨逸製品と交換して入手し難い原料品を、安價にして且つヨリ容易に入手し得る原料品で代用する可能性はあるのである。

獨逸には鑛物及び金屬が缺乏してゐるといふ海外での通念に反して、第三十六表は九種の基本的原料品の純輸入と國內生産との合計數量は一九三五年には一九二九年と同じであつたか或はより大であつたことを示してゐる。一九三六年の生産の數字は手に入らないが前年より低下してはゐないらしく、他方純輸入について見ると、殆んど凡ての原料品のそれが一九二九年に於けるよりも増加してゐる。第三十七表は金屬の總輸入の數量の減退を示してゐるが、これは獨逸製品に対する輸出需要の低下を反映してゐるのである。此等九種の金屬の輸入價額は一

第三十六表 獨逸の原料供給 (1929, 1935 及 1936)
出所—エコノミスト紙及び獨逸國統計局 (單位千噸)

| 商 品 | 1929 | | | 1935 | | | 1936 | | |
|------------------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|
| | 純輸入 | 國內生産 | 供給合計 | 純輸入 | 國內生産 | 供給合計 | 純輸入 | 國內生産 | 供給合計 |
| 鐵 鑛 石 | 16,837 | 6,374 | 23,210 | 14,043 | 6,044 | 20,087 | 18,411 | 5,762 | 24,173 |
| 銅及銅鑛石 | 643 | 1,053 | 1,697 | 608 | 1,121 | 1,729 | 666 | 1,026 | 1,692 |
| 亜鉛及亜鉛鑛石 | 92 | 257 | 349 | 164 | 181 | 345 | 174 | 198 | 372 |
| 錫及錫鑛石 | 22 | * | 22 | 11 | * | 11 | 9 | * | 9 |
| 鉛及鉛鑛石 | 172 | 167 | 340 | 125 | 219 | 344 | 167 | 245 | 412 |
| ニッケル | 2 | ... | 2 | 6 | ... | 6 | 3 | ... | 3 |
| ニッケル鑛石 及クロム鑛石 | 55 | ... | 55 | 124 | ... | 124 | 141 | ... | 141 |
| ポーキサイト | 387 | 7 | 394 | 505 | 8 | 513 | 981 | **** | ... |
| 黄 鐵 鑛 | 1,124 | 150 | 1,274 | 997 | 118 | 1,115 | 1,016 | **** | ... |

* 年數字を土量とせる十一月の見積額。*** 品質含有量。
** 問題にならない額。**** 不明。

第三十七表 鑛石及金屬の輸入價額及數量 (1929—1936)
出所—獨逸國統計局

| 年次 | 銅 | | 鐵鑛石 | | 亜鉛及亜鉛鑛石 | | 錫 | |
|------|----------|---------------------|----------|---------------------|----------|---------------------|----------|---------------------|
| | 數量 千噸 | 價額 百萬ライヒ スマルク | 數量 千噸 | 價額 百萬ライヒ スマルク | 數量 千噸 | 價額 百萬ライヒ スマルク | 數量 千噸 | 價額 百萬ライヒ スマルク |
| | | | | | | | | |
| 1930 | 211.2 | 251 | 13,889.9 | 266 | 244.9 | 49 | 14.6 | 43 |
| 1931 | 192.1 | 157 | 7,070.8 | 128 | 203.4 | 35 | 13.5 | 29 |
| 1932 | 175.2 | 96 | 3,451.6 | 54 | 161.3 | 24 | 12.1 | 22 |
| 1933 | 207.1 | 102 | 4,571.6 | 59 | 179.7 | 27 | 14.9 | 35 |
| 1934 | 228.6 | 97 | 8,264.6 | 88 | 234.7 | 27 | 13.5 | 37 |
| 1935 | 216.0 | 81 | 14,061.1 | 123 | 193.3 | 19 | 11.8 | 31 |
| 1936 | 195.1 | 88 | 18,469.3 | 168 | 193.4 | 19 | 9.2 | 22 |

指數 1932=100

| | | | | | | | | |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1929 | 149.6 | 420.9 | 491.2 | 585.2 | 196.0 | 391.7 | 144.6 | 295.5 |
| 1930 | 120.5 | 261.5 | 402.4 | 492.6 | 151.8 | 204.2 | 120.7 | 195.5 |
| 1931 | 109.6 | 163.5 | 204.9 | 237.0 | 126.1 | 145.8 | 111.6 | 131.8 |
| 1932 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 1933 | 118.2 | 106.3 | 132.4 | 109.3 | 111.4 | 112.5 | 123.1 | 159.1 |
| 1934 | 130.5 | 101.0 | 239.4 | 163.0 | 145.5 | 112.5 | 111.6 | 168.2 |
| 1935 | 123.3 | 84.4 | 407.4 | 227.8 | 119.8 | 79.2 | 97.5 | 140.9 |
| 1936 | 111.4 | 91.7 | 535.1 | 311.1 | 119.9 | 79.2 | 76.0 | 100.0 |

九二九年の十億八千二百萬ライヒスマルクに比べて、一九三六年には四億二千五百萬ライヒスマルクであつた。價額のこの激減は一九二九年から一九三四年に至る間の價格の崩落によるものであつた。最近二ケ年間に於ける價格の騰貴は、再軍備と建築復興とのために當分繼續するものと期待されるが、それは外國爲替の貧弱な供給に對する一大負擔を意味するものである。此等の數字は一九三五年及び一九三六年に於ける主要原料品の純輸入及び國內生産がその數量に於いて一九二九年に於けると同一であつたことを示してゐるが、此等の原料品があたりれた用途は甚だしく異なるものであつた。一九二九年には、軍需産業は存在せず、原料品の總供給量は國內消費又は輸出のための生産的企業に使用された。軍需産業の創設はその供給量の大部分を軍事上の建物、施設及び武器の生産に振りむけることを必要ならしめ、そしてそれによつて一般民衆の必要の充足と輸出製品の生産とのために用ひられ得る數量を減少せしめたのであつた。軍需産業に充分の供給を保證せんがために、そして國家が不必要と認める諸目的に原料品を使用することを防止せんが爲めに、完全なる國家統制が各種の産業部門及び個々の事業會社への原料品供給の分配について樹立された。この統制によつて、民衆の缺くべからざる必要が充たされて來たのである。

食料品及び原料品の供給に關する限り、利用し得る諸々の統計は次の結論に導く。即ち獨逸

は現に、既に生活水準の低下、産業活動の減退及び失業の増大を招くことなしには輸入數量のヨリ以上の減少を不可能とする點に立ち至つてゐるといふことがそれである。更に、獨逸は完製品の輸入を減少することによつて外國爲替の必要を多少とも低減することができらうかといふに、その可能性もありさうにはない、それは特に、此等商品の價格低落が停止するに至つたからである。此等の輸入は一九二九年の二十二億六千九百三十萬ライヒスマルクから一九三六年の五億二千六百八十萬ライヒスマルクに低減した。それは主として種々の紡織製品と鐵及鋼製品とから成つてゐる。一九三六年には、此等二項目で二億五千二百四十萬ライヒスマルク、即ち完製品の輸入合計の四七・九%を占めた。他の重要な項目は鞣皮及び鞣皮製品の三千三十萬ライヒスマルク、毛皮及び毛皮製品の二千五百二十萬ライヒスマルク、染料及び其の他の化學製品の五千六百九十萬ライヒスマルクである。それ故に、獨逸が商品取引の手段によつて、現在以上の外國爲替を獲得し得る唯一の途は輸出の増加による外にはないのである。

輸出の推移

一九三六年には、獨逸の輸出合計の八二%以上は完製品からなつてゐた。この數字は一九二

第三十八表 原料品及半製品の輸出(1929及1936)
出所—獨逸國統計局

| 項 目 | 1929 | | 1936 | |
|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | 百萬ライヒ スマルク | 總額に對す る百分比 | 百萬ライヒ スマルク | 總額に對す る百分比 |
| 原料及半製品 | 2,926.3 | 100.0 | 746.3 | 100.0 |
| 羊 毛 | 196.9 | 6.7 | 6.8 | 0.9 |
| 綿 花 | 195.2 | 6.7 | 8.8 | 1.2 |
| 毛 皮 | 114.6 | 3.9 | 4.7 | 0.8 |
| 石 炭 | 530.9 | 18.1 | 267.7 | 35.9 |
| 骸 炭 | 269.9 | 9.2 | 93.1 | 12.5 |
| 硫酸アンモニア | 134.0 | 4.6 | 20.3 | 2.7 |
| 其他の化學原料品及半製品 | 182.7 | 6.2 | 37.2 | 5.0 |
| 其他の原料品及半製品 | 221.6 | 7.6 | 53.1 | 7.1 |
| 加 里 | 67.0 | 2.3 | 24.7 | 3.3 |

九年には七二・九%、一九一三年には六六・八%であつた。食料品及び飲料品の割合は一九一三年の一〇・六%から一九二九年の五・二%及び一九三六年の一・五%に減少した。同一期間に、原料品及び半製品の輸出の割合は二二・五%から二一・七%及び一五・七%に減少した。

原料品の輸出は壓倒的に石炭及びその副産物からなつてゐる。これらは第三十八表に示されてゐるやうに、一九三六年には四億百五十萬ライヒスマルクに上り、原料品及び半製品輸出合計の五〇%以上を占めた。この分類に於ける他の重要な項目は肥料の四千八百九十萬ライヒスマルク、粗加里鹽の二千四百七十萬ライヒスマルク、レーヨンの二千七百八十萬ライヒスマルク、及び種々雑多の化學製品で、これは一億ライヒスマルクをかなり超過して

ゐる。

一九二九年に七億百五十萬ライヒスマルクに上つた食料品及び飲料品の輸出は、殆んど姿を消してしまつた。それは一九三六年には僅かに七千三百三十萬ライヒスマルクに上つたに過ぎない。

食料品及び原料品の輸出は一九二九年から一九三六年まで年毎に減退したが、完製品の輸出は一九三五年及び一九三六年には増加を示した。完製品の輸出額は、それが低點に達した一九三四年には三十二億五千六百萬ライヒスマルク、即ち一九二九年よりも六六・九%低かつた。この低落の殆んど四〇%は、一九三一年の獨逸信用制度の崩壊と、外國爲替統制、輸入割當、及び商品並に資本の自由移動に對する其の他の制限の確立との後をうけて、一九三一年から一九三二年に至る間に起つたものであつた。

完製品の輸出はその壓倒的部分が鐵及鋼製品、化學製品及び機械類からなつてゐる。これ等三種の商品は、一九二九年には完製品の輸出總額の四七・一%を占めたが、一九三六年には五四・一%を占むるに至つた。鐵及鋼製品と紡織機械類とを除けば、一九三六年に於けるこれ等商品の輸出價額は一九三二年のそれよりはなほかなり低かつたが、一九三四年の低點よりは高かつた。

第三十九表 紡織製品の輸出價額 (1929, 1934 及 1936)

出所—獨逸國統計局

| 項 目 | 百萬ライヒスマルク | | | 百分比で表した増加 (+)又は減少(-) | |
|--------------|-----------|-------|-------|----------------------|-----------|
| | 1929 | 1934 | 1936 | 1929—1934 | 1934—1936 |
| 絲 類 | | | | | |
| 羊毛及其他の動物毛製 | 121.7 | 26.6 | 45.7 | - 78.1 | + 71.8 |
| 綿 製 | 45.9 | 13.4 | 23.2 | - 70.8 | + 73.1 |
| 亞麻, 大麻, 黃麻等製 | 19.3 | 4.5 | 4.9 | - 76.7 | + 8.9 |
| 織・編・粗物類 | | | | | |
| 生絲及びレーヨン製 | 254.7 | 77.4 | 100.5 | - 69.6 | + 29.8 |
| 羊毛及其他の動物毛製 | 352.5 | 69.2 | 80.5 | - 80.4 | + 16.3 |
| 綿 製 | 425.3 | 81.2 | 92.4 | - 80.9 | + 13.8 |
| 亞麻, 大麻, 黃麻等製 | 51.1 | 9.4 | 10.4 | - 81.6 | + 10.6 |
| 其他の紡織製品 | 315.1 | 100.6 | 95.0 | - 68.1 | - 5.6 |
| 合 計 | 1,585.6 | 382.3 | 452.6 | - 75.9 | + 18.4 |

鐵及鋼に次いで最も重要な輸出産業は紡織産業であつた。紡織製品の輸出價額は第三十九表によつて知り得るやうに、一九二九年には十五億八千五百六十萬ライヒスマルクであつたのが一九三四年には三億八千二百三十萬ライヒスマルクになり、七五九%の低落を示した。一九三四年から一九三六年までに、紡織製品の輸出は一八四%増加したがなほ依然として一九二九年の總額の三分の一よりも少なかつた。特に顯著なのは綿製品及び羊毛製品の輸出の激減である。此等は原料品の輸入に依存するものであり、そして合成原料品を天然生産物に代へやうとする政府の計畫の下にあつては生産費が非常に高まるであらうから、此等の輸出の顯著な回復を期待し得る理由はないのである。獨逸の當局者等は彼等の

11) レーヨンを含まず、その輸出額は一九二九年には一億千三百七十萬ライヒスマルク、一九三四年には五千九百九十萬ライヒスマルク、また一九三六年には三千二百四十萬ライヒスマルクに上る。

經濟政策のこの結果を知つてはゐるが、彼等の意見では、日本のやうに低い生産費をもつ生産者の競争の故に、また輸入諸國に於ける紡織工業の急速な發展の故に、獨逸は早晚その紡織製品の輸出を失はざるを得ない運命に置かれてゐたのである。

鐵鋼、機械類及び化學製品の輸出の擴張は、再軍備計畫が此等産業をして引續きその全能力を擧げて活動せしむる限り、また原料品の獲得が最近數年間さうであつたやうに依然として困難を呈する限り、大規模で行はれさうには思はれない。殊に、清算協定の作用のために、輸出の顯著な増加はそれに照應する輸入の増加なしには望まれない事情にある。

完製品の物價低落が止まつたことは新たに生じた好都合な出來事であつた。一九三五年中及び一九三六年の大部分を通じて、獨逸の輸入品の價格は増大しつゝあり、それと同時に完製品の價格は低落しつゝあつた。そしてこのことは獨逸をして、輸入原料品に對しヨリ多量の自國製品を與へることを必要ならしめたのであつた。